

会議録

令和5年
第2回定期会

会期：令和5年6月 1日
令和5年6月16日
(16日間)

小海町議会

第2回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日 (招集、上程、説明、議案質疑、委員会付託)	
開会	5
招集あいさつ・報告	6
議案第35号 (財産の取得)	10
承認第1号 (条例)	11
承認第2号～5号 (補正予算)	12
議案第36号～38号 (条例・補正予算)	19
陳情・請願等	30
第6日 (一般質問)	
第9番 小池 捨吉 議員	32
第6番 的埜美香子 議員	47
第1番 黒澤 敦史 議員	62
第8番 品田 宗久 議員	75
第2番 鷹野 文則 議員	83
第3番 篠原 哲雄 議員	85
第16日 (委員長報告、討論、採決、追加議案)	
開会・報告	100
議員派遣の件	101
承認第1号 (条例)	102
承認第2号～5号 (補正予算)	102
議案第36号～37号 (条例)	104
議案第38号 (補正予算)	105
陳情第1号・発議第3号	109
陳情第2号・発議第4号	111
陳情第3号	112
陳情第4号	114
陳情第5号	115
陳情第6号	116
陳情第7号	117
署名	120

令 5 年 第 2 回
小海町議会定例会議事日程

議件番号	付 議 件 名	審議結果
開会年月日時	令和5年6月 1日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和5年6月16日 午後 4時00分	
開会の場所	小 海 町 議 会 議 場	
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第1番議員、第2番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和5年6月 1日 至 令和5年6月16日 16日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
議案第35号	財産の取得について	原案可決
承認第1号	小海町税条例の一部を改正する条例について	原案承認
承認第2号	令和4年度小海町一般会計補正予算（第9号）について	"
承認第3号	令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	"
承認第4号	令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について	"
承認第5号	令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	"
議案第36号	小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第37号	小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第38号	令和5年度小海町一般会計補正予算（第2号）について	"

陳情第1号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書	採択
陳情第2号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書	〃
陳情第3号	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める陳情書	継続審査
陳情第4号	国保制度の改善を求める陳情書	趣旨採択
陳情第5号	介護保険制度の改善を求める陳情書	〃
陳情第6号	マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書	継続審査
陳情第7号	「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情書	不採択

《追加議案》

発議第3号	「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書	採択
発議第4号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書	〃

会議の顛末	令和5年6月 1日 午前10時00分に始め
	令和5年6月16日 午後 4時00分に終る

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職、氏名	町 長 黒澤 弘	会計管理者 井出智善
	副 町 長 篠原 宏	子育て支援課長 小平文仁
	教 育 長 中島行男	教育次長 井出直人
	総務課長 黒澤五雄	観光交流センター所長 小池司
	町民課長 井出知之	やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵	
	書記 井出善幸	

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	6/1	6/6	6/8	6/12	6/13	6/12	6/13	6/16
					総産委	民文委	予決委	予決委	
第 1 番	黒澤 敦史	○	○	○	○	—	○	○	○
第 2 番	鷹野 文則	○	○	○	—	○	○	○	○
第 3 番	篠原 哲雄	×	○	○	—	○	○	○	○
第 4 番	井出 和人	○	○	○	○	—	○	○	○
第 5 番	渡邊 晃子	×	×	×	—	○	○	○	○
第 6 番	的埜美香子	○	○	○	○	—	○	○	○
第 7 番	井出 幸実	○	○	○	—	○	○	○	○
第 8 番	品田 宗久	○	○	○	○	—	○	○	○
第 9 番	小池 捨吉	○	○	○	○	—	○	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	○	○	○	○	—	○	○	○
第12番	欠 員								
計		9	10	10	7	5	11	11	11
地方自治法第123条 第2項の規定による会 議録署名議員		第 1 番 黒澤敦史 議員							
		第 2 番 鷹野文則 議員							

令和5年第2回

小海町議会定例会会議録

「第1日」

* 開会年月日時 令和5年6月1日 午前10時00分

* 閉会年月日時 令和5年6月1日 午後 4時40分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○開会

議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和5年第2回小海町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。小海町議会は申し合わせにより先月5月1日に議長選挙が行われ委員会構成など新しい体制となり初めての定例会を迎えました。これは避けて通ることのできない、そして触れなくてはならない件であります。議会において議員定数に1名の欠員が生じてしまいました。議員の皆さんにおいて様々な思いもあるかと承知するところではあります。議会は常に動いており立ち止まることは許されません。あと2年の議員の任期を迎えるまで、私たち議員には議員としての職責を果たすべく議会活動を行う責務があります。コロナも第5類となり今まで停滞していた議会活動であります。11名の議員各位が新しい体制の中で町民の皆様の期待に応えられる議会活動をお願いするところであります。前期の議会において残されたいいくつかの課題や宿題がありますので、後期に向けて整理をしながら積極的に前に進めていただきますよう期待を致すところであります。</p> <p>ただいまの出席議員数は9人であります。なお、篠原哲雄議員と渡邊晃子議員は所用のため欠席との連絡がありました。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。</p>
----	---

日程第1 「会議録署名議員の指名」

議長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、第1番 黒澤敦史君及び第2番 鷹野文則君を指名いたします。
----	---

日程第2 「会期の決定」

議長	日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきましては、去る5月17日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。 議会運営委員長 井出幸実君。
議会運営委員長	ご報告いたします。 本日招集の令和5年第2回小海町議会定例会の運営につきましては、去る5月17日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は専決処分5件、条例改正案2件、補正予算案1件、事件議決案1件、陳情3件の合計12件であり、会期は本日より6月16日までの16日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日、午後5時までとします。但し質疑が5時を過ぎた場合には質疑終了後としますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ一般質問が1日で済めば7日は休会、8日午前10時から合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですのでご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。
議長	お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から6月16日までの16日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの16日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配付申し上げたとおりであります。
<u>日程第3 「町長招集あいさつ」</u>	
議長	日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。 黒澤町長。
町長	皆様、おはようございます。 令和5年第2回定例会を招集申し上げましたところ大変お忙しい中、全議員のご出席を賜り開会できますことに、心より厚く御礼を申し上げます。 議員の皆様の任期が折り返し地点となり、先般の臨時会で議会構成が決まり、議長さんに有坂議長さんが再選され初の定例会でございます。行政と議会は車の両輪のごとくと例えられることが

多々ございますが、町の発展と町民福祉の向上を目指し町民益を第一に、議会の皆様にご理解をいただきながら、議会の皆様とは車の両輪として共に力を合わせ進んで行けますようご理解ご協力をお願い申し上げます。

さて、先日は先進7か国首脳会議、G7広島サミットが開催されました。ウクライナのゼレンスキーダ統領が来日されたことにより、世界恒久平和への願いが改めて鮮明になりました。ウクライナ情勢、経済安全保障、食料・保健・エネルギー問題などについて討議されましたが、いずれも私共の生活に直結するものであります。ウクライナ情勢からの物価高騰による生活不安、頻繁な最高気温更新・豪雨などエネルギー問題が起因すると考えられる異常気象などこのような問題・課題に対し地方行政として積極的に取り組む必要があることを改めて感じるところでございます。また、新型コロナウィルス感染症でありますが連休明けの5月8日より感染法上の位置づけが2類から季節性インフルエンザと同じ5類に移行しましたが、本年度のワクチン接種を65歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方を対象に総合センターにおいて5月19日から行っております。各行事等につきましては徐々に復活し、小学校の運動会、消防ポンプ操法大会など感染前に戻りつつあり活を取り戻しております。今後感染拡大が起こらないよう、それぞれの皆さんのが感染対策を取った中で実施すべきと考えております。最後に、今年も梅雨の季節がやってきます。大雨やゲリラ豪雨などによる災害の発生も心配され、エルニーニョ現象の発生予測がマスコミで報道されておりますが、町の基幹産業の一つである農業、高原野菜の出荷も始まり数カ月後には最盛期を迎えます。大きな災害がなく、農家の皆様の苦労が報われるような年になる事を願うばかりでございます。また、予期せぬ災害時などに町民の皆様の期待に沿い、町民の皆様が「あてにする」役場であり役場職員でなければなりません。迅速な対応ができるよう常々心がけ準備を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

それでは続きまして本定例会に提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。議案第35号 財産の取得についてであります。消防団第3分団八那池班の小型動力ポンプ付き消防自動車の購入につきまして、先日指名競争見積入札を行い、懇飯田機械ポンプ商会が消費税を含め12,991,000円で落札され仮契約を締結しております。この仮契約に対し議会の議決をお願いするものでございます。本日審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。承認第1号 小海町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正に伴い関連する条項の整備を行い、小海町税条例の一部を改正し専決処分したものでございます。承認第2号 令和4年度小海町一般会計補正予算（第9号）については、歳入歳出予算の総額

に 53,495 千円を追加し総額を 5,130,812 千円としたものでございます。主な要因は精算によるものです。歳入につきましては、町税の確定により 13,723 千円の増額、地方交付税では特別交付税が確定したことにより 54,305 千円の増額となりました。歳出につきましては、総務費が 5,378 千円の減額、民生費が 35,256 千円の減額、衛生費が 11,532 千円、農林水産費が 12,282 千円、商工費が 7,754 千円、土木費が 8,552 千円、教育費が 12,766 千円、災害復旧費が 3,237 千円、公債費が 2,110 千円それぞれ減額するなど精算を行ったもので、予備費の総額を 260,174 千円としたものでございます。承認第 3 号 令和 4 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、歳入歳出予算の総額に 2,756 千円を追加し、総額を 539,160 千円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳入で県支出金を 3,301 千円増額、歳出は予備費を 3,709 千円増額としたものでございます。

承認第 4 号 令和 4 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）については、歳入歳出予算の総額から 7,465 千円を減額し、総額を 705,897 千円としたものでございます。主な要因は精算によるものでございます。承認第 5 号 令和 4 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入歳出予算の総額から 649 千円を減額し、総額を 77,723 千円としたもので、主な要因は精算によるものでございます。以上 5 件につきましては 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。続きまして、議案について概要を申し上げます。議案第 36 号 小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申をいただいた上で保険料率を改正する他、地方税法の改正に伴い関連する条項を改正するものです。議案第 37 号 小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の定数を実団員数に合わせるため 157 人から 12 人減らし 145 人に改めるものであります。議案第 38 号 令和 5 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）については、歳入歳出予算の総額に 100,368 千円を追加し、総額を 4,217,394 千円とするものでございます。主な補正内容につきましては、歳入では、国庫支出金において、デジタル田園都市国家構想交付金 11,730 千円と新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金 43,686 千円を、子育て関係の補助金、交付金を 4,840 千円計上した他、財政調整基金からの繰入金を 33,312 千円計上させていただきました。

歳出では、総務費のうち企画費において、小海駅周辺活性化事業として 23,461 千円を計上しました。国庫支出金のデジタル田園都市国家構想交付金を充当し町の全体構想・グランドデザイン作成と、令和 7 年度からの第 6 次長期振興計画後期計画策定の基礎資料整備及び、駅アルル利活用整備運営費であります。民生費の社会福祉

	<p>費では、コロナ地方創生臨時交付金を充当し、物価高騰に対する生活支援事業として町民一人1万円分をPネット券で支援する町民生活支援事業に46,460千円、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付する国の緊急支援給付金事業に16,723千円計上しました。さらに民生費の児童措置費では、低所得世帯の18歳以下の子どもに対し一人5万円を支給する、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業に3,007千円計上しました。国庫補助金を充当したものでございます。土木費においては、本村親沢線の法面モルタル吹付老朽化に対する対策調査費として3,157千円計上しました。その他、人事異動等に伴う人件費の補正等でございます。</p> <p>以上本定例会にご提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げました。よろしくご審議の上、可決決定のお願いを申し上げ招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。</p>
--	---

日程第4 「諸般の報告」

議長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げてございますので、ご確認のほどお願ひいたします。そのほか、報告事項のある方はお願いします。</p> <p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
----	---

日程第5 「行政報告」

議長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。町長から行政報告をお願いします。</p> <p>黒澤町長。</p>
町長	<p>3点についてご報告いたします。</p> <p>1点目は観光交流センター八峰の湯の関係でございますが、先日5月29日から源泉の汲み上げ量が低下し、30日深夜に汲み上げができなくなってしまいました。原因は不明であり応急対応を業者に依頼したところでございます。源泉が汲み上げられないことから、循環に切り替えるなど利用者の皆様への影響を最小限に考えております。今後、原因調査、修繕を行ってまいりますが、議員の皆様にはその都度ご報告を申し上げますのでよろしくお願ひします。2点目は村上団地の分譲についてであります。先日5月28日に申込者による区画の抽選を行いました。6組の方が申し込まれ5組の方が今後契約の手続きに入ることとなっております。以後につきましては、隨時分譲を進めてまいるところでございます。3点目は日本ノルディック・ポール・ウォーク学会学術大会であります。</p>

	ですが、今月 17 日（土）当町で開催されます。大学病院の医学教授など医療関係者の集まりで、毎年会場を移して研究発表会を行つておりましたが、新型コロナの影響で4年ぶりの対面での開催であり、令和元年から日本ノルディック・ポール・ウォーク学会の事務局を小海町が行っていることなどから当町で開催することとなつものであります。ポールウォークと健康の講演会や、医療的検知から見たポールウォークの研究発表などが主な内容です。また、翌日 18 日（日）には、前日の学術大会と連携してフィンランディアウォークを開催します。
議 長	以上で町長の報告を終わります。 ほかに行政報告がありましたらお願ひいたします。
議 長	総務課長【令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告】 町民課長【佐久環境衛生組合議会第1回臨時会の報告】 総務課長【小海町長期振興計画審議会の報告】 町民課長【小海町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】 子育て支援課長【小海町結婚推進委員会の報告】 【小海町子育て支援推進委員会の報告】 観光交流センター所長【小海町松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】 副町長【小海町開発公社経営状況の報告】
議 長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。

○ 議案の上程

議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第35号は上程から採決まで、承認第1号から議案第38号、請願・陳情等につきまして上程から付託までといいたします。それでは、順次議案を上程いたします。
-----	---

日程第6「議案第35号」

議 長	日程第6、議案第35号 「財産の取得について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。

(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 35 号を採決いたします。議案第 35 号を原案のとおり、賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 「承認第 1 号」

議 長	日程第 7、承認第 1 号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求める。 小平議会事務局長。
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求める。 黒澤総務課長
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 ここで暫時休憩とします。 (ときに 10 時 57 分) 【小海小学校 6 年生社会科見学 (10 時 57 分～11 時 26 分)】
議 長	暫時休憩に引き続き午後 1 時まで休憩とします。
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構であります。 (ときに 13 時 00 分) 議事に入ります前に、先ほど 12 時 30 分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告を願います。 議会運営委員長 井出幸実君。

議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。</p> <p>6月12日（月）午後1時より総務産業常任委員会、視察なし。午後2時より予算決算常任委員会、視察なし。6月13日（火）午後1時より民生文教常任委員会、視察なし。午後2時より予算決算常任委員会、視察なし。また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察および全員協議会につきましては、6月8日に行います。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
---------------------	---

日程第8 「承認第2号」

議長	<p>日程第8、承認第2号「令和4年度小海町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>小平議会事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長朗読)</p>
議長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>篠原副町長。</p> <p style="text-align: center;">(副町長説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出ともページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>歳入10ページ、款1町税、項1町民税、項2固定資産税、項3軽自動車税。</p> <p>11ページ、軽自動車税続き、項4市町村たばこ税、項5入湯税、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税。</p> <p>12ページ項2自動車重量譲与税、項3森林環境譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金。</p> <p>13ページ、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款8ゴルフ場利用税交付金、款9環境性能割交付金。</p> <p>14ページ、款10地方特例交付税、款11地方交付税、款12交通安全対策特別交付金、款13分担金及び負担金。</p> <p>15ページ、分担金及び負担金続き、款14使用料及び手数料、項1使用料。</p> <p>16ページ、使用料続き、項2手数料。</p> <p>17ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金。</p> <p>18ページ、国庫補助金続き、項3国庫委託金、款16県支出金、項1県負担金。</p> <p>19ページ、項2県補助金、項3県委託金。</p>

	20ページ、款17財産収入、款18寄付金、款19繰入金、項11特別会計繰入金。 21ページ、項3基金繰入金。
6番議員	6番的整です。何点かお聞きしたいのですが、まず基金の繰入金の関係で財政調整基金、先ほど説明の中で主だったもので宅地造成200,000千円という話がありましたが、なぜこんなに余つてくるのかということをまず説明願いたいと思います。
総務課長	収入科目におきまして精算行為を行ってプラスの増額の収入となっております。その分を財政調整基金で調整しまして減額させていただいたという内容でございます。
6番議員	内容が充当先がどういうふうになっていたのか、財源不足を補うような、そういう内容になっていたのではないかと思われるのですが、その辺どうでしょうか。
総務課長	町民生活支援事業また温泉の改修工事、そして配合飼料の価格高騰による支援、そういうものについて精算行為がなされたものが主な内容でございます。
6番議員	そうすると交付税の見込みというか交付税分が収入になってきたという結果、こういう収支不足を補う必要がなくなった。そういうような見方でよろしいでしょうか。
総務課長	今おっしゃられるようにそれぞれのプラスの精算になった部分、それと事業が予算額まで執行しなく、少額で済んだというか予算額までは必要なく事業が遂行できたという内容でございます。
議長	21ページ他に。
6番議員	他の件でお願いします。財政調整基金の下の森林環境譲与税基金の関係ですが、充当先が歳出の方でまた出でますが林業費と温泉費と土木費ということなんですが、一般財源が余つてきているなかであえて専決で基金を使うその理由はどう言ったことでしょう。さっき説明も少しあったかと思いますがもう一度お願ひします。
産業建設課長	歳出の方で関係がありますので私の方からお答えさせていただきたいと思います。精算で増えたというのは収入が増えたということも原因ではございますが、今森林環境譲与税を基金に積んでいる自治体が多いという、これをなるべく使うようにということを上部の方からは伝えられまして、なるべく小海におきましても利用していく方向で考えております。もっと早めに精算して収入が増えることが分かっていれば当初からもっと配分を考えた訳ですけれども、この時点だったということで使途も限られる訳でございますので、主に林地台帳の整備ですか林道それから支障木の伐採、中部電力と連携して伐採するようなものは該当になるというようなことがありますので、そういういた該当になるところに充てて精算をさせていただいたというものです。

議長	款 21 諸収入、項 3 受託事業収入、項 4 雜入。
6番議員	雑入の方で 2 節の温泉施設の収入で食堂収入 1,470 千円ということなんですが、歳出の関係で見たときに原材料というのが出てこないのですが、また歳出の方でやった方がいいのかちょっとこの辺がどうなのかお願ひします。
観光交流センター所長	食堂の方の収入ですけれども改修後の部分それとその前について当初よりも多かったということで、今回 1,470 千円ということで補正させていただいております。
議長	<p>22 ページ、雑入続き、項 5 延滞金加算金及び過料。 23 ページ款 22 町債。 歳出に移ります。</p> <p>4 ページ、款 1 議会費、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費。 25 ページ、一般管理費続き、目 2 財産管理費。 26 ページ、財産管理費続き、目 3 広報費、目 4 企画費。 27 ページ、企画費続き、目 5 地域振興費、目 6 積立金。 28 ページ、積立金続き、目 7 総合センター運営費、項 2 徴税費。 29 ページ、項 3 戸籍住民登録費、項 4 選挙費。 30 ページ、選挙費続き、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費。 31 ページ、社会福祉総務費続き、目 2 老人福祉費。 32 ページ、老人福祉費つづき、目 3 やすらぎ園運営費、目 4 心身障害者福祉費。</p>
6番議員	やすらぎ園運営費の委託料の関係ですが、施設改修計画作成委託ということで、これが 1,500 千円から 0 で皆減で 3 月補正で皆減しないでどうしてここでやるのか説明をお願いします。
やすらぎ園所長	この 1,500 千円の委託料なんですが、大規模改修の設計委託料でありまして、設計の方のお金が掛からなかつたので 3 月で落とせばよかったです。忘れてまして、ここで落とすことになってしまいました。申し訳ございませんでした。
6番議員	これ確か補正 2 号の予算だったと思うんですが、おっしゃられたように大規模改修計画作成委託ということなんですが、そもそも必要でなかったということでしょうか。その辺の説明をお願いします。
やすらぎ園所長	消防法の関係で地下のオイルタンク改修の設計費だったので、これは素人にはできないと思って計上させていただきましたが、全く同じ事業が小学校の方でやられてましたので、それを参考にして設計料をかけないでやったということでございます。
議長	33 ページ、目 5 あゆみ園運営費、項 2 児童福祉費、目 1 保育所費、34 ページ、保育所費つづき、目 2 児童措置費、目 3 児童館運営費、目 4 結婚推進・子育て支援費。

	<p>35 ページ、結婚推進・子育て支援費続き、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費。</p> <p>36 ページ、保険衛生費続き。</p> <p>37 ページ、項 2 生活環境衛生費、目 1 生活環境衛生総務費、目 2 塵芥処理費、目 5 町営バス運行管理費。</p> <p>38 ページ、款 5 農林水産費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、目 2 農業振興費、目 3 畜産振興費。</p> <p>39 ページ、畜産振興費続き、4 目農地費、項 2 林業費、目 1 林業振興費、目 2 県有林受託事業費。</p>
6番議員	農業費の農地費の中の委託料、国土調査事業費これも 100 千円皆減ということですがこの説明をお願いします。
産業建設課 長	この国土調査事業 100 千円につきましては、年度当初から国土調査の訂正が発生したときのために計上しているものでして、ほとんど最近では使われることがないんですけども、ただ発生した時に進めなければいけないということがありますので、計上はさせてもらっております。結果としてそういった案件がなかったということあります。
議 長	<p>40 ページ、目 3 林道費、款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費。</p> <p>41 ページ、目 2 観光費、目 3 国際交流センター運営費、目 4 松原湖高原観光交流センター運営費。</p>
6番議員	観光費の工事請負費ということで観光看板設置工事繰越明許になっていたとは思うんですが、これは工事費はもう確定されたのかということと、工事契約はどうなっているかその辺説明をお願いします。
産業建設課 長	繰越の関係につきましては減額した後の 1,727 千円これが繰越の内容でございます。こちらの△の 1,265 千円につきましては別途先ほどの説明にもありました稻子湯の入口に八ヶ岳中信高原国定公園という木造といいますか木の標柱のような大きな組まれたものがあるんですけども、その関係で実施する予定だったんですけども、協議していく中で揉めて結果として進まずちょっと見送っている状態ということでございます。
議 長	<p>42 ページ、松原湖高原観光交流センター運営費続き、款 7 土木費、項 1 土木管理費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費。</p> <p>43 ページ、道路維持費続き、目 2 道路改良舗装費。</p> <p>44 ページ、款 8 消防費、款 9 教育費、項 1 教育総務費。</p> <p>45 ページ、項 2 小海小学校費、目 1 学校管理費、目 2 教育振興費</p>
6番議員	学校管理費の 15 節原材料費 650 千円から 0、皆減ということですがこの説明をお願い致します。
教育長	毎年度末の話になりますけれども新年度に向け校庭の砂を入れる作業、要は砂代なんですけれども、今年の 3 月の状況ですと大変乾

	きが進んでおりまして、砂を入れずに済んだというのが結論でございます。ですのでこの原材料砂代が全くゼロで収まったということでございます。
議長	46 ページ、教育振興費続き、項 3 社会教育費、目 1 社会教育総務費。 47 ページ、目 2 公民館費、目 3 美術館運営費、目 4 音楽堂運営費。 48 ページ、項 4 保健体育費、目 1 保健体育総務費、目 2 小海小学校給食費、目 3 スケートセンター運営費。 49 ページ、款 10 災害復旧費、款 11 公債費、款 12 予備費。
議長	その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
11 番議員	42 ページの土木費負補交の中で 1,500 千円県工事負担金、3 月の終わりに来てこの負担金、何に使ったのですか。
産業建設課長	先ほどの副町長の説明にもあったわけですが、急傾斜地の測量に對してということで県が土村 6 号、これは老健の辺りから土村公園の周囲と言いますか小海トンネルの西側の方までの調査をしたということでございまして、30,000 千円の 50% ということです。これにつきまして大体県の方も事業を進める段階で文書のやり取りを通常するのが普通でございまして、2 月、3 月の最終補正の時にこういうことを確認するのですが、その時にはこれで無いということで減額したにも関わらず請求が来たということで私たちも不本意なところがあるんですけれどもこの負担金を納めろということですので今回計上させていただきました。
11 番議員	そうすると 30,000 千円の 50% の 1,500 千円ということですけれども最初に話をした時と話が違っていたということで県がこの時期に慌てて請求を出してきたということですか。そんなことあるんですか。
産業建設課長	通常は無いことでありますし、ちゃんと承諾書もこちらから出して文章のやり取りをした後にこういったことが発生したんですけども県の皆さんも忙しい中でありますのでそういうことと捉えております。
6 番議員	同じく 42 ページなんですが商工費の関係で委託料、電気自動車充電器補修委託料ということで 389 千円から 0 ということなんですかどうしてでしょうか。
観光交流センター所長	この電気自動車充電器保守ということですが、今まで保守をしていただいた業者が変更になったということで保守形態というものが変わりまして、委託料として 389 千円当初予定していたんですけども、その分管理の方でその時の電気スタンドの収入をそのまま委託料という形で賄えたというで改めてこの 389 千円保守料としてお支払するということがなくなりまして 389 千円落とさせていただきました。
6 番議員	5 年度の予算の中にも計上されていると思うんですけどもその関

	係はどうなるんでしょうか。
観光交流センター所長	5年度予定するときにそういった形の話が委託業者となりまして5年度の方当初計上してしまったんですが、この先そこもなくなるということでお願いします。
議長	他にございませんか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより2時25分まで休憩といたします。 (ときに13時58分)

日程第8 「承認第3号」

議長	日程第9、承認第3号「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。 (事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。 (町民課長説明)
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入、7ページ、款1国民健康保険税。款2使用料及び手数料。款3県支出金。 8ページ、款4財産収入。款5繰入金。款7諸収入、項1延滞金及び過料。 9ページ、項2雑入。 歳出、10ページ、款1総務費、項1総務管理費、項2運営協議会費、項3趣旨普及費。 11ページ、趣旨普及費続き。款2保険給付費、項1療養諸費。 12ページ、項2高額療養費、項3出産育児諸費。 13ページ、項4葬祭諸費、項5移送費、項6傷病手当金。 14ページ、国民健康保険事業費納付金。款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費。 15ページ、項2保健事業費。款5基金積立金。款6諸支出金。 16ページ、款7予備費。 全体を通じて質疑のある方はございますか。 (質疑なし)

議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 10 「承認第 4 号」</u>	
議 長	日程第 10、承認第 4 号「令和 3 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入、6 ページ、款 1 保険料、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、項 2 使用料。 7 ページ、款 3 国庫支出金、款 4 支払基金交付金。 8 ページ、款 5 県支出金、款 6 サービス収入、款 7 財産収入。 9 ページ、款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、2 項貴金属繰入金。 10 ページ、款 10 諸収入。 歳出に移ります。 11 ページ、款 1 総務費。款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費。 12 ページ、介護サービス等諸費、12 ページから 15 ページまで、項 2 介護予防サービス給付費。 16 ページ、同じく介護予防サービス給付費続き。 17 ページ、同じく介護予防サービス給付費続き。 18 ページ、項 3 その他諸費、項 4 高額介護サービス費。 19 ページ、高額介護サービス費続き、項 5 高額医療合算介護サービス等費。 20 ページ、項 6 特定入所者介護サービス等費。 21 ページ、同じく特定入所者介護サービス等費続き。 22 ページ、同じく特定入所者介護サービス等費続き。款 3 地域支援事業費、項 1 日常生活支援総合事業費。 23 ページ、日常生活支援総合事業費続き、項 2 一般介護予防事業費。 24 ページ、一般介護予防事業費続き、項 3 包括的支援事業任意事業費。 25 ページ、包括的支援事業任意事業費続き、項 4 その他諸費。

	26 ページ、その他諸費続き、款 4 基金積立金、款 5 諸支出金、款 6 予備費。 全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

日程第 11 「承認第 5 号」

議 長	日程第 11、承認第 5 号「令和 4 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。 (町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入、4 ページ、款 1 後期高齢者医療保険料、款 2 使用料及び手数料、款 3 繰入金。 5 ページ、款 5 諸収入。 歳出に移ります。 6 ページ、款 1 総務費、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、款 3 諸支出金。 7 ページ、款 4 予備費。 その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
議 長	予算書について、ほかに。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

日程第 12 「議案第 36 号」

議 長	日程第 12、議案第 36 号「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。

	本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)

議 長 これで質疑を終わります。

日程第 13 「議案第 37 号」

議 長	日程第 13、議案第 37 号「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより 3 時 20 分まで休憩といたします。
	(ときに 15 時 02 分)

日程第 14 「議案第 38 号」

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに 15 時 20 分) 日程第 14、議案第 38 号「令和 5 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 篠原副町長。

(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。
議 長	令和5年度小海町一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入7ページ、款1町税、款11地方交付税、款13分担金及び負担金、款15国庫支出金、項1国庫負担金。
6番議員	何点かお聞きしたいんですが、一番上の町民税の関係で滞納繰越分50千円ということなんですけれど、この時期というか言い方悪いんですけどもたったの50千円をここに載せる必要があるんでしょうか。その辺の説明をお願いします。
総務課長	法人町民税50千円滞納分ということで令和4年度の予算、決算見込み出納閉鎖が過ぎた段階で第1号法人資本金が1,000千円以下そして従業者50人以下の小規模な事業所ですが、この方から均等割の50千円が納付いただけなかったという実態でございます。したがいましてその分を今回の補正予算で計上させていただいたという内容です。その法人にあたっては比較的厳しい経営状況の中で納めてもらうようにお願いをしているという内容でございます。
6番議員	納付の方はまだということでしょうか。
総務課長	まだ納付には至っておりません。
6番議員	それが例えば6月の納付になってくるのか。そうすると9月補正でやってもいいんじゃないかなと。あえてここで急ぐ必要があるのかどうか、その辺どうお考えでしょうか。
総務課長	今言われるように決算を過ぎた段階でそれを見て計上しても良かったんじゃないかというご指摘でございます。今まで法人町民税が滞納が発生するということがほとんどなかったと記憶しております。そういう状況の中で担当も真剣にこれは困った、まずいということで早めにこのような予算計上をさせてもらったという内容でございます。
6番議員	もう1点分担金及び負担金、負担金の中の人事異動ということで当初予算の方では開発公社の職員の共済という説明だったと思うんですが、もう一度説明をお願いします。
総務課長	今おっしゃられるとおりでございます。この議会の冒頭開発公社の経営状況を副町長の方から申し上げました。その最終段階で事務局長の今まで再任用職員になったものが退職をしまして公社のプロパーになったと。そして事務局長になったという経過の中でその者が退職された関係で派遣職員から外れたということで負担を求めなくなつたという内容でございます。
議 長	8ページ、項2国庫補助金、款16県支出金、款17財産収入。
6番議員	8ページの財産運用収入の関係で財産貸付収入。先ほど説明資料の

	方でもご説明があったんですが、3月の時点で図が示され横丁さんのところがエリアがまた広がるというようなそういうたったの説明だつたと思うんですが、そうするとコミュニティスペースが半減することになると思ってくると思うんですけど、やはり3月で図まで示して条例まで作ってそれをまた変更ということになっていくのかその辺の説明をお願いします。
総務課長	3月の第1号補正でお願いをした案件でございます。資料綴りの22ページをご覧いただきますと、先ほど副町長申し上げましたが図面が出ております。そして3月の時点ですと旧アルルの実際に使われていた所を想定して予算を計上しております。ただ静岡横丁さんにつきましては、非常に広い面積を使われていたので実際に現場で立ち会いまして希望の面積というか協議の面積それを1号の補正予算に計上させていただいております。それが上の表の58m ² の部分であります。そしてその後、実際に使い契約許可・申請の段階になりますとして図面の緑色の部分を使いたいということでございます。そして最初に使うと予定しておりましたところがこの緑色の部分の右側のちょっと太い線で囲った1cm2cmぐらいの何も文字が入っていないところ、ここを最初お願ひをしたいということでございました。ところがこの左側の横丁140mという口出しの下の倉庫とか事務室も実際に使われていてバックヤードとして使いたいということでこの面積になったという経過でございます。そしてコミュニティ施設、広場の部分が狭くなってしまうのではないかというご指摘もございます。ただこれについては静岡横丁さんの緑色の部分の一番右側の1点の点線の2mmくらい左側に堀の線があります。この線については現場の壁の位置でありまして、最初の位置からは動いていないという状況であります。コミュニティ施設、広場のほうにはせり出したようなことにはなっていない、奥の方を使うように広がったという内容でございます。
議長	9ページ、款19繰入金、項3基金繰入金。 歳出に移ります。10ページ、款1議会費、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2財産管理費。 11ページ、財産管理費続き、目4企画費、目5地域振興費。
6番議員	11ページ企画費の中で先ほど説明がありましたデジタル田園都市国家構想交付金ということで、長期振興計画のアンケートを当初考えてたのをゼロにしてそれを小海駅周辺活性化事業の方へという内容だと思うんですが、長期振興計画の全体構想が駅周辺の活性化事業と一体となっていくのかどうか、その辺がこの説明では何となくそういう感じに見えるんですけれどいかがでしょうか。
総務課長	長期振興計画では7年からになります6年度は具体的な計画を作るということでございました。ただ先ほども申し上げましたデジタル田園都市国家構想交付金この交付金を申請しております該当になったというか認めてもらえた。そういう中において1年前倒

	しのような形で交付金2分の1を利用して長期振興計画の準備段階の全体構想そういうものを作成させて頂きたいという内容でございます。9,333千円でありますが駅と同じもの一つのものとか一体のものとかそういったことではなく町全体の計画づくり、これを一つの柱として先ほどの9,333千円、そしてもう一つは資料の23ページなんですが、②の駅周辺活性化事業これはこの事業にマッチした駅周辺の活性化そういうものに取り組んでいくというものを14,100千円それを計上しまして相対的に進めさせていただきたいという内容でございます。
11番議員	今説明を聞いてきたんですけれども長振後期計画整備9,333千円、それから駅周辺活性化事業に14,128千円ということで予算上見るとこれが全部23,461千円が委託料に載っているわけですけれども、長振のほうの後期のところ9,333千円はこれから先のことであるからわかりますけれども、下の駅周辺活性化事業、上の9,333千円もそうですけれども、委託料で載せてあるということは既に委託先は目星が立っているのか。それから運営スタッフだとか工事っぽい監視カメラ、Wi-Fi整備だとか電気通信工事も全部委託でやっていくとすればどういうところの委託業者を想定してやっているのでしょうか。
総務課長	町に精通したと言いますがそのような業者が何社かございます。そういう業者また昨年JR企画にお願いをしまして若干の作業をしていただいた。そういう経過の中でそういう業者に事業委託をし、そして運営、施設の整備、運営を一括してお願いをしたいということでございます。見積の数字を出す段階でありますて実際の動きについては改めて提案型の事業の内容を示していただいた中で業者選定をしていくということになろうかと思います。
11番議員	そうするとこれは23,461千円の中に7,425千円で運営スタッフは2名分配置されると。それから光熱水費そういう諸々のものも全て一括して例えばJR企画がまあどこのJR企画か長野の方、佐久の方にもワークテラスでやったりしますけれども、この事業に関しては中身をいつどこで吟味したところで委託するという考えになってくるわけですか。町のものが主になってやっていくならいろいろな試行錯誤も出てくるだろうと思いますが、委託に全部23,461千円にあるということはその審査だとかそういうものはどこで、これが後ろに書いてあるプロジェクト会議の人たちがやつたところで決めていくのか。10月頃先ほど副町長の説明では待合や自習室整備は10月頃から使用開始するということでしたが、かなり工事も迫ってきていますし、既に6月に入っているということで一括委託だけの予算措置でスムーズに進んで行くの。
総務課長	この委託につきましては先ほども出ましたが、プロジェクト会議そういうもので検証を常に行くという内容でございます。自習室の運営、そしてそれにはマネージメントのスタッフ、そして推進

	のスタッフ、それをそれぞれ1名ずつ想定をしております。その他に駅拠点構想、ワークショップ、どのようななかたちにするか順次検討しながら委託の中でもしっかりと全部やってもらうということではなく、町の立ち位置をしっかりとした中で委託をし事業を推進していきたいといことを考えております。
11番議員	上のところの長振後期計画というのは今日明日という問題じゃないかと思いますけれども、ワークショップ企画は町民だとか有識者だとかこれも委託することによって全部そういったところに任していくわけ。今まで長振だとかは町が素案を練ってやってきたがそういう形の中でもうちょっと補正で急だったからなのかちょっと一括 23,000 千円委託に載せる。お金を払ってあとは向こうの委託を受けたものなりにということで予算の範囲内でということで町民が関わったりするときにまた運営スタッフも2名どこになるのか知りませんが自習室のところへそれから常時いてチェックしてくれるんですか。
総務課長	常に町が同時に進行して行くという内容でございますが、長期振興計画の作業、それと2本立てにはなっておりませんけれどもこの両方の事業を調整しながら進めるということも一つでございます。そして町の皆さんヒアリングだとかそういうもの、そして有識者からのアドバイスそういうものも交えた中で町づくりを進めていくと。そして駅周辺も同時に進めていきたいという内容でございます。
11番議員	3回ですので後は予算決算でゆっくりやりたいと思います。
議長	12ページ8目駅周辺運営費、項2徴税費。 13ページ、項3戸籍住民登録費、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費。 14ページ、社会福祉総務費続き、目3やすらぎ園運営費、項2児童福祉費、目1保育所費。
11番議員	やすらぎ園の給与費についてお尋ねします。3,063千円ということで人事異動ということであります。先般いただいた職員の配置表によりますとやすらぎ園の方にこれは配属された再任用職員の給料とそういうことの解釈でよろしいですね。このやすらぎ園に配属された職員、シルバー人材の事務局の仕事をしていると伺っておりますが、今までシルバー人材事務局は民間の方がやってたわけでありまして、多分シルバー人材の方から給料等は支払われていたと思うんですけど、これからいくとやすらぎ園がシルバー人材の今度事務局を受けたと解釈してよろしいでしょうか。もしそういう形でやすらぎ園が受託したとすれば、当然今まで民間の方に支払っていたシルバー人材局長費用というのも町の一般会計へシルバー人材受託料として入ってきてもいいんじやないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

総務課長	やすらぎ園の運営費、給与これは今申されるとおりでございます。やすらぎ園に配置した再任用職員の分でございます。そしてやすらぎ園に配置した職員、この者の業務これについては地域福祉事業そして社会福祉協議会の事務を手伝うというか同時進行、同じ業種でありますから同時進行でやっていくという内容でございます。そしてシルバー人材センターから小海の支所の運営を社会福祉協議会が受託をしたという形になっております。したがいましてその受託料、人件費に見合う分はともあれとしまして、受託料につきましては社会福祉協議会との契約の中で社会福祉協議会が収入をすると、そして町はその位置付けた職員は先ほど申し上げて諄いようで失礼でありますが、地域福祉事業、そしてその傍ら社会福祉協議会の事務を遂行するということでございます。そして現実には今たまたま社会福祉協議会で受託をしましたシルバー人材センターの事務局そのようなものを担当しているというのが実態でございます。
11番議員	やすらぎ園に職員の配置っていってるよね。やすらぎ園の職務の中には社会福祉協議会の仕事をするようになっているの。それで給料は一般会計の中から町のものから出しているんだよね。去年確かに開発公社に再任用職員を出したときに給料、町で負担してたの。それぞれの会計システムが別々なんだから小海町の一般会計に載っている給料は小海町の仕事をする者に対して払うべきものなんだよね。やすらぎ園の仕事をするから払うんだったらこれはわかりますけれども、会計年度任用職員もいてやすらぎ園も大規模改修をする予定だから分かるけど。今お聞きするとシルバー人材の仕事それから地域何とか事業と言ったけれども、その仕事をするのに町が一般会計から他の会計のところの給料を出す訳。普通そういうものをやるときには町は社会福祉協議会に補助金として出しているんじゃないの。この一般会計予算の中に載っている職員が他の会計の職業をやるということは一般会計組んでる予算の給与の中から支出することが妥当なの。やすらぎ園の改修とか大変だと思うけど、そのところに専念してるんだったら分かるしどんなに出したっていいけど、もしそういったところ出すんだったら身分は社会福祉協議会の方にやって町がその分に応じたものをちゃんと補助してやってこの3,000千円と今までシルバー人材としてやっていた方の給料には若干差があると思うからその分は社会福祉協議会に負担をさせては悪いからそれはそれで町が補助してやればという形になればいいけどただ一般会計の給料をそういったところに出すということになると私監査委員もさせていただいておりますけれども、果たして妥当かどうかどうかということになりますけれどもその辺はいかがでしょうか。
総務課長	実態としましてはやすらぎ園の科目から給料を支払っている職員その者については社会福祉協議会の事務を兼務しているということになります

	が実態でございます。過去からそういう方法で例えばやすらぎ園の所長が社会福祉協議会の事務局長を兼務をしているというような形で運用させていただいているという内容でございます。
11 番議員	例えばやすらぎ園の所長の給料は町が出していると。多分開発公社に町の職員が出向いたときに公務員共済の問題が絡んできただよね。そういったところでこれ籍を抜いちゃうと公務員共済から外されちゃうんだよ。だから負担金という形で籍だけ置いといてその人の将来にマイナスにならないようにということでやっている。たまたまやすらぎ園は町の部局の中に入っているから社協の身分が保証されてやっている。ところが今度の再任用職員は若干やすらぎ園の園長とは立場が違うわけでしょ。同じ定数条例の中にはカウントされていても諸々の退職金とか絡んできていることからやすらぎ園の園長のことを取り上げるのではないかと想定していましたが、今の現役なんだよね。やすらぎ園の園長は。再任用職員されているわけだからそういった身分的なところも違つてきている。町の予算でそういったところに出していくのかということでありますのでその辺のところをお尋ねしているわけです。私の質問はこれで終わりにします。
やすらぎ園所 長	篠原伸男議員さんには社協の方の監査もやっていただきまして過去の監査委員の社協の理解度を考えさせていただきますと、社協が経営難、赤字になったというのは介護保険の事業が減ってきたという中で本来は地域福祉事業それから介護保険事業、介護保険事業については民間の方でもやっております。地域福祉事業は町との両輪で委託をして事業をやると。そういった中で今まで小海町社協は介護保険の中で儲かっていた。言うなれば介護報酬のお金を地域福祉の方に投入していた。だから結局町は委託料を出さなくて済んでいた。これが社会福祉協議会の形でありまして、もっと先進地は地域福祉事業と介護保険事業、民間でやる介護保険事業と同じところについてはてこ入れをしません。という中で地域福祉事業、例えば支えあいマップを受託したりお弁当を配ったりといった事業は、例えばお弁当を配ると1件当たり250円と、その積み重ねで職員の人事費に充てているという中で、とても250円配ったお金で職員1人は賄えるわけではございません。本当に小海町の方から支えあいマップを作ったりそういうので1人材を派遣していただきました。私も先ほど話が出ましたとおりやすらぎ園の所長ではありますが実際にやっている仕事は小海町社会福祉協議会の仕事です。県の社会福祉協議会みたいに全職員の人事費を県が負担してくれるというところならいいんですけども社協は結局介護保険事業の方を頑張らないと全員の給料は払えない。という中で地域福祉事業については町からお金なり人材で応援していただくという形になってくると思います。そういう中で今回シルバー人材センターというところにスポットが当たっているんです

	が、我々は地域福祉事業として繋がり隊や人材派遣業要はいろいろなシルバー人材もそうなんですが、その下にボランティア連絡協議会、それからおやじ隊それからいろいろな地域の仕事をしていただく事業が地域福祉の中にはあります。そういう中で我々としては地域福祉のシルバー人材、人材派遣業、ボランティア連絡協議会もボランティアで無償、有偿もありますが地域の人が困らないように支援をする。シルバー人材はお金をもらって支援する。もっと言うと地域福祉の中にはそれでもできない仕事をおやじ隊ですとか繋がり隊ヤングという若い人たちが例えば屋根のとよの清掃をしてくれる。
議長	宮澤所長、話を短く。
やすらぎ園所長	はい。ということでシルバーではできないという時にこの地域の人達を支える事業をシルバーとすべての5事業と一緒にしてやる。その中で今の既存の職員でやるのはちょっと無理だということで1人派遣をしていただけないかということで今回のこういうことになつたとあります。非常に難しいところなんですけど、今町からの派遣で来ていただける方はこの予算をお認めいただければ3名と。3名でやってやつといろいろな地域福祉事業ができるというころでご理解いただければと思います。
11番議員	局長と論議がすれ違っているけれども派遣するならするでいいんだよ。その分は町がちゃんと社協に補助してやつたって。それは全然構わない。ただこういうシステム上のところで給料が載っているものが、聞けば社協の会長さんから辞令を貰ったようなことを聞いているけれども、一般的に一般の事務職員がそういうことがあり得るかということ。足りない分は社協のやっている仕事がそれなりに立派なことをやっているんだから足りない分は町が補助する。だから今まで5年間で10,000千円、いろんなところで補助してやっていく、それは局長の言うとおりでいいわけ。社会福祉協議会の仕事のことじゃなくて私は一般会計のシステム上のことをお聞きしているわけだから。その辺は局長も誤解のないように。だから今言ったみたいに再任用職員初めから社協にやってその分の給料を補助してやればそれはそれで済むわけだから。会計年度任用が確かに社協に1人いたよね。それからまた大掛かりな工事もやつたりするときにはそれはそれでまたやすらぎ園の予算で一般会計で載せてくる。それは全然問題はなくてただ一般会計の中の給料でもって他のセクションの仕事をすることが妥当かどうかということを聞いているわけです。
議長	この件はまた委員会でお願いします。
6番議員	この件はまた委員会でということなのでシルバー人材と社協が受託を受けたということなんですねけれど、会計の流れがどういうことになっているのかということをまた委員会の方で説明していただきたいと。お金の流れと仕事の流れ、シルバー人材の方です

	ね。それを委員会でお願いしたいと思います。
議長	<p>この件は委員会でお願いします。</p> <p>15 ページ保育所費続き、目 2 児童措置費、目 3 児童館運営費、目 4 結婚推進・子育て支援費。</p> <p>16 ページ、結婚推進・子育て支援費続き、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、目 2 予防費。</p> <p>17 ページ、予防費続き、項 2 生活環境衛生費、款 5 農林水産費、項 2 林業費。</p> <p>18 ページ、款 6 商工費、款 7 土木費、項 1 土木管理費。</p>
6番議員	商工費の観光費の中の負補交で星まつりの補助金ということで当初の方で進め方の協議をしていると。それで当初ではゼロという説明があったと思うんですけど、その協議結果でこういうのが載ってきたのか。その辺お願いします。
産業建設課長	当初予算がゼロということだったんですけども、昨年の開催の実行委員会の反省会時点ではなかなか内容的なものまで検討できなかったということで、その後観光協会を中心に意見調整を行いまして内容についてはまだこれからなんですけれども、開催するについてとにかく実施する方向ということのみ関係者と確認をして、先日 5 月 29 日に第 1 回の実行委員会を開催してスタートについた段階なんですけれども、提案の中では案ということでお示しはしておりますが、この予算も以前の開催の補助金等鑑みて決めておりましてまだ内容何を実施していくということはこれから実行委員会で決めることになっていきます。やっとスタートに着くことができるということの予算ということでよろしくお願いします。
6番議員	今観光協会という話も出てきたんですけど、これ民間でやっていたのがうまくいかなかったという話も聞いたんですが、これ町が主体性を持ってやっていくのかどうかその辺だけお願いします。
産業建設課長	観光協会への補助金ということですけれども事務局は町の職員が行っております。観光協会は、町と言っても過言ではない関係でございますので両者を中心に進めていくという方向に決定したということでございます。
議長	<p>19 ページ、項 2 道路橋梁費、款 8 消防費、款 9 教育費項 1 教育総務費。</p> <p>20 ページ、項 2 小海小学校費、目 1 学校管理費、目 2 教育振興費。</p> <p>21 ページ、項 3 社会教育費、目 1 社会教育総務費、目 3 美術館運営費。</p> <p>22 ページから 26 ページ、補正予算給与費明細書、22 ページ、23 ページ、24 ページ、25 ページ、26 ページ。</p>
6番議員	23 ページの一番下の段ですね。会計年度任用職員の職員手当の内

	訳の中に特殊勤務手当というのが見られるんですがこれはどんな勤務のことを指すのかお願いします。
総務課長	23 ページの下の特殊勤務手当、今回この言葉を標記させていただきました。学校教育法におきまして特別支援学級へ担当する場合、特殊勤務手当を払うという制度がございます。そして日額 600 円ということが定められております。これを受けましてこのような児童が発生をし、その職務に当たる会計年度職員を雇用したという実態でありますので、町の会計年度任用職員の規定等支給に関する規則を変更しましてこの手当を創設し、予算を計上させていただいたという内容でございます。
教育長	補足をさせてください。本来ならば小海小学校、知的と自情障という関係で特別支援学級 2 学級ありまして県からの職員が担任を行うところでございますけれども、3 ヶ月間の療養休暇ですとか後は学校内のやむを得ない人事によって本来特別支援学級を担当していた職員が普通学級への担任になるということがこの 4 月に生じてしましました。その担当していた自情障のクラスにやむを得ず町の雇用している職員を充てざるを得なくなつたために、そういたケースで同じ内容の担任をするのに一方は県からきちんと 600 円貰えていた。一方は町だから制度がないでくれられないということにもいかないものですから、今総務課長から説明があつたように規則の方を改正させていただいて日額 600 円を確保した次第でございます。よろしくお願いします。
6 番議員	すみません。前のページに戻って 20 ページと 21 ページの町費の支援員と人事異動の関係、その辺のことにも絡んでくるということでしょうか。さっき説明してもらえばよかったですけれど。
教育長	それでは 20 ページの教育振興費の報酬、給料等の関係を若干詳しくお話し致します。町の方では子供たちの安全を確保するため、またそれが教員の働き方改革の中で若干明るくなればいいんじゃないかなという考え方もあるって子育て支援の目玉としてなるべく子供を教える単位を小さくしようとする動きをここずっと続けていくところでございます。できれば各学年に正規の担任の他、支援員をつけて子供たちを守っていきたいという考えがある中で、望ましいのは 2 クラスにして担任をやっていただきたいという先生を探してそこに見つかれば一番いいんですけども、昨今の世帯担任は嫌だと。支援員ならできるという方がだんだん多くなってきているのが事実でございます。そんな関係で当初給料では 4 人の正規の担任の方を予算化はしたんですけども、実際に 4 月以降 2 人しかいないという状況であります。変わりなんですかけども報酬の方で支援員ならやってもいいよという方が 2 名見つかって当初 3 人から 5 人に増えたというところで今給料と報酬の関係の人数はイコール、人数的にはイコールなんですかけども実際のところそれでも足りない状況が教育現場の方ではございます。引き継ぎ人を

	探す中で今後また見つかりましたら補正等で対応させて頂きたいと考えておりますのでよろしくお願ひ致します。
6番議員	25 ページの中段のところに基準となる職務というのがあって 4 級と 5 級のところに主幹と参事というのがあるんですが、これはどこに配置されているのか。お願ひします。
総務課長	これは定年延長の条例改正を先般させていただきました。そして現在は定年延長に該当する職員はありませんので、ここに該当する職員はありません。
議長	その他全体を通じて質疑のある方はございますか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。

日程第 15 「陳情・請願等」

議長	日程第 15、陳情第 1 号から陳情第 7 号についてを議題といたします。 今定例会で受理した陳情は、お手元に配付したとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会でお願いいたします。
----	--

○ 質疑終了

議長	以上をもちまして、承認、議案、陳情に対する質疑を終結いたします。
----	----------------------------------

○ 常任委員会付託

議長	本日、議題としてまいりました承認第 1 号から議案第 38 号と、陳情第 1 号から陳情第 7 号は、会議規則第 39 条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、それにご異議はございませんか。
----	---

(異議なし)

議長	異議なしと認めます。 議案付託表のとおり付託しますので、よろしくご審査のほどをお願い申し上げます。
----	--

○ 散会

議長	以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 一般質問は 6 日、午前 10 時から行います。これにて本日は散会といたします。ご苦労様でした。 (ときには 16 時 40 分)
----	---

令和5年第2回

小海町議会定例会会議録

「第6日」

* 開会年月日時 令和5年6月6日 午前10時00分

* 閉会年月日時 令和5年6月6日 午後 4時 3分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○開会

議長 皆さん、おはようございます。今日は一般質問であります。平成30年に従来の一括質問、一括答弁方式に一問一答方式を新たに加えること、そして、質問時間は、質問、答弁合わせて1時間以内とすることが決まりました。あれから5年がたち、1につき3回に制限されていた方式から現在の方式となり定着しました。そのときに、併せて反問権についても協議されるなど、活発な議論がなされました。いずれにしましても、一般質問は議員の皆さんにとっては自分の考えを主張できる議員に課せられた大切な機会でありますので、行政のため、町民の皆さんに理解されるためにも、多くの議員の皆さん一般質問を活用されることを期待するところであります。定刻になりました。ただいまの出席議員数は10人であります。なお、5番 渡邊晃子議員は所用により欠席との連絡がありました。定足数に達しておりませんので、これより本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

議長 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。本日答弁のため出席を求める者は、町長、副町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて構いません。ここで、小池観光交流センター所長より発言を求められていますので、これを許します。小池観光交流センター所長。

観光交流センター所長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>先日、招集日のときに町長の挨拶の中にもございましたけれども、八峰の湯の入浴休止につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>まず、5月28日に汲み上げ量の異常の警報が出たということで、通常、八峰の湯は毎分、1分間に240リッター汲み上げておりますけれども、このときの異常が120リッターということで、そこから汲み上げ量が減っていきまして、30日の夜、午後10時に毎分30リッターということで、源泉のポンプ、それから源泉から送る送付ポンプということで停止をさせていただきまして、現在、6月5日から、入浴に関しましては休止という形の措置を取らせていただいております。レストランの営業につきましては、通常どおり行っておりますので、ご利用いただけたらと思います。</p> <p>詳細、詳しくの説明につきましては、全協のときに資料をお示ししまして、またご説明させていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいいたします。</p>
------------	---

日程第1 「一般質問」

議長	<p>日程第1、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、同63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>
----	---

第9番 小池 捨吉 議員

議長	初めに第9番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
9番議員	<p>9番、小池捨吉です。</p> <p>今年も、早々台風2号が沖縄に接近して、6月3日には本州の方まで来たというようなことで、太平洋側14都道府県で建物が771件、それから死者・行方不明者7名の被害が出ました。当小海町では大きな災害もなく、安堵したところであります。</p> <p>それでは、通告に従いまして、一般質問をります。</p> <p>最近、日本列島各地で地震が発生しておりますが、耐震化対策の効果もあって、震度3とか4ぐらいでは、新聞にも載らないような状況であります。その結果、国民の全体が地震に対する、要するに危機感ですね、危機感がなくな</p>

	つているように思われます。当小海町でも、周辺地域から見ましても、地震の揺れはあまり感じません。よって、他の地域での地震が発生しても、関心が薄いんではないかと感じられます。町民はともかく、行政職員は危機意識を持つべきだと考えます。小海町として、地震、感知把握ということで、どのようにして情報収集を行っているか、その辺のところをちょっとお聞きしたいですが、よろしくお願ひします。
町民課長	おはようございます。お疲れさまでございます。 危機管理の情報収集ということでよろしいですか。
9番議員	はい。
町民課長	危機管理の情報収集といたしましては、今現在、町といたしましては、各町村等の連携等の中で情報収集をしたりとか、あとは、県・国からの情報等を収集しながら、町の中でどのような対策を取っていったらいいかというようなことを検討協議した中で、防災体制をしっかりと確立させていくというような形を取ってございます。
町 長	付け加えさせていただきますが、長野県気象台と私の携帯電話が直結になっておりまして、そこからの連絡あった場合には、職員等々に瞬時に連絡ができるという形になっております。
9番議員	ありがとうございます。 今、町長の方からいい答弁を聞きましたので、非常に体制としては整っているというふうに理解しますので、よかったです。 最近、日本列島には頻繁に地震が発生しているわけですが、最近、茨城とか千葉の辺、それから、新聞にもあまり出なかつたり、いろいろしますけれども、5月30日は石川県、その日に熊本でも震度3がありましたと。それから、6月3日には北海道の函館、4日の日には、お昼のときにテレビの画面の上方にちょっと出たんですが、東京で震度3だったということです。 政府の地震調査委員会では、南海トラフに近接する日向灘や南西諸島で、30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震が70から80%の確率で起きるということで予想されております。当地は、駿河トラフと相模トラフが絡んでおりますもので、もし南海トラフが動いて大きな地震になれば、駿河トラフと相模トラフに影響が出てくると。それで、関東、太平洋側が被害が甚大になるではないかということで予想されております。 小海町としては、避難箇所での備品ということで、備品は調っていると思いますが、大災害になると人命確保に続き道路等の確保が優先されます。よって、集落内での復旧には、建設業界に頼ることはできないと思います。地区

	の復旧は、自分たちでできる範囲で復旧しなければならないというような状況に陥ると思います。今まで大きな災害に見舞われた地区は、地区での救助状況を見ますと、テレビ等で放映されているのを見ますと、人力作業が大半だと。重機も手配できない、要するに家屋や倒壊時の対応機器についてということで、その辺をどのように考えているかということをお聞かせしたいということで、いずれにしろ、大きな災害になったときには、要するに建設業界はあまり当てにならないということありますので、どの程度の対応機器を考えているかということをお聞きしたいですが。
町民課長	お答えいたします。 大地震が発生する、住宅に被害が発生する、住宅、その住宅に対して被害認定等の調査が行われたりします。その中で、調査判定したりいろいろなことを行った後で復旧作業、そのようなことが行われていくかとは思われますが、まずは余震等から自分自身、家族の身の安全をまず確保することということを大事にしていただきたいというふうに町では思っております。 災害が発生しますれば、地元、建設事業やその他の業種の方は、やはりライフラインの整備等に当たるというような形になると思われますけれども、そのほか町としましては、大災害になれば自衛隊、もしくは消防関係者に救助等をお願いしたり、または災害の復旧等をお願いするというようなことになるかと思います。また、ある程度の安全が確認されれば、町としましても、社会福祉協議会などを窓口といたしまして、災害ボランティアセンターを設け、家の片づけや修復作業の手助けなど必要な依頼があれば、また、各自ボランティアが道具等を持参しながら、災害復旧をお願いするというような形を考えてございます。
9番議員	今、町民課長からのご回答、大災害についてはそれでいいかと思いますけれども、一番が大きく出た場合は、大きく出たというか、地区としてはどういうふうにあれするかということなんですが、いずれにしろ、もうちょっと細かいところをどういうふうに考えているかということなんですけれども。いずれにしろ、例えば地震直後の復旧は重機にあまり頼れないと。要するに、地区の小さいところは、そこまで入ってこれないということで、幹線とかそれについてはやろうかと思います。それで大災害になればなるほど、手作業でなければ駄目というところが出てくるんではないかと思います。要するに、重機では間に合わないと。 以前、私がいた職場ということですが、破壊工具というのをそろえたということで、破壊工具は何かというと、手作業主体でもって家屋とか建物とかそ

	<p>ういうのを取り除かねば駄目だということで、重機が来るまで通路とかそれを確保しなくちゃいけないということです。破壊工具とは何かというと、機械に頼らないで少しでも早く応急復旧、道路の確保ですとか、器具としては、例えば手作業でやる、土建屋とかそういうのは持っているわけですけれども、パールとかジャッキ、それからおのとかつるはしとかスコップ等のことなんです。要するに各消防の分団で、どの程度の機材が確保されているか分かりませんけれども、各集落の公民館とか、その辺に少々の備品としてそろえることができるかどうかということで、多分消防はどの程度持っているかちょっと分かりませんけれども、各集落の公民館とかそういうところにも少しさはそろえたほうがよいではないかと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>小規模と言ったら変ですが、地震の場合の後処理というような形で、各地区的住民が行いたいというような場合の工具等の備えということでございますが、今現在では消防団、もしくは町の各地区につきましては、今おっしゃられたような部材というか機材というものは装備してございません。今後、そのようなことが起きれば、まず住民中心でやるということもあるうかと思いますが、まずは身の危険やそういうことも大事ですので、そこにある程度業者等も入れた中で、危険のないような形での処理を考えてございます。当面、捨吉議員がおっしゃっておられるような工具等につきましては、また各地区備えたらいいのか、消防団で備えたらいいのかというような形は、今後必要かどうかを検討させていただきたいと思っております。</p>
9番議員	<p>ぜひ消防団とか、詰所とかその辺のところにある程度のものをそろえることをお願いするということで、ひとつ検討してもらいたいと思います。よろしいですか。</p> <p>それでは、訓練ということになりますけれども、私が前に静岡に住んでいたときの防災訓練ということで、向こうはかなり徹底されて行っていましたということです。それは、大きな災害は必ず来ることを想定した訓練であります。訓練の例としては、男性と女性はちょっと違ったんですけども、男性は各所の川とかそういうところを土のうで止めて、消火用の水の確保ということをやっておりました。これは、消火栓が使えないということを想定したことあります。それで、あとは重機ではなくて、手作業で、要は建物の解体とかコンクリートブロックの撤去訓練はしていましたということです。</p> <p>それで女性は、消火器の訓練はかなりやっていました。それと、消防で使つ</p>

	<p>ている小型の消防ポンプによる消火訓練、それから炊き出し訓練を実施していました。女性の場合は、特に昼間は男性はあまりいないということを想定した中で、訓練が行われていたということです。</p> <p>小海町でも、各集落で行う防災訓練に手作業を主体とした訓練も必要ではないかと思います。この訓練も少しどこかの部落とか何とか指定して、訓練をしたらどうだということで、要するに川のせき止めとかそういうのは、消防もある程度把握していると思いますけれども、今どうしても消火栓を当てにしちゃって駄目 nº すけれども、どこのところを川を止めれば、どこに水が来るというのを各部落でも十分把握しておいたほうがいいような気がしますということです。そんなことで、訓練のほうも、例えばブロックの撤去とかそういうのもジャッキを使うとかバールを使うとかということで、手作業でやる訓練を少々やったほうがいいではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>毎年、町でも年1回防災訓練、全地区を挙げてやってございます。この数年につきましては、コロナ禍ということでありますので、大きな、大々的な防災訓練というようなことも実施していなかったわけですが、今後につきましては、今、小池議員申されたような防災対策の訓練等なども取り入れていったりして、また、大きな防災訓練にしていくというようなことも考えてございます。</p> <p>また、今現在各地区で地区防災マップというものを作っております。こちらが、今、全地区まで作成してございませんが、全地区完成した時には、その防災マップに基づいた避難訓練とか防災訓練等も実施したいなというようなことは考えてございますので、今、小池議員申されたようなこともまた参考にさせていただきたいと思います。</p>
町 長	<p>防災訓練の際、私と係で全地区といいますか、間に合う範囲で回っている感じからいうと、区長さん中心に非常に熱心に本場仕込みといいますか、そういった形でやっていただいているということを感じております。前々回が消火栓、そして、前回が消火器というような形でやってもらっていますけれども、実際に火を焚いて、それを自分で噴射して消していただくというような訓練がされておりますので、そういったものの充実というのは、これからもっと必要だと思いますが、小池議員のおっしゃられた災害時等々につきましても、各消防詰所にカケヤとかスコップ、つるはし、それから発電機ですね、そういうものは用意しておりますので、活用する時がなければいいんですけども、そういうものも含めた訓練、これから必要になろうかと思いま</p>

	す。ご指摘ありがとうございます。
9番議員	<p>いろいろ消防の詰所にもそろっているということでよかったです。</p> <p>それでは、もう一つのほうですが、大災害時の被災者の受入れについてということでちょっと聞きたいと思います。</p> <p>近年、東日本大震災のときに原発災害を受けた数人が、町のほうへ来たという経緯はあります。近隣町村として、大規模な被災者の受入れは例がないわけですが、近い将来、先ほど申し上げました南海トラフの巨大地震とかほかにマグニチュード8程度の地震が起きた場合、被災者の受入れが予想されるということです。町として、大々的に受入れはまだ例はないわけですが、もし、大きな災害時の受入れをやらざるを得なくなつたときの体制についてどのように考えているかということで、あってはならないと思いますけれども、どういうことが起きるか分かりませんので、町としての体制の考え方をお願いします。</p>
町民課長	<p>災害時の避難者の受入れというようなことでございます。災害時に、災害が起きた場合の他市町村との連携ということは、大事なことであるというふうに思ってございます。近年でいいますと、2019年の19号台風のときは、佐久穂町で甚大な被害が出まして、当町でもかなり現場の片づけ等に協力をしたというようなこともあります。小池議員申されたように、避難者の受入れも重要な協力体制の一つというふうに考えてございます。</p> <p>災害時、各市町村連携、協力をいたしまして、避難者の受入れは行っていくべきというふうに当町でも考えてございます。</p> <p>そのような中で、令和3年の5月9日付で信濃毎日新聞に、浅間山の噴火における避難者が最大19万人の記事が掲載されてありました。この記事を受けて、今現在、佐久広域連合のほうから、佐久広域管内の11市町村の危機管理部門の職員における勉強会というようなことが行われております。佐久広域の連合の火山防災部会というものが、今現在設置されておりまして、定期的な会議の中で佐久地域の避難者数と避難受入れ等について、調査研究を行っているところであります。東日本大震災などでは、当町被災者をあまり受け入れておりませんが、万一の場合は、関係自治体からの要請を受けて、町の体育館ですとか、あとは総合センターなどを一時避難所として、被災者が受け入れられるような形というのを取っていきたいというふうに思っております。</p> <p>また、リエックスとは協定を結ぶ予定ではございますが、各宿泊施設の協力を得まして、避難民の受入れを行っていきたいということも考えてございま</p>

	す。このような受入れ体制で協議はなされているというような状況でございます。
9番議員	<p>今聞きますと、佐久広域を含め、また、町内でもリエックスとか各旅館とが、その辺も協力ということで体制は整っているということありますので、大変今後も何かあっても、すぐ対応できるじゃないかと思いますので、ありがとうございます。</p> <p>次に、移住・定住についてお伺いしたいと思います。</p> <p>令和5年度の主要事業調書に、移住・定住促進事業が掲載されております。目的は、職場がないから人が町外へ流出すると。だから、地域の担い手となる人材を都市部からの移住希望者を募るということあります。移住していく人には、目的を持つてきます。働く場所が、農業とか林業だけでは、移住はしてこないと思います。小海町のPRとして、良いところ、また、場所により交通等の悪い条件も示して、誘致を進めることが必要ではないかと思います。</p> <p>移住者の生活スタイルに合うような場所の提供が望ましいと考えますが、この辺の考え方は、町としてはいかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>お疲れさまでございます。移住者の皆さんに対しての場所の提供というご質問というお話をございます。</p> <p>町は、人口の増加を目指しまして、人口減少を食い止めるということを進めています。そして、1つには、宅地造成、住宅建設が可能な土地を準備をする。そして、少子化対策。少子化対策には、子育て支援がついて回り、そして、非常に重要だと位置づけております。そういう中で、大規模な自治体とは違いまして、全国的に知名度があまり高くない、比較的小さな自治体、小海町のような自治体は、その存在を知っていただく、それが第一だと感じております。そして、知っていただいた次には、ここへお越しいただく、そして、今ご質問のように、ここでその希望が提供できるかどうかということが大変重要であって、また、実際にはハードルが高い部分になってくるんではないかと。そして、この地域を知っていただくためにどうするかということが、一つの手法、問題になってきます。県や地域活性化センター、そういうところが主催しております首都圏を対象としました移住合同セミナー、そういうものに参加をしたり、また、最近では教育移住の関心が非常に高まっているというか、話題に上っております佐久穂町との合同の移住体験の企画、そういうことを行っていくということだと思います。そして、実際にお越しいただくハードルを下げる、来てもらってどうするか、そういうときに</p>

	<p>は、何年か前に整備をしました移住体験施設、そのようなものを利用しまして、小海町の生活を実際に体験していただき、それと一緒に、移住希望者の希望に対する町内の案内、そういうものをしていきながら、移住希望をされている人の希望に沿ったというか、実態に合った、そういうことを説明をし、理解をしていただき、最終的には移住につなげていきたいということを考えております。</p> <p>以上です。</p>
9番議員	<p>今、総務課長のほうから細かいところまで聞きましたして、ある程度の理解はできました。</p> <p>あと、受け入れ側として、移住してくる人にはいろんな方がいると思います。例えば絵を描いたり陶芸をする人、作家とか、中には家畜を飼うというような目的もあって来る人があるじゃないかと。ちょっと言い方は悪いかもしませんけれども、極論を言うと、変わった人も来ることもあるではないかということを理解しなければいけないと。</p> <p>先日、テレビで移住してきた人の生活放映を見ることがありました。現代的な生活ではなくて昭和初期の生活で、心にゆとりが持てる場所で、自然と調和した生活を望んできたということです。収入源はプログラマーであるもんでも、かなりのお金はあるということだと思いますけれども、子供のときに、祖父母の家の思い出が忘れられず、空き家を購入して、夫婦、子供、またヤギ、犬、ニワトリを飼育しておるというような状況の放映でした。動物を飼っても近所に迷惑をかけることなく、心と体のゆとりができたということがありました。また、動物を飼うことにより、地域との溶け込むことができたということであり、我が町でも、移住希望者のニーズに合ったプランを多種類提案し、セミナーに臨んでいただきたいということで、先ほどある程度のことは総務課長が言いましたが、その辺のセミナーに臨むのであれば、体制としてというか、あれはどのように考えていますか。</p>
総務課長	<p>先ほど申し上げさせていただきましたが、いろいろなそういう機会、そういうものに町として参加をさせていただく、ここ近年は、コロナ禍でそういう催物すらなかなか思うように実施できていない、そういうことであります。リモートとかいろいろな手段の中で情報発信、そういうものに参加をしているという状況でございます。</p>
9番議員	<p>今、総務課長のほうからいろいろなところをやっているということありますので、これからも幅広くいろいろなところをやっていただきたいと思います。</p>

	そこで、もし移住してきた人のコミュニケーションが一番大切ではないかと思います。地域住民の理解がないと、移住してきた人とのギャップを埋めることはできないと。それは、地域のしきたりとか、地域のしきたりのPRとか、これもセミナー時に移住体験ツアーとかそういうときに、最初から話題にしておく必要があるんではないかと思いますが、この辺のコミュニケーションについて、どのように町は考えているんでしょうか。
総務課長	<p>地域の住民の皆様の理解と姿勢という通告をいただいております。内容だと理解しております。</p> <p>先ほど議員さんも申されましたように、いろいろな方がいろいろなことを目的にお見えになるということあります。実際に、移住をされてから定住をしていただく、そこには、移住者、お見えになる方の理解、そして、地域の住民、町民の皆様の理解、これが相互理解が成立しまして、よいコミュニケーションが取れていく、そういうことが元というか原点になるということを感じております。そして、移住される方、そういう皆さんには、この地域の風習、そしてここへ慣れ親しむ、そういう気持ちをお持ちいただく、そして、また町民の皆さん、地域住民の皆さん、そういう皆さんには、お見えになる方が、こことは違った文化で生活をされたり、生活環境が大変違った、もしかしたら外国の方がお見えになるかもしれない、そういうことを理解をしながら町の文化、そういう暮らしを伝えていく、そういうお気持ちをお持ちいただくこと、そういうことによりまして、トラブル、そういうことがなく、先ほど申し上げさせていただきましたが、コミュニケーションが上手に取れまして、移住につながっていく、そういうことになろうかと思います。</p> <p>以上です。</p>
9番議員	今、総務課長が言ったとおりなんですけれども、一番、町民とか区民としては、定住していただくことは第一でありますて、区民として来た場合、区民としての義務と権利は平等であることは、一番大切ではないかと思います。私の部落でも、割合と封建的なところがあるんですが、最近、生活支援金配賦ということで、集落でも配りましたということです。そのときは、区民として1年来た人でも、お金は今までと住んでいた人と同じお金を配賦したということあります。これには、中には不満の人もあります。それと、来てもらう人は、封建的なところもなければ、要するに伝統的な行事とかそういうことは継続できないということを理解していただくことが、一番大切だということで、ある程度封建的もあるよということを理解していただきたいと。これも、移住体験ツアーで最初から話題にしていただきまして、私とし

	ては住んでもらう、こういういろいろ伝統を守るということの中で封建的なこともあるよということをはっきり伝えて、セミナーなり移住体験をやっていただきたいと思いますが、その辺も兼ねてどんなように思っていますか。
総務課長	<p>前段の生活支援金、区民の皆さんというお話、これにつきましては、町内33地区ございまして、それぞれの地区でそれぞれの区民への対応というか、そういうものが異なると思います。その地区へお見えになった方がいらっしゃった場合、それはそれとして、区の役員さん、そういう皆さんを中心にそれぞれの対応をしてもらうということになろうかと思います。</p> <p>そして、もう一つ、移住体験セミナー、そういうようなもので伝統だとしさたりだとか、そういうものもしっかり伝えてほしいというお話だと思います。それにつきましては、やはり移住する方もそれなりの気持ちで、この地域に行ったらどんなことがあるのかなということは、ある程度は心の中にしまってお見えになる。行ったところで自由気まま、好き勝手に生活をする、そういう方は、あまり多分いらっしゃらないと思いますし、お互いがこの地域へ溶け込んでもらう、それを言葉にして改めてこうですよということではなく、会話の中で自然に伝えていく、そういうことが大切ではないかと感じております。</p> <p>以上です。</p>
9番議員	<p>今、確かに総務課長の言うとおり、あまり言葉ではということがありましたけれども、そうはいっても、ある程度こういう田舎でありますもんで、そういうことはあるよということは、事前にそれなりの遠回しでもいいから、言っておいてもらいたいと思います。</p> <p>それから、県内の空き家率ということで、当長野県は全国のワースト3で約20万件あるということなんです。空き家は、人によっては負の遺産だと、ところが、またほかの人によっては宝物だよということあります。そんな両面を持っている空き家と土地であります。住民以上に空き家対策と、要するに移住・定住と空き家対策をセットにしていかなければ、今後は駄目だと思いますが、その辺はセットということは考えてはありますか。</p>
総務課長	移住と空き家、これは当然セットで考えております。空き家対策事業、こういう事業によりまして、空き家を取り壊す、また片づける、修繕する、修繕するというものは、今年から事業を創設させていただいた一画でございます。そういうものを利用しまして、前も申し上げたことがあるかどうか分かりませんけれども、同じ発言があつたら失礼ですが、やはりまだ使える建物、そういうものを壊すよりは修繕をして次に誰か使っていただく、い

	ただける人がいたら、またその建物を有効に活用していただきたい、そういうことで改修の制度を設けております。そして、空き家を有効利用しまして、移住された方が、そこを民家、そういうものを気に入っていただき、使っていただきたいということで、移住と空き家、これはセットで考えていくべきだと考えております。
9番議員	いずれにしろ、町として空き家と空き地の把握ということで、そういうリストはある程度はつくって、誘致に臨むということですが、人によっては、山間地を希望する人もあるらうかと思いますが、町として、空き家とか空き地の調査というか、そういうものの把握は、ある程度はできておいででしょうか。
総務課長	空き家の調査を実施しまして、町としては把握をしておるという状況です。
9番議員	空き地については、いかがでしようか。調査は。
総務課長	空き地につきましては、改めてこの土地が空いているという調査はしてございません。土地と建物は、趣旨がちょっと違うと感じております。土地については、はたから見た人が、これは空き地だと位置づけたとしても、所有者が、ここは何かにしたいとかうちのものだということで、空いていても、それは自分の権利を主張されるものは土地ではないかと感じておりますので、土地について、改めてこの土地は空き地だとかいうことの調査はしていませんのが、現実です。
9番議員	分かりました。 いずれにしろ、今後については、ある程度空き地というか、有効な空き地の調査も必要ではないかと思いますので、その辺はまたお願ひします。 それでは、最後になりますけれども、ヤングケアラーのことについて質問いたします。ヤングケアラーについては、時々新聞紙上には載りますが、あまり関心を持って読む人は少ないのではないかと思います。ヤングケアラーについて、本来は大人が行う家事や、要するに家族の世話などを日常的に行っていることにより、子供自身がやりたいことができない子供があります。ヤングケアラーが問題化する社会的背景としましては、核家族や共稼ぎの世帯が増えているというのが実態であり、また、平均寿命が延びて、体調が悪くて不調で助けを求める人が増えているということありますということです。それで、今は誰もが一生のうちに一度はケアをして、またケアをされる時代だということです。令和4年9月頃に、ヤングケアラーについて実施しました小学校、中学校でのヤングケアラーについてのアンケートについてあったと聞きましたが、どんな内容で、調査の目的は何だったか教えていただきたい

	と思います。
町民課長	<p>ヤングケアラー調査ということでございます。</p> <p>こちらにつきましては、前回、小池議員質問された後ですが、県におきましてアンケートを実施してございます。新聞等でも掲載されてございましたが、調査としましては、小学校の5、6年生、あと中学生等にそれぞれアンケートを実施してございます。調査の内容というようなことではありますが、中身といたしましては、世話をしている家族の有無、世話をしている家族の状況、お世話の内容や頻度、お世話による学校生活への影響、周辺の大人の期待する支援、ヤングケアラーの認知度というようなことをもうもら調査をしたようでございます。その中で、調査結果の概要としましては、全県で世話をしている人がいると回答した割合が、小学校では11.6%、中学では6.3%、また、そのヤングケアラーというような言葉を聞いたことがあるかというような回答の割合については、小学生が25%、中学生が48.6%というような結果が出てございます。調査の概要、結果については以上です。</p>
9番議員	今の調査結果というのは、全て小海町だけじゃないと思いますけれども、多分この数字だと、全県か、県下長野県だというように理解しますが、それでよろしいでしょうか。
町民課長	こちらにつきましては、県のホームページのほうに出でおりましたので、県下の結果ということでございます。
9番議員	小学校、中学でアンケートを取ったということでありまして、細かく言えば、小海町というか、関係する小学校とか中学領域を含めて該当者は、該当者というか、そんなような人がいたかどうかということであるということと、もう一つ、ヤングケアラーには、大体新聞紙上でいくと、10種類ぐらいに分類されるということですが、世話のもし町に関係するところで何かそんなような世話をしている中で、どんなようなことがあったかというようなことが分かれば、大ざっぱでいいのでちょっと教えていただきたいと思います。
町民課長	<p>お答えいたします。</p> <p>小海町ということでのヤングケアラー等の調査は小中学校行いましたが、その中では、現時点でそのような世話、ヤングケアラーというようなことに該当する小中学生というのはございませんので、ちょっと世話の状況ということもないということでございます。</p> <p>以上です。</p>
9番議員	いずれにしろ、こういう田舎でありますので、一番はなければなくて一番結構だと思います。

	昨年12月20日の新聞によりますと、世話をしている家族がいると答えた小学生のうち、8.6%ぐらいは自分の時間が取れないと、それから7.1%は、宿題など勉強する時間がないとか、眠る時間が足りない、友達と遊ぶ時間が足りないということです。一番は、宿題など勉強する時間がないについて、どこかでカバーする必要があるではないかと思いますが、そのカバーの対策というか、その辺は何か考えておったり、町としてはどのように対応しているでしょうか。
町民課長	現状といたしましては、今のところ対応する生徒・児童がございませんので、ちょっとまだその対応策というのは、まだちょっと考えてございません。
9番議員	いずれにしろ、その対応に該当する人がいないということではありますので、今のところそんなに考えていないというふうに理解します。 私が一番心配するのは、ヤングケアラーが貧困につながるんではないかということです。昨年の12月の新聞に、斜面に部活についてやりたいと、家族のほうもやりたいと言われてもどれも経済的に無理なので、子供自身から無理だよねと言われたという記事が載っていました。子供自身から無理だよねと言われる親の心境も分かります。要するに、子供の頃から家族のケアを引き受けて、部活もできなく、勉強も遅れ、大人になって他人と比較して落ち込むことのないよう支援の手を早く差し伸べるべきだと思っています。今後の対応について、今いよいよということですが、もしいた場合は、どのように考えますか。
町民課長	今後の対応ということでございます。 小海町は都市部と異なりまして、地域のつながりというものがございます。また、各機関、包括支援センター、教育委員会、社会福祉協議会、民生委員会などそういう機関と連携しまして、各地区ほぼ目が行き届く体制がなっているというふうに感じております。様々な各立場で家庭訪問をする中で、心配なことがあれば役場への情報提供をしていただいているというふうに考えてございます。現在のところ、先ほど申しましたが、対象となるような情報は確認できておりませんが、今、小池議員申されたような、核家族化が進んでいる中では、各家庭の実態を見据えた中での学校生活などに支障が出る等のケースがあれば、即座に対応していくというように考えてございます。今現在、学校との連携状況についても、ヤングケアラーということについて、学校との連携を行う場は改めては設けてはおりません。保健師と担任の先生、養護教諭等との情報共有をした中で、他の問題と同様にヤングケアラーに関する情報についても情報を共有し、その子への適切な対応を両者話し合

	いがら行つていきたいというようなことを対策として立てております。以上です。
9番議員	今、町民課長のほうからも説明を聞いて、大方ちょっと分かります。ヤングケアラーの要するに認知度は、非常に今、高まつてきているということで、ところが支援体制はまだまだというふうに思つております。世話している家族に、誰に相談していいか悩んでいる子供があるということを考え、また、家庭や学校での生活に影響が出ていないかを確認して、これは見守りが急務だと考えております。行政として真剣に考える必要があるのではないかと。このような問題は、誰も、極端に言うと触りたくない。過去の経緯から見ても、問題が大きくなると、責任転嫁とかうやむやになるケースが大半です。また、家族としても、あまり深入りされたくないという思いがあり、子供たちのために支えてあげたいと思いますが、それには、一番、先ほどもちょっとありました、学校との連絡が一番と思われますが、この辺の学校との連絡体制というのはどの程度になっているか、整つてあるかというか、連携がされているかということをちょっとお聞きしたいですが。
教育長	お答えをいたします。 教育委員会では、毎月定例会、教育委員会を開催しておりますけれども、その都度、小中学校、小学校、中学校にそれぞれ1か月間の学校内の様子を報告させています。その中の項目に、気になる子というようなテーマでも報告をいただく中で、小池議員おっしゃるようなヤングケアラーにはなり得ていないけれども、そんなような状況になるかもしれないといったケースも報告いただいている中で、対応をしていないというふうなことをおっしゃられましたが、決してそんなことはない状況です。役場の長部局、保健師はじめ子育て支援課、それから佐久児童相談所、佐久の地域振興局、保健福祉事務所、小諸養護学校、小海高校、小中学校、それから教育委員会という組織でもつて、小海町要保護児童対策地域協議会という組織があり、そういった例えば比較的ちょっと重いかなというような感じの事案につきましては、そういう会議で情報の共有をし、じゃ、今後どうしようという対応策もしっかり練つてあるというような状況があります。 ただ、こういった場ですので、個別こういう例があるということは、公表とか口にはできないわけですけれども、行政はしっかりと対応している、学校も対応しているということでご理解いただきたいと思います。
9番議員	今、教育長のほうから、県内、また郡下、あらゆる組織をもつて連携して対応しているよということを聞きましたので、安心できるんではないかと思つ

	<p>ております。それと、ヤングケアラーの子供は、体験の貧困に陥ると言われております。要するに、友達と十分遊ぶことができない、部活ができない、家庭も校外活動に左右するので十分に対応できないということで、教育現場と行政、福祉部門の連携が非常に大切だというふうに思っております。この辺の考え方は、今、教育長から聞きましたもんで、ある程度は対応ができるんじゃないかと思っております。</p> <p>それと、最後に新聞紙上によりますと、ヤングケアラーに対しての研修会が県主催で行っているということありますし、関心の高い市町村では、講演会も開催しているということあります。新聞紙上によると、確かに県でもやっています。それから、大きい市では各箇所やっているというようなことが新聞には載っております。そんな中で、南部5か町村講演会の計画とかそれはできないかということですが、その辺の考え方というか計画はどうですか。</p>
総務課長	<p>南部5か町村のということですので、私からお答えさせていただきます。</p> <p>南部広域5か町村で職員の研修会、そういうものを年に1回行っております。こういう席上でこのようなご発言があったということを踏まえまして、また、幹事会、そういう機会に提案というか相談というか、そういう話題にさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
9番議員	<p>いずれにしろ、こういう講演会というのも、役場とか職員とかそういうことではなくて、いずれにしろ、一般町民も含めた中で講演会ができれば一番いいんではないかと思いますが、その辺も考えた中で、もしできれば計画していただきたいと思います。</p> <p>いずれにしろ、このような問題でプライバシーに関わる問題ということで、地域では4年か5年ということで、その辺の子供のうちから手を差し伸べることにより、子供が立派に成長にできて、自立して貧困に陥らず、町の将来予算に影響が出ることも避けられるのではないかと思います。行政として、早めに対処していただくことを望んで、私の質問を終わりたいと思います。</p> <p>いずれにしろ、ヤングケアラーの先ほど教育長があった、それに該当しないけれども予備軍みたいなところの対処をしっかりとやっていただければいいじゃないかと思いますもんで、ひとつ気にかかる子ということで、教育長が気にかかる子供も見受けられるということありますもんで、その辺からしっかり対応していただきたいと思います。</p> <p>以上でもって、私の質問を終わらせていただきます。</p>

議長	<p>以上で、第9番 小池捨吉議員の質問を終わります。</p> <p>これより11時15分まで休憩とします。</p>
	(ときに11時15分)

第6番 的埜 美香子 議員

議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>第6番、的埜美香子です。本日、大変多くの傍聴者、お疲れさまです。緊張しますが、今回の質問、町民の皆さんの生活に直結する問題なので、通告に従いまして、早速一般質問をしていきたいと思います。</p> <p>1つ目の今後の交通政策についてということで、12月の議会において、長振のローリングの際に、デマンド交通の提案がされました。しかし、当初予算には載ってこなく、その後何も示されないまま今に至るわけです。今の交通政策で何が問題となっているのか、交通政策の議論は、私もこれまでずっとやってきたわけですが、改めて考えていくべきだと思います。民間のバスが立ち行かなくなり、どうでしょうか、30年ぐらいは経つのでしょうか。この間、町は公共バスとして町営路線バスを運行させ、町民の足の問題を福祉的に取り組んできたと思います。朝夕のスクールバスの要素が大きく、昼間は乗る人が少なく、空気を運んでいる、無駄だというそういう声も聞かれるようになります。松原湖線以外の運行を縮小した経緯があります。その中で、朝出かけたはいいが帰りの便がないと、また、土日の便がなくなってしまった出かけられなくなったと、そういう交通弱者の問題が解決されないままでした。そういう声に応えるべく、タクシーの利用助成制度が始まりました。それは、だんだんと定着してきたかと思います。</p> <p>今の交通政策の問題点は何なのでしょうか。何が課題になっているのでしょうか。まず、そこをお聞きしたいと思います。お願いします。</p>
町民課長	<p>お疲れさまです。お答え申し上げます。</p> <p>まず、現在の交通政策課題ということでございますが、交通政策審議会の中で課題となっておりますのは、先ほどの的埜議員申されたような町営バス、昼間の運行状況ということでございます。いわゆる乗車率が少ないという部分、また、タクシーの助成事業の中では、高齢者、障害者などが、やはり通院等でセンターとか遠いところへの通院利用で枚数を消化する。そうすると、やはり枚数が足らなくなるということで、こちらの枚数を増やしたらど</p>

	うかというような課題。あとは、買物弱者ということの支援でナーズ便といふものを運行を開始いたしましたが、そのナーズ便の利便性ということがちょっと悪いんではないかというようなところ、このようなところが今、課題となりまして、交通政策審議会の中でも検討を重ねているというような状況でございます。
6番議員	冒頭にも述べましたように、この10年以上、町営バスとタクシー券を併用させて町はやってきています。そんな中で、やはり今、町民課長おっしゃられたような買物の不便という、そういう声の中から、ナーズ便というのも運行を始めたわけですが、これ、どうでしょうか、やってみたけれども、利用者が増えないという、そういう話も以前出ていたと思いますが、最終的な検証結果はまとめられたのか、何らかの結論が出たのか、ナーズ便の検証、そして、今後どうしていくのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか、お願いします。
町民課長	ナーズ便の検証ということでございまして、今回、交通政策審議会のほうでも、ちょっとまとめた数字等で令和3年度状況とかを見る中では、月平均としましても3から5名程度という、各路線、平均で人数が出てございます。この内容的なものとして、利用度ということでは、やはりナーズ便でナーズまで行けるんだけれども、帰りのバスというのと調整がなかなかつかないというところで、やはり利便性が悪いんではないかと。そういう中では、利用が上がらないんではないかというような検証結果を出してございます。
6番議員	うまくいかなかつた理由が利便性の問題だということで、私、町民の方にお聞きしているナーズ便に乗らない意見として、やはり今、課長言われたような時間の設定、そういうものが悪い。せっかくナーズまで行ったら、コメリとかドラッグストアにも寄りたい、でも、帰りのバスの時間まで短過ぎる。また、乗っていっても帰りのバスがないと。買物をしている間に置いていかれるのではという、そういう不安もあるという、そういう声をお聞きます。時刻表をそれで見てみると、やはり皆さんおっしゃられるように、今、町民課長もおっしゃられましたが、時間帯の問題もそうですし、買物する余裕がないです。帰りの便がない。そういう改善の余地がまだまだあるように思います。そして、この時刻表、とても見づらいのではないかと、帰りのことを考えると不安になるというのは、そういったことから感じられるんじゃないかなというふうに思いますが、このナーズ便を改善すること、今後考えていないのか、そのあたりお願いします。
町民課長	今、言われましたようにナーズ便、こちら辺につきましても、今のナーズ

	<p>ズの便を町営バスでこのまま継続するのかどうかというところも課題にはなってございます。この便、プラスアルファ他の路線の運行もありますので、その運行の時間帯との兼ね合いもございまして、なかなかうまい時間が組めないという部分もございます。ですので、ここら辺、まず町営バスで続けていくか、もしくは先ほど来出ているデマンドというのような形で対応していくのかというような議論を、また交通政策審議会で行っていきたいという部分もございます。</p>
6番議員	<p>継続するかどうかとも今後の課題ということで、ぜひ交通政策の問題を考える前提として、利用者の声をやっぱりしっかりと聞いていただくことからまずかなと。その原点に立つべきだと思います。</p> <p>その点について、アンケート調査も行ったような話もお聞きしているんですが、そのあたりはどうなっているかお願いします。</p>
町民課長	<p>アンケート、町営バスに乗った方にナース便という形のアンケートは取つてございますが、ちょっと今、集計等のものはこちらにないのであれですが、バスはあるというところは知っているという方は結構おるようですが、それを利用するかというところになると、ちょっと利用するという部分では、アンケート的には少なかったかなというのを記憶しております。</p>
6番議員	<p>バスに乗った方だけ、私が聞きしている中では十数人からアンケートを取つたという話を聞いています。やはりこのアンケート結果、せっかくアンケートを取ったんですから、結果を反映させていただきたいと思います。そうしないと、やっぱりどこに問題点があるのか、改善の余地があるのか、そういうことも結びつかないのではないかでしょうか。</p> <p>それでは、タクシーの利用のほうはどうかということで、主要事業書を見てみると、タクシーの利用助成のタクシーの進捗状況ということで、申請者数が載っております。70歳以上と障害者の方の利用状況、令和元年から300名近くの方が申請しています。コロナの影響もあったのか、令和3年度、4年度は少し減っていますが、先ほど言ったように、やはり一定定着してきたのではないかと思います。</p> <p>それでは、距離的にはどうなのかということで、地区別の表を作っていましたので、そちらのほうの説明をお願いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>資料、お手元のほうにございます。利用券についてということでございますが、資料1ページには、令和4年度のタクシー利用助成地区別表、2ページには、利用料金別の状況表を載せてございます。</p> <p>1ページ地区別表ですと、例えば本間下ですと、9人が184枚利用したよ</p>

	<p>ectlでございます。状況的に見まして、やはり町の中心より若干離れた方の利用が多いというようなことがうかがえます。また、タクシーの実際の料金、利用料金別に利用回数表を示したものが2ページということでございます。利用者の約75%近くが1,200円までの利用が中心というような形に見えます。また、1,040円から2,400円あたりの料金の利用者が約6割ということありますので、1回に1枚から2枚利用される方が多いというような状況がうかがえるというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>ただいまご説明あったように、この距離の違いで、近くの人は1枚で済むところをやはり遠くの人が2枚、3枚と今、課長、遠いところの人が多いというふうに言われましたが、回数ではなく利用枚数、利用枚数は多くなっているのかなということがうかがえます。金額にしても2倍、3倍、4倍というふうにかかるてくるわけで、やっぱりこれ、地域の格差は生まれているんじやないかなと思います。</p> <p>それで2枚目の料金別区分状況を見れば、1枚300円の券で1,200円ぎりぎりの利用回数が822回で、全体の23.4%ということで、4分の1の割合で利用されていて、1,200円以下の区分、全部で全体の75.8%を占める数となります。近くの人ほど利用しやすいということが分かるのではないかと思います。タクシー利用助成制度も、やはり改善の余地があると思いますが、そのあたりはどのようにお考えかお願いします。</p>
町民課長	<p>こちらの資料を見た中で、やはり頻度の多い方、距離的にも若干遠い方等の利用が多いということでございます。先ほど来枚数の増幅その他といふことも検討課題になってございますので、また、この枚数につきましても、どうしたらいいかというようなところは、今後検討していくべきやいけないというふうには思ってございます。</p>
6番議員	<p>先ほど町民課長のほうから、今の課題はということで何点か出てきたわけですが、12月に提案されましたデマンド交通で、これらが解決できるのかどうか、そういうことが問題になってくると思うんですが、そのあたりはどのように考えているか、今の段階でのお考えをお聞かせください。</p>
町民課長	<p>デマンド交通ということですが、今、12月の審議会でも案を出したというようなところでございますが、現状の中では、もう一度練り直しているというような状況ではございます。実際に導入されている自治体としましては、2013年331市町村だったのが2020年には700市町村ぐらいに上っているというものが、デマンド交通の状況だということですが、実際に導入して</p>

	<p>も、廃止や別の交通手段に変更する自治体等あります。また、PR不足、調査不足で当初の想定より利用者が少なかった、またコストがかさんで継続できなかつたというような自治体もあるというようなことで、デマンド交通の運行する中で、やっぱりその地区の立地状況と、あとは地区住民の年齢層など運行エリアの状況を把握して、また今出ていますのような運行時間帯というようなことから始まってどのような人が利用するかというようなところも、細かくちょっと調査しながら、具体的なニーズをもうちょっと考えていきたいというふうに今、考えているところであります。</p> <p>デマンド交通を導入すれば、今、交通政策審議会で課題となっているものが全て解決するというわけではないので、その中でも運行体系や予約システム等あると思いますので、そのような点もやはり町民に分かりやすい運行条件等が大事だというところ、そこもまた検討していく課題ではないかというふうに思っておりますので、そちら辺、また担当等の協議の中で、また固まつたところで、運行事業の体制を整えた中でやっていきたいというふうに考えてございます。</p>
6番議員	<p>実施しても、なかなか継続できないという自治体も生まれていると、自治体によって人口も違うし、立地条件も違うし、いろいろ違うと思います。どうしたら具体的にニーズに応えていけるかというのを今、考えているということのお答えでした。</p> <p>私、やっぱり今の交通政策の問題、さっきありましたけれども、やっぱりこの間提案されたような松原湖線以外の昼間の運行をなくして、デマンド交通という今の案では解決はできないと思っています。逆に、またさらに交通弱者、買物弱者が出てくるんじゃないかなと。そして、親沢線の試行運転ということで提案されましたが、親沢の試行運転中は発生しないですが、これを全町に広げていくということになれば、前々から小海の地形的問題がネックになってくると思います。やはり小海の地理的条件が放射状になっている、そういうことはネックで、例えばそれぞれの地域から予約が入ってしまったら、やはり問題生じてくると思います。そういうこともやっぱり加味しながらもう一度練り直すということなので、じっくり考えていただきたいなと思うんですが。</p> <p>こういうことであるならば、先ほど来から出ていますタクシー利用の助成をさらに金額の面で充実させるほうが、利用者にとっては便利なのではないかと私は思っています。例えば温泉と一緒に、年間幾らという形でフリーパス券を出すとか、資料の1ページの右下の1人当たりの平均利用枚数20枚という</p>

	ふうになっていますので、20枚ということは、1人当たり6,000円ぐらい、そういう平均になると思います。こういった数字を根拠にして、年間フリーパス券を発行してはどうかと思いますが、町長、その辺いかがでしょうか。
町 長	<p>お答えをさせていただきます。</p> <p>タクシー、あくまでも民間事業者でありまして、行政とのタイアップというところが、行政としましては、費用対効果を望むよりは、福祉という部分があろうかと思います。対タクシー会社は民間経営者でございますので、その辺のバランスがうまく取れる政策がどこかにあろうかと思います。的墮議員おっしゃるように、そのデマンドの有効性、あるいはタクシーの有効性がありますけれども、タクシー業界もよくよくお聞きしますと、なかなか人手不足ということで、今、小海の小海タクシーなんですが、2台をフルに動かすことはできないと。1.2ぐらいですね、そういう状況でございます。それはなぜかと申しますと、タクシーの運転手さんの確保ができないということでございます。民間にあまり無理をかけるということも、一つの悪いというかそういう問題になろうかと思いますので、その辺の調整をしっかり取りながら、また、これ、やがてはやはり代替のものが必ず必要になってくると思います。タクシーでもデマンドでもない、何か方策が、これは今、ちょっと水面下でといいますか、やっているわけなんですけれども、そういったものも見いだした場合に、うまく活用する。そして、特別交付金を町ですので上手に使える、そういう施策が必要ではないかというふうに私は思っています。</p>
6番議員	<p>タクシー会社、民間会社の今、問題点もお聞きしました。それを行政とタイアップさせて、福祉的に取り組んでいくということをやっぱり考えていただきたいなと、そういうことも思ったわけですが、それと、先ほどのナース便ですね、ナース便をやっぱり無理やり路線バスに組み込むのではなく、買物便として地域ごとに、例えば曜日を決めて運行させるだとか、余裕のある時間設定、そういうものをやっぱり大幅に見直しをすればいいんじゃないかなというふうに私は考えています。マイクロバスぐらいだと、大型二種免許も必要ないですし、それで十分なのではないでしょうか。デマンド交通に踏み切る前に、まだまだ私は検討の余地があるのではないかと思います。デマンド交通、一旦ちょっと凍結させて、町民の声をもう少しもっと聞いて、そして何より現場で一番お客様と接する運転手さんの声ですね、そういう声ももっと集約して、英知を結集させられるんじゃないかと、今、一番やるべきことは、私はそこじゃないかというふうに思いますので、既存の交通体系、もう少し見直して、充実させることができると私は思っています。</p>

	続きまして、2番目の移動販売車の検証と今後の見通しはということで、移動販売の事業ですが、これ、4年近く続けてきた事業ですが、3年間の地域おこし協力隊の任期を終えて、1人の方帰ってしまいました。その後任も、昨年来て頑張っていましたが、3月の時点では5月末で退職予定で、後任を募集するという、そういう報告を受けました。その後、どうなっているのか、その後ということでお聞きしたいと思います。
総務課長	協力隊の方を募集をしまして、この事業を行っております。先ほど申されますように、この5月末で協力隊の方が離職をされまして、現在は試行的に社会福祉協議会で行っているという状況でございます。 以上です。
6番議員	試行的に社会福祉協議会、社協がやっているという今、そういうお答えでしたが、一旦ストップさせてということでしょうか。今のお答え、ちょっと分からなかつたんですけども、もう一度説明お願ひします。
総務課長	まず、この事業の目的としまして、令和元年の10月から商工会に委託をし、そして協力隊の方に財源的には特別交付税、これを財源に移動販売事業を行ってまいりました。平成31年の第1回の定例会において、予算審議の席上におきまして議員の皆さんからご質問、そして答弁で商工振興、そして高齢者の買物弱者対策、これをセットでやらせていただきたいというお答えをした経過がございます。当初の目的は、今申し上げました2点であります。高齢者、買物弱者の支援、そして商店の活性化、移動販売事業で地元の商店から仕入れるというか、それを販売することによる地域インフラの維持、そういうことを目的としてまいりましたが、先ほど申し上げましたとおり、地域おこし協力隊が離職をされたと、そして、そのときに切るというか辞めてしまえば困る人が出てくるという状況の中で、今、社会福祉協議会が試行的にやっているという内容でございます。
6番議員	当初の目的は分かりましたが、今もストップさせることなく試行的とはいえ社会福祉協議会、社協がやっていると、そういう内容ということですよね。これ、議会にそういう説明は何もないと思いますが、ちょっと問題じゃないでしょうか。先ほど予算の財源の問題とかもありましたが、商工会に委託していたものを今度、社協にじや委託ということでしょうか。商工会との委託の契約はどうなつちやつたんでしょうか。
総務課長	商工会との委託は、5月末までということでございます。そして、6月は試行的ということでありまして、社協に委託をしたということではなく、経費は発生しないように社協のほうで福祉事業としてやっていただいている。そし

	て、今後方向性を見いだしまして、事業を継続していきたいという内容でございます。
6番議員	<p>商工会の委託の契約が5月末までと、そういう報告も議会では受けていないと思います。</p> <p>そうなってくると、当初の目的ですね、これも事業調書の中で書かれていますが、先ほど総務課長述べられたように、町では独り暮らし世帯、高齢者世帯が増加している状況であり、買物弱者の支援が求められています。本事業により、容易に買物へ行けない方々へ買物の機会を提供しています。また、食料品などの生活必需品を町内の商店から仕入れて販売することで、商業機能と地域インフラの活性化も併せて目的としますと。そして、効果も書かれています。買物弱者対策において、一定程度の役割を果たしていますと、そういうふうに書かれているわけですが、改めて、では当初の目的とその目的が果たされたのか、そもそも商業機能をくつつけたことがいけなかつたんじゃないでしょうか。ちょっとそのあたり、どのように考えていますか。</p>
総務課長	<p>当初の目的は、先ほど申し上げました二本立てであったということでございます。そして、現在に至っては、商業の振興、そういうものが十分結果が出たかといいますと、なかなか結果が芳しくなかったんではないかという形であります。買物弱者への商品の提供、そういうものについては、ある程度待っている方がいらっしゃるということですので、そちらは結果が出たとかそういうことでなく、必要な事業だったのかなということでございます。</p>
6番議員	<p>なかなか商店の活性化には結びつかなかったと、そういう今お答えだったと思いますが、最初からやっぱり危惧していたように、これ、商売にはならないと。協力隊の任期が終了した後、移動販売で暮らしていくのは難しいと、そういうことが前任の大金さん含め任期終了するときに、やっぱりなぜそれを軌道修正しなかったのか、あの時点でも分かっていたのではないかでしょうか。あのとき何と言ったか。協力隊でつなぐというふうに言って、総務課長ですが、おっしゃられました。協力隊を食い物にするのかと私は反対しましたけれども、移動販売の事業に携わってみませんかという、そういう協力隊の募集のホームページが今でも掲載されています。その中に何と書かれているか、移動販売事業は地域にとって必要な事業ではありますが、この事業単体で安定的に利益を上げるのは難しい側面もあります。任期終了後も継続していくことを視野に入れ、地域内のほかの団体と連携して、運営する選択も可能です。ご希望の際は、役場の職員が候補団体のご紹介をさせていただきます。本業があつて新しい事業を始めたい方、移動販売や高齢者の方々との</p>

	<p>コミュニケーションにご興味がある方など、ぜひチャレンジしてください。ご応募をお待ちしていますと、そういうふうに書かれているわけです。そんな募集があるでしょうか。こんな先の見通しが立たない事業にチャレンジしませんかと言われてもと、私は思います。大体ほかの仕事をしながら、片手間にできる仕事ではないと思います。この求人募集は終了しましたと、そういうふうに書かれています。たくさんのご応募ありがとうございましたというふうに書かれています。今、私が述べたこと、ちょっとどのように考へておられるのかお願いします。</p>
総務課長	<p>令和4年の3月の定例会の全員協議会だったと思います。協力隊がいなければ、この事業はどうするのか。辞める選択肢はというようなご発言をいただきました。そして、何とも言えないが困る人が出てきてしまうというような回答を申し上げ、そして、そのときに、社協はどうかというようなご発言もいただきまして、検討するというような流れもございました。そして、利用者の皆さんからは、現実として事業を継続してもらいたい要望があるというのは、現実でございます。ただ、今申されるような形で、事業収入が60万から70万円ぐらいということで、この事業独自では仕事として成り立たることは難しいというのが現実でございます。</p> <p>そういう中におきまして、当初の目的、2つある目的の1つのほう、福祉のほうなんですが、そういうものをできれば地域おこし協力隊のような方がいらっしゃった場合、社会福祉協議会の活動の一つとして実施をできればどうかという内容でございます。</p>
6番議員	<p>この募集のホームページを見ますと、私たちのビジョンとミッションというふうに書かれています。手探りで始め、ここまで続けられた移動販売事業、うまくいかないこともあるけれども、そのたびにこの事業に関わる方々の支えやつながりなどに助けられながら課題を解決し、お客様に喜ばれる事業を行うことができています。今後は、この事業を継続し、さらなる発展を目指していきたいと、小海町では体制を整えています。事業の新しい取組もチャレンジしながら、移動販売の価値を創出し、一つのモデルとして全国へ広げていくことが目標です。皆さんもぜひ思い浮かぶアイデアを実践し、移動販売の可能性を広げてくださいと、そういう募集されているんですね。このビジョンとミッションは変わらないのか。先ほど言わわれたように、これをじや、社協に任せしていくのか、その辺どうでしょうか。</p>
総務課長	<p>まず、この事業の課題、それについては、特別交付税を財源としました協力隊ありきの事業であった、そういう形でよかつたのかどうか。そして、次に、</p>

	<p>利用者の傾向は、移動が困難な買物弱者であります。その部分への行政サービスをどのようにしてまいるか。そういうことが課題になってまいります。利用者を考慮した中で、代替え事業を提供できるか。そして解決策、これについては、やはり利用者が移動が困難な買物弱者ということで、福祉分野での実施をさせていただけたらどうかという内容でございますが、同じ答弁で失礼でありますけれども、協力隊の方がもしそういう方が、興味がある方がいらっしゃったら、一緒に実施をしていただきたい。そして、今まで携わっていただいた、5月まで携わっていただいた協力隊の方も、実感というか感想としまして、やはり独り暮らしの高齢者が利用されている、そして、商品を求めるとは別に、移動販売車が来ることによって近所の方が出てきて、そこで話をすることを楽しみにしているみたいだというようなことも言われ、そして、福祉的観点から、私が一身上の都合により離職をするわけですが、こういう形なんだけれども、やっていただければどうかなというような会話もして、お帰りになられたという状況でありますので、ご質問の趣旨に答弁としてなっているかどうか分かりませんけれども、現状はそのような形だということでございます。</p>
6番議員	<p>ただいま総務課長のほうから、これまでの答弁、福祉的なやはり要素が大きかったと。これは、続けていきたい事業なんだということは分かりました。この事業、やはり福祉政策として続けていくつもりがあるのであれば、やはり今、総括的なことをおっしゃられましたけれども、総括、しっかりとるべきではないでしょうか。そして、制度設計やっぱりやり直して、これはもう本当に今すぐやっていただきたいと思いますが、町長、そのあたりどうでしょうか。</p>
町 長	<p>制度設計につきましては、この事業が単独では成り立たないということを行政のほうも認めておりますので、それはすべきだというふうに考えております。また、福祉的な部分というものは、必ず町の中で必要なものであり、また、今までの実績としてそれをご利用になっている方が何名かいるということは、これ、事実であります。したがって、この事業は続けていきたいというふうに思っておりますけれども、昨今の商業、その実情、それから物価の高騰等々も配慮しながらの事業になろうかと思思いますけれども、ハードルは高いわけですけれども、必ずや超えられる部分があろうかと私は信じて、町政をやっております。ぜひそういうところも的確議員もご意見ありましたら、またご意見拝聴した上で、進めていきたいというふうに思って考えております。</p>

6番議員

そうはいっても、やはり今町長おっしゃられたように、毎週待っているお客様もいるわけですし、福祉政策の一つという、そういう性質上やめたほうがいいとは私は思いませんが、しっかりとしたやっぱり総括と制度設計の見直しをしっかりとやった上で、再スタートさせていただきたいと思います。続きまして、最後の質問になります。

高過ぎる国保税についてということで、まず初めに、国保とはどんな制度なのか、なぜ国保税の値上げが地方政治の大きな問題になるのか、国保の性質について認識を共有したいなと思います。

国民健康保険には、市町村と都道府県とが共同で運営する市町村国保と、健保国保や理容師国保など、各業界による組合国保があります。保険料の値上げが地方政治の大きな問題となっているのは、この市町村国保で、この後述べる国保とは、市町村国保のことを指すということをまずご承知おきください。

日本の公的医療制度では、会社員、公務員とその扶養家族は協会健保、組合健保、共済組合などの被用者健康保険に加入して医療を受けられます。75歳以上の高齢者と65歳から74歳の障害者、そういう方は後期高齢者医療制度に加入させられます。国保は、これらの制度に入らない全ての国民のための医療制度です。現役時代には健保に入っていた人も、年金生活者になると、多くは国保に加入します。誰もが一度はお世話になる医療保険と言ってもいいと思います。国民皆保険を土台から支える制度と言えるのではないでしょうか。まず、そういう性質が国保だということでおろしいでしょうか。続けます。

国保の保険料は、市町村ごとに決められ、国民健康保険税として世帯単位で徴収されます。この保険料が高過ぎて払えないということが、大きな問題だと思います。このことは、滞納者の所得階層から見ても一目瞭然です。資料のほうを用意していただきました。ご覧いただきたいと思いますが、3ページになります。所得階層が一番低い層が、滞納圧倒的に多い。国保には、低所得者の保険税を減額する法定軽減制度、いわゆる7割・5割・2割軽減、そういうものですが、そういう仕組みがあるにもかかわらず、滞納がこんなにも生じている。全国的に見ても、かつては農業者、自営業者、そういう方の保険であった国保ですが、今では無職と非正規の保険になったとも言えると、そういうふうに言われています。これ、小海の加入者の構成を見たときにどのようになっているか、まずちょっとその点、町民課長のほうからお願いしたいと思います。

町民課長	国保の加入状況というところでございますが、国保の加入者が、令和5年4月1日で1,123人ということでございます。その中で、現状、高齢者というところでありますと、65歳から74歳というような世代の加入者が、やはり44.6%というようなことになってまいります。これが、大体やはり半分ぐらいは、やはり高齢者になってくるかなというところが、今現在の町の国保の加入状況ということになります。
6番議員	加入状況のほう、構成はというふうに聞いたんですが、高齢者が多いということは分かりました。ちょっと貧困層がどうなのかというところまでは、今お聞きできなかつたんですが。この全国的にやっぱり加入者の高齢者、貧困化、重症化というのが、国保税の高騰を招いた大きな要因と言えるそうです。そして、国保税が高過ぎるという問題ですね。中小企業の労働が加入する被用者保険、いわゆる協会健保、そういったものに加入した場合、保険料は労使折半となって、本人負担が国保とは違ってきます。その資料、それが分かる資料もつくっていただきましたので、その説明をお願いしたいと思います。
町民課長	資料の方でいきますと、4ページになります。こちらにつきましては、社会保険と国民健康保険の保険の比較ということでございます。例としまして、所得250万の4人世帯の例として、国民健康保険の状況と社会保険の状況を出したものでございます。国民健康保険税は、均等割ということでございまして、被保険者全員に一律保険税がかかると。年齢等にかかわらず全員が課せられますというところでございます。今回、答申書の税率の場合だと、子供1人に対して医療分と支援分と合わせましてやはり2万500円課税となります。この均等割が社会保険には制度がない、いわゆるそういうシステムになっておりますので、社会保険では、子供等何人扶養になったとしても、保険料は変わらないというところでございます。国保につきましては、数が増えると、税の負担も増えるというような形になってしまふというようなところは、この資料になってございます。
6番議員	今、おっしゃられたように、国保料の高さ、明瞭だと思います。しかも、今均等割の話ありましたが、4人世帯にもなるとこんなにも違ってくるということが見えてくると思います。同じ年収で家族構成の世帯、加入する医療保険が違うだけで、保険料はこんなに違うということ、そういうこと自体が制度間の格差、不公平と言えるのではないでしょうか。 ですから、やっぱり国保の今性質述べていただきましたが、被保険者に低所得者が多いということと、保険料に事業主の負担がないということ、そのた

	<p>めに、どうしてもやはり相当額の国庫負担が必要だということだと思います。</p> <p>2014年の国保の都道府県化に向けて、国と地方の代表が国保の制度改革を議論する場で、全国知事会、全国市長会、全国町村会などから加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く、負担が限界になっているのは国保の構造問題であるとし、国保を持続可能とするには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要という、そういう主張が出されました。その中で全国知事会は、国保料を協会健保の保険料並みに引き下げるため、1兆円の公費負担増を行うよう政府に要望を上げました。地方公共団体から追及を受けた政府は、国保に構造問題があることを認めたものの、その打開、解決を求める要求には応えないまま、国保の都道府県化を決めました。町長、ここまで国保の構造問題を共通認識としていただき、ぜひ国保の財政基盤を抜本的に強化するための定率国保負担、公費負担の引上げを近隣の市町村長と一緒に国へ要望書を上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>的整議員おっしゃるように、国民健康保険のこの本当の抜本的なものを改革するには、これは地方では無理です。小海町も4,300万円しか余剰金がありません。これは、ややもすれば、県の方針からいくと1年ですっ飛んでしまいます。そういうものを充てることはできない状況であります。そして、ただいま課長のほうからも申したとおり、町民の皆様の約3分の1の皆様が利用しておいでだということで、私は国民皆保険という、その保険証だけ持つていけばどこの医療機関にもかかるというこの仕組みはすばらしいものだと思います。世界どこを見てもジャパンしかないというこの仕組みだと思いますけれども、やはり負担がこういうふうに如実に出てくるということになれば、これは多子世帯に対して、また、いろんな町の中でもお子さん、あるいは出産等々についての負担をしているわけですけれども、こうやってクローズアップされてしまいしますね。それは否めないところだと思います。したがって、いわゆる1兆円の国の金を使っていただくということは、これは私は賛成でございます。したがって、今の状況を鑑みた上で、町民の皆様のご負担、ありったけ少なくしているところではございますけれども、それもやはりご理解願いたいというのが私の考え方であります。</p>
6番議員	<p>国へしっかりと要望を上げていただきたいと思います。</p> <p>そして、今、町長からも町民課長からもありましたように、被保険者の数に応じて均等割ですね、そして、さらには各世帯に定額でかかる平等割、そ</p>

	といったものは健保にはない、逆進的な保険料の賦課の仕組みが国保にはあります。この均等割は多子世帯に負担になること、これを裏づけるんじゃないかなという資料もご用意していただきましたので、この説明をお願いいたします。
町民課長	それでは、資料の5ページ、6ページ、7ページというところでございます。こちらにつきましては、国保の運営協議会のほうでもこの資料をお出ししたところでございますが、5ページにつきましては、今現在の国保の税率におきまして、今年度の課税所得で計算した中で、所得階層別で平均的な国保税を出してございます。6ページにつきましては、同じく今度は諮問案ということで、今回諮問をした答申案の税率で、国保の税額を出したものということでございます。8-2という7ページになりますが、こちらにつきましては、諮問案と現行税率の比較ということでして、諮問案にした場合は、現行の税率よりはこれだけマイナスになるよというようなことで、階層別に出てございます。今、的塁議員言われたように、世帯の人数が4人とか5人になりますと、若干プラスの方というか所得階層の世帯が出てくるというところでは、申された多子というか、お子さんがいる世帯ではないかなということは推測ができます。
6番議員	この5ページ、6ページのところを見てみると、本当に被保険者の数に応じて人頭税のような、そういうふうにかかる、そういう仕組みがこの均等割にはあるんではないかと、そういうふうなことがうかがえます。そして、諮問案との比較ということで、今マイナスが多いということだったんですが、ちょっとこれ色分けしていないから分かりづらいんですが、プラスになってくるところは、みんな3人世帯、4人世帯、5人世帯、そういうふうなところも見えてくるかと思います。 黒澤町政になって、国保制度の問題改善のこの一つである均等割、子供にまで税金が課せられるこの問題に初めて具体的に取り組んでいただきました。国が法定外繰入れを認めない理由もあり、一般会計で多子世帯支援事業として第3子の減免制度、これ全国に先駆けて取り組み、県の中でも話題になり、この政策で就学前まで半額補助というふうにすることに国としてもなってきました。その先駆けでもあります。町長、このことに胸を張っていただき、ぜひさらなる支援に先頭を切っていただきたい、この子供にまでかかる国保税、町の施策として減免していただけないか、そのことをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
町 長	相当の勇気とお金が必要です。それにつきましても、私とすれば、前向きな

	検討をさせていただきたい。ただし、国の方で子育てについての異次元の改革とか、県の方でも進めている何々というものは、地方よりは相当遅れていると思います。地方の方が先んじてやっていると私は実感がございます。そういうものの、ただいま的埜議員の励ましの言葉と受けまして、進めていきたいというふうに思っております。
6番議員	前向きにということなので、この均等割、そしてさっき言った平等割をやっぱり全廃するということも併せて国へ要望していただきたいと思います。6月議会は、国保税の税率が決定する時期でもあります。今年度の税率が示されました。先ほどもありました、国保の運営協議会、議論しましたが、委員の皆さん、おおむね事務局案に賛成ということで、私も会長という立場もあります。認めざるを得なかったわけですが、今年度から資産割を徐々にくしていく、三方式にしていくと。資産割自体は、私は時代に合ったものではないと思いますので、なくすことには賛成です。しかし、その分応益割である均等割、平等割を増やすということには反対です。佐久市や小諸市、基金を使って資産割を廃止しました。小海は、現在先ほども町長おっしゃられたように、基金4,332万円、そして繰越金が2,407万円あります。国保税は、どうしてこんなに高いのと、もっと下げられないのと、そういうふうによく言われます。町が下げられる方法は、やはり基金と剩余金を活用することだと私は思います。協議会でもその点は議論しましたが、基金の活用をどう考えるか、お願ひしたいと思います。
町民課長	現状の基金の活用ということでございます。今回、答申案といたしました中では、均等割、平等割等も我々の案よりも半減して上げるというような状況でお願いしていると、その分所得割のほうを下げておるというような状況でございます。的埜議員おっしゃいますけれども、やはり今現在の資料でも、国保審議会に出しました資料でも、近隣町村との税率の比較というものを出した中では、うちの町はかなり国保税が金額的には安いという状況にはあります。その表を見ていただければ分かるというような状況でございますけれども。その中で、この保険料を維持していくということになれば、やはり基金の活用というようなことになるわけでございます。でも、基金については、国民健康保険税の安定的な運営のための設置というものであり、使途についても健全な財政運営に資するための経費と規定されておりまして、具体的に使い道を決められてはおりませんが、保険税の収納不足による財源不足の対応や、県への納付金の増額による税率改正への激変緩和措置等が考えられるということでございます。

	<p>小海町も、基金は今現在4,300万ほど保有してはございますが、基金は最後の安全弁として一定のストックは保有する必要があるというふうに考えてございます。しかし、その中で現在4,300万円というところではございますが、実際のところ、平成27年度には一般会計より5,000万円の法定外繰入れということもしております。その分を加味すれば、基金的にはマイナスと考えてもいいんではないかというふうに考えてはございます。国民健康保険税を引き下げるためということで基金を活用するということも、いずれ基金が底をついてしまうということにはつながるんではないかというふうに考えてございます。そういう事態になった場合には、今度は歳出を賄えるだけの税を今度は上げなきゃいけないということですので、貯金がなくなれば、税を自然的に上げていくことにもなろうかとは思います。また、そのタイミングで町民、その年の課税所得等が下がった場合には、それを加味して、なおかつプラスの税額を上げるというようなことが考えられることがありますので、被保険者の負担を大きくならないようにということで、なるべく基金は不測の事態に備えたいというような考えが町としてはございます。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>この先の心配というのは分かりますが、基金はやっぱり次の世代のためにため込んでおくものでは、そういう性質のものではないと思います。どうしても値上げが必要になったときには、やっぱり基金を使って、少なくとも値上げはしないと、そういう方向で私は進めさせていただきたいと思います。</p> <p>これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。</p>
議長	以上で、第6番 的埜美香子議員の質問を終わりります。

第1番 黒澤 敦史 議員

議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>次に、第1番、黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。</p>
1番議員	<p>1番、黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>1つの質問は、新型コロナウイルス感染症の対策として行われてきたマスク着用、特に子供のマスク着用について質問させていただきます。</p> <p>まず、新型コロナについて、国は、今まで外出自粛の要請や入院勧告などの厳しい措置を取ることができる2類相当として対策に当たってきましたが、感染状況が収束に向かっていることから、先月5月8日に季節性インフルエン</p>

	<p>ザなどと同じ5類へ移行させました。また、政府の対策本部や感染対策の基本的対処方針も廃止され、今後、外出自粛などの感染対策について国からの要請はなくなり、個人の判断に委ねられるほか、幅広い医療機関での患者の受入れが目指されることとなるなど、3年間にわたって続いた国の新型コロナ対策は大きな節目を迎えました。これまでの間、町長以下、町の保健師をはじめとする保健福祉行政を担われている職員の皆様には、情報が錯綜し、常に難しい判断をしなくてならない中にありながら、大変な激務に耐え、私たち住民のために大変なご尽力をいただきました。この場を借りて深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナの2類から5類への移行という国の判断、それに基づく動きにより、国がこれまで行ってきた感染対策にも変化があろうかと思います。町は国の動きについてどのように評価をされているのか、また、町がこれまで感染対策を目的に行ってきました住民への新型コロナ感染予防に係る情報提供、施設の利用制限や行事の中止、縮小、その他もちろんの取組について、その効果、結果をどのように総括し評価されているのか、今後はどのように対処していくお考えかをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
町 長	<p>ただいま、黒澤議員からねぎらいのお言葉をいただき、大変感謝、ありがとうございます。</p> <p>そういう中で、国が2類から5類に移行したということで、これは国が決めることですが、学識経験者、お医者さん、それから関係者等々が協議した結果だと私は思っております。これに対する町としての個人的な制約、あるいは、子供に対しての予防とストレスのバランスを取るということは、非常に大切なことだと思いますが、町としてこれをしなさいという部分は言っておりません。あと、教育のほうでどういった形にならうかというふうに思いますけれども、私の見解といたしましては、なるべくマスクなしというような考えが妥当ではないかというふうに思います。そして、そういう中にも、やはりクラスターを発生させない、これは、集団のときにやむなくマスクをしなさいという部分は出てくるかと思いますけれども、そういう部分をバランスよく指導していったり、町民の皆様に訴えていくというのが行政ではないかというふうに思います。あと細かい点につきましては、課長の方から説明がございますので、よろしくお願ひします。</p>
町民課長	今、ご質問のありました国のコロナ対策に基づいた町の感染対策の効果、結果、どのような評価をしているかというご質問でございます。

	<p>令和2年度から新型コロナ感染症の拡大によりまして、町といたしましても、国の感染対策に基づきました対策を講じてまいりました。ワクチンの接種にはじまり、マスクの着用、手指消毒や公共施設の消毒、換気、あと感染拡大を防ぐためには、教育現場や公共施設の休校、休館、あと、公の行事を中止するなどの実施、また、感染拡大で落ち込んだ経済対策としては、国の交付金や基金等を利用したお食事券や生活応援券の配布、町事業者救済のための経営継続の支援事業などを実施してまいりました。その結果として町内での大きな感染拡大の防止や町事業者の救済には効果があったと、総括的な評価はしております。</p> <p>また、今後どのように対応していくかというご質問でございますが、国が感染症法上の位置づけを2類から5類へ移行したとはいえ、新型コロナウイルスが完全な収束を迎えたわけではないというところがございます。変異株の発生する可能性もございます。また、5類へ移行した後の対応策等を国が発表しておりますが、町といたしましても、その対応に準じた対応をしていくわけですが、再度感染拡大をした場合に備えた対応ということは、我々としてもやっていかなければいけないなというふうには考えております。また、そのためには、まず、町の関係各機関、学校や福祉施設、観光施設等、そして、医療機関との情報の共有というところを大事にしていきたいというふうに考えております。発生状況や発生後の対応等、連携を密にしていくことがまずは大事なことだというふうに、今後の対応策として考えてございます。</p>
1番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>私は、これまで一般質問などを通じて、何度も、この新型コロナへの対策として、国・県及び町がまず行うべきことは、住民に対する十分かつ正確な情報提供であり、具体的な感染対策は、その提供された十分な情報により、住民個々が自ら判断して行うべきものであると主張してきました。今後、5類移行により、国は国民に対してこれまでのように行動制限などを求めることができなくなり、感染対策は、まさに私たち個々の判断に委ねられることとなります。私は、感染対策が個々の判断に委ねられることとなったという点では、あるべき姿に戻ったという認識を持っていますが、あるべき姿に戻った今、これから先、高い確率で発生すると言われている強力で恐ろしい感染症が流行したときのことを想定し、現在のような国際化が図られた社会では、こういった感染症は、近い将来に発生する可能性が非常に高いものと考えられていますので、今回の経験から得られた教訓を生かせるよう、特に情報提供という面について、しっかりと考えておかなければならぬと思いま</p>

す。

さきの定例会におきまして、私が提案させていただきました、新型コロナワクチン接種に関して、効果の検証を求める意見書は、全員の賛成をいただき採択され、国へ陳情されました。議員各位のご賛同に改めて御礼申し上げます。この意見書に記載させていただきましたとおり、今回の新型コロナそのものへの評価をはじめ、マスク着用、外出自粛、アクリル板やビニールによる仕切り板、飲食店等の時短営業など、感染対策の名の下に行われた様々な取組について、政府内では実施に当たって、十分かつ適切な議論が行われたのかどうか、また、メッセンジャーRNAワクチンという、今までのものとは全く異なるワクチンが、通常の薬事承認とは異なる早さで承認された経過はどのようなものだったのか、ワクチンの効果は実際どうだったのか、そして、接種後の死亡や重篤な副反応等、ワクチン接種の間の因果関係の有無はどうなのか、いわゆる自粛警察と呼ばれたような同調圧力や感染された方や新型コロナ対策について自分とは異なる考えを持つ方への攻撃、差別はなぜ起こってしまったのか、これらについての調査、検証は今後のために必要不可欠なものです。今後の政府の動向を注視していきたいと思います。

さて、今回の新型コロナの感染対策では、徹底したマスク着用が求められました。このマスク着用、特に子供のマスク着用についての現状と影響について、町長のご見解を伺っていきたいと思います。

私には、小学生、中学生の子供がいます。私の子供は、今、家で過ごすときにはマスクを着用しませんが、多くの人がいるような公共の場ではマスクをつけたがります。これは、私の子供に限った話ではなく、往診サービスを提供している株式会社コールドクターが、この5月に全国の保護者500名を対象に行った調査によると、人通りの多い町中などでは、46%もの子供たちがマスクを着用しているという調査結果が出ています。私の子供の例で言えば、例えばスーパー・マーケットや八峰の湯などの、マスクをつけた他人が多い場所に入る際にはマスクをつけたがり、マスクを忘れてしまったようなときは、そこに入ることを拒むほどです。その理由を聞くと、多くの人がついているのに自分がつけていないのは恥ずかしい、顔を見せるのが恥ずかしい、だから入りたくないと言います。先ほど上げたものと別の調査、インターネットプロバイダーのニフティが3月末に行った調査では、子供1,328人が回答し、マスクを着用する理由として、約25%の子供が周りの人たちがつけているからマスクをつける、つけたいと考えているという調査結果が出ています。それならば、子供が求めるとおりマスクをつけさせればよいのではない

	<p>かとの声も聞かれそうですが、私が懸念していることは、マスクがなければ子供と一緒にお店に入れないといった、そういったことではなく、このような決して少なくない子供たちの考え方と行動は、今後、子供の心や体の成長に悪い影響を及ぼしてしまう可能性があるのではないかということ、また、国がこれからはマスクの着用は個人の判断だと言っても、そのままでは、子供がいわゆる個人の判断というものをすることは難しく、ほかの人人がしているから、ほかの人と違うと思われるのはいやだからというおかしな理由でマスク着用を特に考えもなく続けてしまうという異常さについてです。</p> <p>重要な点なので改めて申し上げますが、私は、マスクをつけたい人はつければいい、つけたくない人はつけなければいい、これが大原則であると私は考えています。それを踏まえた上で、私の子供は外に出るときはマスクをつけている。それはいいんですけども、そして、その理由を聞くと、ほかの人人がついているのに自分がつけるのは恥ずかしい、口元を隠さないと恥ずかしいと言うんです。調査結果からも、全国の子供たちの半分が人の多い場所でマスクをつけ続け、25%の子供たちが周りがついているからという理由でマスクをついているんです。</p> <p>私たち人間がコミュニケーションを取るに当たり、口元を含めた表情というものは、相手を理解するために非常に重要な要素です。これから成長する子供たちがほかの人人がマスクをついているから自分もつける、口元を見られるのが恥ずかしいという、そのような理由で、コミュニケーションにとって大切な表情を隠す、子供がそう考えてしまう、そう考えさせてしまっている社会は、果たして健全な社会でしょうか。目や口を見てコミュニケーションを取り、そこから磨かれる、育まれる感性、人間性というものがあるはずです。それを育む大切な時期を、この3年間のマスク生活で子供たちから奪っているのが今の社会なのではないかと私は感じています。大人が自分の判断でマスクの着用をしているのであれば、それはよいでしょう。しかし、小学生や中学生がほかの人人がついているから自分もつける、口元を見られるのが恥ずかしいといった、そんな理由で多くの人がマスクをするこの社会は、私は間違っていると思います。</p> <p>そこで質問ですが、私のこの現状認識について、町長はいかがお考えになるかお聞かせください。</p>
町 長	ただいま、黒澤議員からの指摘、考え、私も同感であります。子供の表情、あるいはしぐさ等々が半分隠れている状況で全部読み取るというもの、それから、コミュニケーション不足になる原因であることは否めません。しかし、

	<p>そういう中で、先ほど申しましたが、予防とストレスのバランス、これをしっかりと取っていかなければならないと思います。私は、職員の皆様にも朝礼で度々お願ひすることがあります。自分が家を出るときに、鏡をしっかりと見て、自分の表情を見てくれと、日によって、言い方がおかしければいけないんですけども、変な顔、不機嫌な顔、口角を上げて、にこっとして、まず自分の顔を見て、しっかりと気持ちを落ち着けて仕事に当たってもらいたいということをお願いしているわけですが、今まさに黒澤議員がおっしゃった表情の表現というものは、子供にとって大変大切なのではないかというふうに思います。しみついてしまった日本の文化ということになろうかという危険もあるうかと思いますけれども、人がしているから、あるいは大勢の人がマスクをしているからという理由、あるいは、今まで覆っていたところを出すことが恥ずかしい、こういったものは解消すべきではないかというふうに、私は思います。</p>
1番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>これは1つの例え話として聞いていただければと思うんですけども、つい先日、議会の開会日、6月1日に小海小の6年生がちょうど見学にいらっしゃったということがありました。あのときも、これは決して学校だとか、先生だとかを責める意味じゃなくてお聞きいただきたいんですけども、あのときもやっぱり小学校の6年生、みんなマスクをしていました。先生はマスクをつけるようにということを結構言ったかと思います。それは本当に先生を責める、そういう意味ではないんですけども、恐らく私の娘に聞いても、学校ではそこまで、何と言うか、言ってはいないということなので、恐らく、こういったところに来て、議会に迷惑をかけちゃいけないとか、そういうことだったのかもしれないですね。私は聞いていませんので分かりませんが、だから、私が申し上げているのは、そういうふうな社会の風潮をつくっているのが、まさに我々大人だと思うんです。子供たちに気を遣わせて、皆さん、マスクしましょうと、果たして、それが健全な社会かというのが、私が疑問に感じているというか、今のままでいいのかなというふうに思っているところです。</p> <p>このマスク着用に係る一般的な認識は、自らの感染対策や人に感染させないための対策として効果があるというものでしょう。そして、その逆にマスクの着用は、飛沫感染の防止には効果がないという研究結果や、不織布マスクに使用されている接着剤や抗菌剤などの化学物質が呼吸により体内に蓄積し、健康に悪影響を与える可能性があるという懸念も挙げられています。ま</p>

た、何時間もついているマスクは、そのものの自体がそもそも衛生的ではないという検証結果や、特に子供はマスクに触れた手でいろんなところを触りますから、感染予防の効果は薄いといった声も聞くところです。

私は今のところ、どちらが正しいと断言するほどの根拠も持ち合わせていませんので、両論を述べるにとどめたいと思いますが、今後も感染予防の目的のため、季節性インフルエンザなどの流行時期には、マスクの着用が国等により求められる場合もあるでしょう。そういったことを踏まえ、私はマスク着用については、それぞれが判断すればよいと思います。マスクの感染予防の効果を期待して着用したい人は着用すればよいし、マスクのデメリットを注視する人は、その逆でも当然よいと思います。

しかし、十分な知識や情報収集力、自立性がまだ備わっていない子供には、そのような合理的かつ論理的な判断はできません。調査結果で示された多くの子供のように、周りの大人や友人たちの行動に自らの行動を合わせてしまうということになるでしょう。新型コロナの感染状況が改善し、感染者が非常に少なくなっている、感染の危険性がとても低い現在の状況を国が認めている中でありながら、子供が合理的、論理的な判断もできないのにも関わらず、マスクがなければお店に入れないというのは、およそ通常の状態ではないと私は思います。

子供のマスク着用による心や体の成長への悪影響については、感染が拡大している時期には、多くの研究者や小児科医などから挙げられていました。しかし、今調べてみても、それは既に過去の話とばかり、新しくその影響への懸念が挙げられることは少なくなっています。今年3月に文部科学省が全国の教育委員会や学校設置者に児童・生徒、学生や教職員にはマスクの着用を求めるなどを基本とする旨、通知したことにより、この問題は過去の問題であり、現在では解消されたように見えるためだらうと推測されますが、実際はそうではないのでしょうか。私の子供がまさにそうであるように、国がマスク着用を求めなくなったからといって、人生の大部分をマスク着用で過ごしてきた子供たちが自らの判断でマスクの着用をやめるということは難しいだらうと思います。彼らは、人生の大部分をさもそれが当たり前、普通のことのようにマスクを着用し過ごしてきているわけです。

先ほど申し上げたとおり、子供のマスク着用については、幾つもの悪影響が挙げられています。発達段階の人間は、相手との会話を通じて言語取得や社会性を習得していきますが、ここでの相手との会話とは、言葉のやり取りのみを意味しません。口の動きや顔全体の表情など、言葉と一緒に付随する幾

つもの要素によって構築された会話のことを意味します。マスクによって、相手の表情を読み取りにくく、自らの表情もマスクによって見せられず、結果として、コミュニケーションが円滑に取れないということが発生していると指摘されています。また、マスクの着用により呼吸がしづらくなることもあります、とりわけ気温と湿度が高くなるこれからの夏期のマスクの着用は、熱中症のリスクが高まるおそれも指摘されています。

私は、新型コロナへの対策は、当初は正確な情報が少なく、ある程度緊急避難的な要素があったことから、やむを得ない部分もあったことを認めつつも、収束してきた今、大変大きな課題、爪痕を残してしまったと思います。大人は自ら判断し、マスクについても自ら考えればよいと思いますが、子供たちはそうはいきません。よって、これまで述べた懸念への対策も簡単にできるものではありません。親として私が子供に自ら考えるよう伝える責任があるのは、それは当然ですが、しかし、たくさんの子供が周りにいて影響を受けやすい学校でも、まだ論理的、合理的に判断できる力が乏しい子供たちへ、マスクの自己判断による着用ということの意味について丁寧に説明して、そして教え、話し合っていく必要があるのではないかと思います。町には、もう国はマスクの着用を求めていないのだから、つけるのもつけないのもそれぞれの自由、よって、この問題は解決されたというのではなく、もちろん、そのようにお考えではないと思いますが、現在進行形の問題として、このことに向き合っていただきたいと思います。

要約させていただくと、マスクをつける、つけないの話にとどまらず、まず、1つ目、何かを判断するときは、ほかの人がどうとかではなく、自分の考えをしっかりと持つこと。そして、2つ目、多くの人がマスクをする社会の中で、子供たちが健全に成長することができるのかといった、そういう課題に対して、行政として考えなければならない問題であると思います。私が町長にお願いしたいことは、マスクをつけないように言うとか、そういうことでは決してなくて、やっぱりこの今の社会でいいのかということ、表情を見て、お友達とコミュニケーションを取る、そういう社会が、私はそれが理想だと思います。今のままでは、やはりマスクをみんな子供たちがつける、そういう世の中ではよくないのかなと思います。それをマスクをつけるんだったら、ちゃんと理由があってつけるということをちゃんと子供たちが自分で考えられるように、そういうことを町民の幸せにつかさどる、町長、一政治家として、ぜひそれを町民に発信していただきたいと私は思います。町長いかがでしょうか、お考えを聞かせてください。

町 長	<p>いただいている課題が、本当にファジーであるということを私は感じます。そういった部分で、国としても言いようのない部分、やはりご自由にどうぞというのが結論ではないかというふうに思います。私としても、表情を見て取って、よく相手のことも推察する。そして、自分も表情豊かに顔全体で表現するということは、これ大変大事なことだというふうに思います。先ほど申し上げました、やっぱり顔は一番の表現の場所だというふうに私は思いますが、そういう部分の認識として、冒頭申しましたが、町がどうしろとか、こうだからこうしろという部分が今ないわけあります。それは、黒澤議員のおっしゃるものは、それは本当にそうだと思います。何かを判断するのに自分で判断しなきやいけない、これは当たり前の話ですけれども、やはり大勢の皆さんの中でもやっていることに流される。それから、自分の考えを持たずには何かをやるというのを、相当多く動いているかと思います。これは、いろいろな部分で我々が日頃気づきを持って、皆さんに発信していくということが大変大切ではないかというふうに思います。</p> <p>私も先般、国土交通省の道路のほうの関係の陳情に行ったわけですが、県の代表は全員マスクしていませんでした。それから、国土交通省の受けるほうも誰もマスクしていませんでした。というのは、やはり黒澤議員おっしゃるように、相手に物事を伝える、それから、分かっていただくというときには、顔、あるいはそういった表現をちゃんとしてこなきやいけないという部分ではなかったかというふうに思います。大変参考になった日がありましたけれども、ご指摘の部分、やはり私もそうだというふうに思っております。</p>
1番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ、そういった考えが根底にあるということから、また、それを町民、そして、さらに子供たちに、ぜひそういったものを伝えていっていただきたいと、今、私が先ほど来申し上げてきたものに対する解決策、私自身も分かりませんが、ぜひ一緒に考えていくないと、そして、私も周りの子供、私の子供をはじめ、周りに伝えていきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、次の質間に移ります。次の質問は、令和4年度事業として実施された駅周辺活性化調査事業についてのものです。</p> <p>町は昨年度、ジェイアール東日本企画へ、アルルの活用方法について調査、提案を委託され、3月には同社から報告書が提出されたと承知しています。その内容は、アルルの活用のための事業を3年計画で実施していくというものであり、アルル内の空き店舗となっている部分において、多目的スペースの整備や公設塾を開設し運営していくことなどが上げられています。私は、</p>

この報告書の中身、また、この報告書に基づいて、今後、町が事業を進めていくことについて賛成の立場です。

将来にわたって住民の豊かで幸せな生活を守っていくためには、ある程度の買物機能、そして、何よりコミュニティーの場が必要であり、それゆえに、かつてはその機能を持っていた駅周辺商店街を活性化すること、機能を再生していくことは喫緊の課題であると考えています。衰退化が著しい現在の状況がそのまま進んでしまえば、この後、例え町が財源を手当したとしても、もはや駅周辺や商店街で活動できる人材が少なくなってしまい、再生できる余力が失われていくかもしれません。まずは、今、取組を始めることが何よりも大切なことであると思います。

私には、この事業について賛成する理由がもう一つあります。それは、この取組を全国で同じような状況に陥っている地域が参考にし、再生を目指す取組のモデルケースになってほしいと考えているからです。日本は、はるか昔に高度経済成長を終え、バブル経済崩壊後は低成長が当たり前となり、国民1人当たりのGDPは、OECD、経済協力開発機構加盟38か国中20位と、もはや世界的には豊かな国とは言えない状況です。私は、暮らしの豊かさや幸福度は経済指標のみで計られるものではないと考えていますが、分かりやすい例として、このデータは日本の状況は決して明るいものではない、このままではいけないという状況を示しているものだと思います。

世界の中で日本がそのような状況となっているところで国内に目を戻すと、人口でも経済でも東京が一人勝ちし、地方は東京への人材供給基地、東京から得られる財源で何とかやっているという、大変いびつな状況となっています。経済の規模や効率性のみを追求した結果、過剰な合理化が図られ、東京への一極集中が進みました。さらに言えば、疲弊している地方の中ですら、同じような構図が見られます。近隣の例では、佐久平への一極集中が分かりやすい例でしょう。JR小海線も人口が少なく乗客の少ない南側は著しい赤字だとして、JRが問題提起してきたことも一つの例だと思います。しかし、この今の日本の状況は、私たち日本人にとって、また、子や孫、将来の日本人にとって、暮らしやすい理想的なものでしょうか、また、このいびつな構造は、都市部の住民の心もむしばんでいるのではないのでしょうか。

我が町の一大プロジェクトである憩うまちこうみ事業は、都市部の健康経営を目指す企業をターゲットとしたビジネスとして大変すばらしい事業ですが、この事業が注目しているように、疲弊した都市部の人間を地方でリラックスさせることにニーズがあるというような国は、果たして健全で幸せな国

	<p>でしょうか。私は、人口減少と過疎化が著しく、10年ほど前に、50年後の日本と紹介されたこの小海町が駅前を中心にコミュニティーを再生し、将来にわたって、住民にとって幸せな町となることを目指す事業を成功させることができ他の地方の奮起を促し、ひいては先ほど申し上げたような、この国のいびつなさを解消するためのきっかけとなると思いますし、また、そうしなければならない、そして、それが50年後の日本と言われたこの町の責任だと思います。</p> <p>私は、この3月、この事業で行われたワークショップへ、個人的に参加させていただきました。参加者は県外から訪れた方もおり、彼らの話を聞き、駅前地域のコミュニティーづくり、再生に注目したこのような取組が全国的なテーマ、課題であることを再認識しました。今、国も東京一極集中の是正に取り組んでいるようですが、国の意図するところは、私たちのような小さな過疎の町への介入ではないと思いますが、このように地方の価値を高めようという雰囲気の中で、今後実施される事業により、積極的な取組がなされた結果、生み出されるであろう未来は小海町の住民の幸せだけにとどまらず、全国の地方へ波及していくことでしょう。幸せな国づくりという観点からも、何としても事業を成功まで進めてほしいと願っています。</p> <p>さて、前置きが長くなりましたが、今回議会へ示されている補正予算には、事業の予算が要求されています。事業化されるということで、町はこのジェイアール東日本企画の報告書をある程度肯定的に評価されていると思います。そこで質問ですが、具体的にはこの事業を進めることにより、どのような未来をつくろうと考えているのか、また、報告書では3か年計画として記載されていますが、どのようなスケジュールで進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。</p>
総務課長	<p>お疲れさまです。</p> <p>本定例会にご提案を申し上げております補正予算について、事業の目的、そしてスケジュールをというご質問でございます。</p> <p>この事業の目的でありますが、衰退化している駅前周辺を活性化するということでございます。本事業、また、アルの町有化につきましては、ご議論をいただいた経過がございます。いろいろなご意見をいただきましたが、やはり駅前の活性化が必要であるという点はご確認をいただいた中であると感じております。それを実行していくについて、多様なご意見があるという内容でございます。</p> <p>令和4年度、ジェイアール東日本企画に調査、また、ご提案をお願いしまし</p>

	<p>て、活性化のための事業提案、それをいただきました。町としましては、提案にある3か年計画の内容について、そのプロセスから事業内容、各取組が意図するまでヒアリングなどを通じ、共有、共感をしておるところでございます。そして、今回、このような予算をお願いしているという内容ございます。さきほど議員さんおっしゃられますとおり、この事業の影響が全国の地域に波及するような取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、この事業スケジュール、これにつきましては、予算を可決いただいた後、業者を選定しまして、10月を目途に運営を開始したいと考えております。ジェイアール東日本企画提案を参考にしまして、基本的には、町内プロジェクト会議での意見、そして駅前の再整備検討委員会の検討結果、そういうものをしっかりと反映しながら事業を進めていくべきだと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
1番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告書の内容を細かく見ますと、事業実施において足していただきたい部分、提案させていただきたいものがあります。それは、公設塾で行われる講義の内容に関してです。私の承知している範囲での話になりますが、公設塾では、英語やプログラミング、また、受験のための講義が行われる予定とのことです。事業立ち上げを3年計画で行い、その後は町の支援がなくても自走するためには、ある程度の収益性も担保しなくてはならず、確実なニーズが見込まれる内容にしなければならないとのお話を伺っていますが、先ほど申し上げたように、全国に先駆けた他の地域のモデルケースとなり、また、国のゆがみを正すことも目指すべき事業として、講義の内容に、子供たちに深い人間性と国家観、地域観を持たせることを目的とした時間もぜひ加えていただきたいと思います。</p> <p>以前の一般質問でも取り上げましたが、私は今の教育システムは変革しなくてはならないもので、戦後から変わらない画一的な教育ではなく、個々の能力に応じた新たな教育が必要であると考えています。それは、著しい情報化の発展や社会の複雑性の進化に対応でき、未来の日本を担う日本人づくりという目的によるものです。今回事業化される公設塾では、それが実現できる可能性があるのではないかと考えています。もっとも、私は何らかの新たな事業のこま、カリキュラムをつくってほしいと言っているではありません。この公設塾に、地域の様々な属性にいる住民、若者から高齢者までが講師という立場ではなく、同じ場で子供たちと目線を合わせ、お互いに意見を</p>

	交わし、相手の意見に疑問、違和感を感じることを目的とする時間もつくれるのではないか、そういった場もつくれるのではないかと考えています。人は人から影響を受け、その違い、違和感から自らを理解します。いつも同じ大人から一つの価値観に基づいた話を聞く、そのようなことの繰り返しでは、子供は自らの個性や特徴に気づくことは難しいのではないかでしょうか。テストの点のための効率的な学習のためには、そのような講義が有効なのかも知れませんが、アルルで行われる公設塾では、民間の塾ではできない、私たちの町の塾だからこそできることをするべきだと思います。そして、これは住民の参加、協力がなければ難しいのですが、今回の事業はまたとない機会であると思います。そこで質問ですが、私のこの考えについて、町長はいかがお考えになりますでしょうか。
町 長	私も大変同感の部分がございます。テストの点を取るためのという勉強は、これは必要でございます。それも必要でございますけれども、先ほど議員のおっしゃった、深い人間性と国家観、それから地域を活発にするための知識を子供の頃から養うというようなことは、大変必要ではないかというふうに思います。昨今のロシアによるウクライナ侵攻などというものは、私は卒業式、入学式でも述べさせていただいたんですけども、これをどう感じるかということを、生徒、子供たちが確実に認識するという教えを我々がするということが大変必要ではないかというふうに思います。黒澤議員のおっしゃるこの方向は、大変私も共感し、必要ではないかというふうに思いますので、プロジェクト会議等々の中でも反映させていただく所存でございます。
1番議員	ありがとうございます。 おおむね私の考えにご同意いただけるということで、ぜひ、そういった偏差値教育ではない、人間性を深める、高める教育ということをぜひ進めていただきたい、私も協力させていただきたいと思います。 今、この国、地域に必要とされている人材は、単に偏差値の高い人間だけではありません。国や地域に対する深い愛と深い人間性を持ち、自らの努力が周囲を幸せにする、そういう可能性に気づき行動できる人間、そして、人それぞれが持つ違い、差異を当たり前のこととして認め、多くの仲間、知人に愛されるような総合的な人間教育が必要で、そのような人間がこの町と国の未来を担っていくのだと思います。抽象的な話のように聞こえるかと思いますが、単に経済的な再生のみを目指すわけではない、この事業の一部である公設塾だからこそ、ぜひ取り組んでいただきたいものです。もちろん、私も言いつぱなしではなく、ぜひ関わらせていただきたいと思います。何とぞ、

	前向きにご検討いただきますよう、よろしくお願ひいたします。 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議長	以上で第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。 これより、2時10分まで休憩とします。 (ときに13時56分)

第8番 品田 宗久 議員

議長	引き続き、会議を開きます。 次に第8番 品田宗久議員の質問を許します。品田宗久君。
8番議員	<p>8番、品田宗久です。通告に従いまして、一般質問します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず初めに、ウェルビーイングについてということで、昨年来、ウェルビーイングについていろいろお願いしているんですけども、ここへ、NAGANO VISION BOOKというのを、今県庁が出しているのをいただいたんですけども、いよいよウェルビーイングがメジャーになってきたというか、あちこちで見るようになってきております。それで、先ほど1番議員も言っていましたけれども、ぜひ小海駅前、今開発している中で、やっぱり日本のモデルになるようなまちづくりしていくためにも、ぜひウェルビーイングに力を入れてほしいなと思っております。</p> <p>まず、3ページですけれども、真ん中辺で知事が「こうした状況の中、環境と社会、経済が調和的に発展するとともに、人権や多様性が尊重され、誰もがその能力を十分に發揮できる、本当の意味で「ゆたかな社会」を築いていくためには、今までの発想にとらわれることなく、社会経済システムを大胆に変革していかなければなりません。」ということで、「このしあわせ信州創造プラン3.0、「ゆたかな社会」の実現に向けた大変革への挑戦が今始まります。県民の皆さん、次代を担う若い世代の皆さん、新しい時代を、ここ信州から共に創っていきましょう。」ということで、4ページが「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」ということで、5ページの真ん中辺から、「こうした中、経済的な繁栄を享受するとともに、環境とも共生し、多様性が尊重され、健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会、すなわち一人ひとりの県民がしあわせ（ウェルビーイング）を実感できる「ゆたかな社会」を目指していきます。」と「また、ゆたかな社会を築く礎として、暮らしを支える「社会的共通資本」を多様な関係者と共に維持・発展させてい</p>

きます」と、次のページの神野先生の言葉で、12月に一般質問したときも、この神野先生のこととも若干触れてありますけれども、やはりこれからの時代は、所有欲求から、存在欲求へということで、このウェルビーイングを求めて社会目標の転換をということあります。

そして、別に配りました、フィンランドの記事、たまたま、これフィンランド協会の情報誌に載っていたんですけども、誰もが自分らしく生きられる社会ということで、フィンランドは2017年から、世界幸福度ランキングで5年連続1位を獲得し、世界から注目されていますが、なぜそのような社会が出来上がったのか、また、その基盤には何があるのかを考えさせる講義内容でしたと、講師のシルックさんが以前日本の学生にウェルビーイングの定義は何かと聞いたとき、ほとんどの学生がグーグルでその定義を調べ始めたそうです。その話を聞いたとき、きっと私自身も同じ質問をされても、同じように検索したと思いました。しかし、フィンランドの学生は、ウェルビーイングについて調べるという行動は取りません。なぜなら、一人一人のウェルビーイングは違うものであり、ゆえにウェルビーイングは完成しないことがフィンランドでは理解されているからです。

それでは、ウェルビーイングはどのようなものでしょうか。それは、年齢、学歴、地位、経済状況などに関係なく、誰もが一人の人間として尊重され、自分らしく生きられる社会であり、個々が己にとってのウェルビーイングを確立することは、人生をより豊かにするための手段なのです。一人一人が違って当たり前であり、比べる必要はないのです。人口が少ないフィンランドでは、昔から男女問わず労働力が必要でした。そのため、子育てや家事は、男女両方の仕事という考え方が社会に浸透しています。そして、第二次世界大戦で敗戦したために負った多額の借金を支払い終えたとき、国を立ち直らせる手段の一つとして、国の税収を国民の教育に注力するようになりました。家庭の経済状況が学力低下に影響してはならないという考えがあり、民族、性別、経済状況に関わらず、全ての子供に対して平等に質の高い教育の機会を与えることという教育の大原則が大切にされてきました。また、フィンランド語には、これ読めないですけれども、外で体を動かすという言葉があるように、フィンランドの生活が自然に近い距離にあり、自然を楽しむ時間を大切にしていることも、人生を豊かにする上で重要な一つとされています。フィンランドには、もちろん、少子化やいじめ、貧困など、様々な課題がたくさんあるそうですが、男女平等や教育の大切さ、また一人一人のウェルビーイングの向上が背景にあるからこそ、自然と世界幸福度ランキング1

	<p>位につながっているのではと思いましたということで、ウェルビーイングとは、持つことではなく、いかにあるべきか、キーワードは自分らしさであると、この神野先生も言っているとおり、所有欲から存在欲求へということの中で、これから時代、本当に県がこれだけ進めて行く中で、やはり町長にリーダーシップを取っていただき、南佐久全体として、このウェルビーイングの地域にしていけないかなと。やはり、小海だけだとちょっと弱い部分もあると思うんですけども、南佐久全体でウェルビーイング、小海線も絡めてやることによって、南佐久の中で、小海がリーダーシップ取ってやっていくべきだと思います。</p> <p>私、12月に一般質問したときに、ある議員から、宗ちゃん言っていることは妄想だよと言われたんですけども、やはり、今誰かがいろいろ考えていかなければ、世の中前へ進まないと、今、例えば車にしろ、飛行機にしろ、誰かが空飛びたいとか、月に行きたいとか、いろいろ目標があったから、これだけいろいろが進化してきているんだと思います。やはり我々も、少し先ほども話あったとおり、日本のモデルになるべく、小海町元氣にするためにも、ぜひ、県がこれだけウェルビーイングに力を入れてきているという形の中では、南佐久、一番ウェルビーイングに今、合っているんじゃないかなと思いますので、ぜひそんな方向で、町長にリーダーシップを発揮してもらいたいと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。</p>
町 長	<p>すばらしい構想であり、前向きに行きたいと思っておりますが、私もウェルビーイングということがどういうことかというものを知ったのが、お恥ずかしい話なんですが、2021年10月にプラチナ構想ネットワークというところに、私どもの憩うまちこうみ事業をご提案申し上げました。そして、私にプレゼンの機会があったので、させていただきました。そうしたところ、第9回のプラチナ大賞で優秀賞、その賞の名前がウェルビーイング賞ということで、当時私は何をもらったか分からぬ状況でありがとうございますということで、町長室に焼き物のすばらしいものが飾ってありますが、それがいたいた賞であります。それから、ウェルビーイングということをひも解いて勉強させていただいたんですが、今、品田議員のおっしゃるのがほぼほぼだと思います。それぞれの個性を生かしたものであり、これが何と言うんですか、良好な状態、要するに、資金だけではない、ハートがついていかなきやいけない、ハートがついていった場合に自分の満足度がどれだけあるかというようなものまでついてくるかと思います。</p> <p>それで、憩うまちこうみ事業、それから、駅前周辺のこと、福祉、健康につ</p>

	<p>いての全てのものが関わってくる事業でございますが、できる範囲といいま すか、自分のできることは何でもやって抜けなければ、この賞に到達できな いというふうに感じたわけであります。そこには、有識者、それから、大学 の先生、お医者さん等々関わったり、いろんな農家の皆さん、あるいは職人 の皆さん等々が関わってくるわけですけれども、そういう広い意味のもの を持ち合わせた町ではあるというふうに、私は自負しております。したがつ て、品田議員がその核となる町をつくるようにやれやということですので、 大いに動かさせていただきます。</p>
8番議員	<p>本当に、今、コロナで世の中の価値観が非常に変わってきてているという中で、 やはり今までの個人志向から社会志向のほうへ変わってきていると、要する に、戦前、戦中は国家志向で来たんですけども、その後、戦後、家族を大 事にするようになって、家族間というのが非常に大切な時代だったんですけど も、だんだん今、核家族化ということで、個人主義になってきてまして、 個になってきたんですけども、やっぱり個とか孤立化してきている中で、 また世の中は社会志向というか、人と人とのつながりを求めていると、その つながりがまさにこのウェルビーイングではないかなと思っております。や はり、これからは物よりも心の時代ということで、非常に人とのつながりを つくり出すこと自体に自分の生きがいというか、喜びを感じる人が今は増え てきているそうです。</p> <p>それともう一つは、やっぱり私有主義からシェア主義へということで、我々 の時代はいつかはクラウンという形の中で、車を買い替えるたび大きくなっ たり、隣が持っているものは自分も欲しかったりみたいな時代だったんですけど も、これからは、今、若者はもう車持たないとか、やはり物欲がなくな ってきて、シェアしていくべきいいじゃないかと、必要なときに利用できれば いいという時代になってきて、そういうことによって、所有せずレンタル したり、中古をリサイクルしたり、リユースするという行動に出てきてい る、それは必然的に、やはりエコロジー志向や自然との共生につながってき て、環境問題につながってくるんじゃないかと、やっぱり今、要するに先ほ ども言った自分らしさを發揮するためには、やはり自分自身の感性を育てる ことが大事だよということで、その感性を育てるためには、豊かな自然とか、 やっぱり自分がしっかり体験しておくということが大事であると、そういう 部分で言えば、先ほど来言っている、南佐久、自然いっぱいあって、ぜひそ ういう部分でからの時代の先頭を走ってほしいなと思っております。</p> <p>それともう一つは、やっぱりブランド志向から、シンプル、カジュアル志向</p>

	<p>へということの中で、お金から人へ、経済原理から、やっぱり生活原理への転換を図る、そういう中で、これからは楽しいことでなく、うれしいことを求めていると、やっぱり楽しいというのは個人なんですけれども、うれしいというのは、やっぱり人との関係性がある中で、うれしさにつながっていくと、それでうれしいという字が女がよろこぶと書くがごときで、やはりうれしさを求める時代というのは、女性の活躍の場が増えてくるという中で、やっぱりこれから時代に合ってくるんじゃないかなと思っております。</p> <p>それともう一つは、都会志向から地方志向へということで、地方が独自の魅力を育むために、しっかりとした旗を立てて、やっぱり若い世代が中央で安心して楽しみながら活動できる場を提供するためにも、やはりウェルビーイングという、これから時代の要するに先頭を走るんだよという旗をしっかりと立てることによって、今、脱都会をしたい優秀な若者がこういう地方に戻ってくる、また来てくれるという可能性が高いんじゃないかと思っておりますので、ぜひ町長にはしっかりとした旗を立ててもらう、ウェルビーイングでしっかりと小海町はこれからこういう方向へ行くんだよと、やはり人間性を大事にして、つながりを大切にするまちづくりにして、前へ進むんだよということをお願いしたいと思うんですけども、再度、ぜひリーダーシップ取ってほしいと思いますけれども、よろしくお願ひします。決意だけでいいですので。</p>
町 長	<p>古来といいますか、ちょっと前までですが、佐久穂町を中心とした南佐久というくくりがあった中、臼田町もありましたけれども、その時代でさえ、小海は中心であるというようなことを言われたことがありました。しかし、臼田町が佐久市に編入し、そして、佐久穂町は財政規模、人口とも小海町の倍であります。そうしたことでも鑑みながら調整を取っていく必要がありますけれども、古来よりの先人の築いたもの、大変大切にしたいと思います。そういう意味も込めまして、力みのないところで、無理のないところで、これは進めていく必要があるんではないかというふうに思います。これから具体性を持ったものを抱えながら、両相木、南牧、川上村等々とも連携を取って進めていきたいというふうに思っております。</p>
8番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ、無理のないところでやっていただければなと思いますけれども、やはり、私は小海線の小海駅というものを持っているということと、今、駅前の開発がこれだけ進んできているという形の中では、小海町、リーダーシップを取って、しっかりとやっていってもらえればなと思っております。佐久穂の</p>

道の駅もいよいよ動き出しましたので、そこらとの関連性も持ちながら、やはり南佐久が一つの方向で行けるようにリーダーシップを発揮していただきながら、この地域が元気になるように進めていってほしいと思っております。

次に小海線の活性化についてということで、小海線の新しい活用方法を考えて観光客増につなげてほしいという形の中で、たまたま私、この前、この「旅の作法」という本を読んだときに、やはり旅は、点でも線でもなく面だよという話がありまして、まさにまちづくりも、小海町も点でいっぱいいいところがあるんですけども、やはり面としてつながってないという気がしまして、その面をウェルビーイングという一つのくくりにして、いろいろな事業を考えていけば、これからもウェルビーイングに適しているのかとか、合っているのかとか、いろいろ考えながら、小海線も絡めて考えていくべきなと思ったらいいなと思っております。

この「旅の作法」の方は、障害者とか高齢者を旅行に連れていく観光業者なんですけれども、こからはやはり団体客の観光旅行というのは、もう少なくなってきて、これからは個人だとか、女性とか、高齢者が今非常に旅に出たがっていると、そういう中で、やはりバリアフリーだとか、いろいろな問題がネックになってくるという形の中で、小海線の一つの在り方として、高齢者とか身障者にやさしいような環境づくりをウェルビーイングというくくりの中で、南佐久全体、または小海線全体で考えていくというが必要じゃないかなと思っております。この前、佐久市の柳田市長とも話したときに、市長も小海線元気にするためにいろいろと考えてくれていて、今、試験的だけれども、自転車を持ち込んで、小海線に、やりながら、自分の走りたいところを走りながらみたいなことも、試験的に今やろうと思って考えているなんて話もしていましたけれども、前から言っているとおり、佐久市には酒蔵13あって、自家用車で酔っ払い運転じゃいけないですけれども、ほろ酔い旅とか、また酒蔵巡りとか、また小海線沿線には美術館もいっぱいあるという中の、本当にこのウェルビーイングというキーワードで観光客というか、地域の活性化を図っていくと、いろいろまとまりが出てくるんじゃないかなと思うんですよね。やはり未来を語って、一つの目標に向かってやるとまとまっていくし、過去をいろいろ掘り下げていくと分散するという話もあるんですけども、ぜひ大きい目標を持っていただけて、まとまりつくっていくような方向へ持っていくべきだと思います。

たまたま、この本の中で気になった部分がありまして、ちょっと読ませてい

	<p>ただきたいんですけども、カナダ、トロントでの出来事だ、人種のモザイク、カナダには、様々な国からの移民がいる。たまたま乗ったタクシーのドライバーがイラク人だった。難民だという彼には、私は何の気なしに声を掛けた、お国（イラク）は大変なことになっているね、中東の状況に同情しただけだが、彼から意外な答えが返ってきた。確かにイラクでは戦闘員だけではなく、多くの女性や子供も命を落としている。でも、日本はどうだ、年間3万人が自殺するらしいじゃないか、自殺も社会的な殺人ではないのか、イラク人は自殺なんてしない、イラクの戦争で1年間に命を落とす人数より、日本で1年間に自殺する人数のほうがはるかに多いぞ、イラクで年間3万人は死なない。イラクで年間3万人は死なない、私はこの言葉に言葉を失った。二の句が継げないとはこのことだったということで、学生と大人で自殺の原因は異なっているようだ、学生の自殺の引き金となるのは、リアルないじめ、ネットでのいじめ、他者からの孤立、経済的問題、受験の失敗、就活の失敗という順だそうだ。これらは不可抗力であるはずがなく、大人の努力で防げるはずだ。大人が自殺する原因是、病気などの健康問題、事業不振、倒産、リストラなど経済状況の悪化、家庭問題、職場の人間関係の順である。日本という国の不寛容さ、日本人固有のまじめさが裏目に出ているとしか言いようがないとあります、本当にこの言葉に考えさせられたんですけども、まさにウェルビーイングがこの逆を行くというか、ぜひ、日本が豊かな国というか、心の豊かな国になるためにも、ウェルビーイングに力を入れて、南佐久元気にすべく頑張ってほしいなと思います。</p> <p>それで、やはり小海線、この本にも書いてあるように、バリアフリーで身障者にやさしいとくると、結構訴える力があるというか、先ほども言ったとおり、旅は点でも線でもなく面だと、やはり小海線で来ても、今度、例えばホテルまで行くものの交通とか、また泊まるところとか、その地域の人たちの関係性とか、いろんな形がつながっていくという形の中で、私的には、小海線とウェルビーイングをつなげたというか、小海線をウェルビーイングみたいな心の豊かさ、障害者とか高齢者にやさしい小海線にするみたいな方向性をつくりながら、小海線も元気にしていただければなと思いますけれども、そこらの町長のお考えをちょっとお聞かせください。</p>
町 長	小海線、あるいは小海駅を活性化、元氣にするための施策として、先般の議会でお願いいたしまして可決しました小海駅の取得、土地の取得ということで、町営化の段取りにさせていただきました。そうした中で、人が変わればといいますけれども、やはり切符の売れ行き好調な部分があろうかと思いま

	す。また、総務課長の方でやらせてもらいますけれども、そういういたものを含めた中で、今言う、誰にもやさしく、そして、発展性のある計画というものは、これはリーダーがしっかり決め、そして皆様と相談しながら決めるものだというふうに自負しております。その点につきましても、ウェルビーイングという賞に恥じないような町にするべく、私どもも、これは努力していくなければいけないというふうに思っております。それには、まず、心の安定を求めるには、やはり経済的なものも安定させなきやいけないというところがございますので、一步一步確実に、そして焦ることなく進めていきたいというふうに思っております。この後、包括的なものは総務課長のほうから述べさせてもらいます。
総務課長	小海駅を4月から町で運営をしているという状況でございます。そして、4月については、991人の方への販売がございました。金額にしまして、205万円ほどでございます。そして、5月は1,501人に対して切符の販売を行ったと、そして、金額につきましては、238万7,000円ほどでございます。4月は定期券だとかそういうものの販売が比較的多いわけでありますけれども、それ以降の月については、一般の乗車券、そういうものが多く、比較的全国の中でも簡易委託をしている駅、そういうものを見たときに、トップクラスの利用というか、金額的に売上げだということを伺っております。 以上でございます。
8番議員	県がこのウェルビーイングに、今力を入れてき始めていて、やはり県が動くといつてもなかなか全体に動くことは難しいし、また、佐久では10万都市が動くといつてもなかなか難しいところがあるんですけども、南佐久は、環境的にも非常にウェルビーイングとマッチしているというか、合っているんじゃないかなと思いますし、やはり南佐久中心に動き出すということが、先ほど1番議員も言ったみたいに、本当に日本のモデルになるというか、本当に今、日本中が先行き不透明というか、未来が見通せないという形の中でもんもんとしている部分があると思うんですけども、そういう中でやはり小海がリーダーシップ取って、ぜひ南佐久元気にして、また佐久広域、長野県を元気にするように努力していってほしいなということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。
議長	以上で第8番 品田宗久議員の質問を終わります。

第2番 鷹野 文則 議員

議長	次に第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。
2番議員	<p>2番、鷹野文則です。通告に従い一般質問をさせていただきます。</p> <p>今日も松原海尻線についてお尋ねしますけれども、これについては3年4年とやつておりますて、今年で3年目ということで、しつこいと言われそうで手短にやりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>近年、松原海尻線の交通量が大変増えております。特に県外車が増加しておりますて、しばしば衝突しそうなことが見受けられ、このままだとどこかで人身事故が起きるのではないかというふうに危惧しております。松原海尻線のバイパスの計画ですけれども、3年度に図面が提示されました。しかし、長振で5年度についてはバイパスについて協議するというふうにトーンダウンしております。今月、6月からですけれども、松原島の向地籍において、ソーラー発電設備の建築が始まるというふうに先日お聞きしました。この場所についてはほとんど田畠でありますけれども、大変耕作しづらい土地で、ほとんどが遊休地となっておりまして、ソーラー発電での活用というのはいいかというふうに思います。そんな中で工事の概要並びに工事日程についてお尋ねします。また、ソーラー発電設備工事とバイパス計画で土地上、重複するようなところがあるのかどうかも併せてお聞きします。</p>
産業建設課長	お答えいたします。松原の島の向地籍のソーラー発電施設の、まずはスケジュール感でございます。小海町では太陽光発電施設設置の場合に、自然保護条例におきまして出力50キロワットまたは延べ面積500m ² のどちらかを超える場合に、届出を提出していただくということになっております。また、該当の地籍につきましては農地であります。その関係で農地法に基づく申請、こういったものが必要になります。今現在スケジュール的には、その許認可の段階ということです。地元の地権者の皆様方との話し合い、協議、説明会、そういうものはもうクリアをして、書類として届出に必要なものですから、そういうものは一番先に行われていると思いますが、今は許認可を取る、そして、この場合ですけれども、農地法上の転用許可、これにつきましては3反歩、3,000m ² 以上の転用になると東信地区常設審議会という、県もすぐには書類審査で通るわけではなくて、そういう審議会にかけられるという、また1段階増えるものがありますて、通常よりも時間がかかることがあります。そういう許認可をクリアしていただいて、そして着手できるとい

	<p>う段階になります。</p> <p>また、もう一つのご質問の松原海尻線の計画、これとこの太陽光発電計画との兼ね合いということですけれども、これにつきましては図面などもう提出されておりますので、その図面と突合をしておりますが、敷地については近いとは言えるんですけども、かぶるところはありませんので、この計画に對しての影響というものはございません。以上です。</p>
2番議員	<p>説明ありがとうございました。ただ、先日ソーラー発電の業者の方が我々は地権者じゃないので、何というんですか、住民説明という形で1軒1軒回って説明されていきました。そのときに6月から工事を始めると明言されたんですけども、工事という意味合いが多少違うということか。ですかね。それで先般、地権者の皆さんには集まって境を確認しながら、お互いに説明会を開いたということですけれども、工事を着工するのは、じゃ、いつからなのでしょうか。</p>
産業建設 課長	<p>お答えいたします。小海町に提出いただく先ほどの自然保護条例の届出につきましては、町で完結するものでございますので、書類等不備がなければそれで完了ということです。ただ、もう一つの農地法上の許可ですけれども、これは知事の許可でありますので、そちらの判断がよしとされなければ、これは許可にならないこともありますし、先ほどお伝えしました面積規模が大きいですから、1つ、東信地区常設審議会、こういうものを招集してそこの審議会の意見を聞くという、そういう過程が1回入りますので、そういうことで許可が下りる時期というのは、業者さんはそれを想定していたかどうか分かりませんけれども、そういったことでまだ始める段にならない、そういったことだと想像ですけれども、考えるところでございます。以上です。</p>
2番議員	<p>じゃ、具体的にどこの道路を工事用に使うかとかも、今のところ明言できないかもしれませんけれども、普通に考えて松原海尻線を使って、工事用に使うということになると思うんですけども、あと、今年度音楽堂の屋根ふき替え工事についても予定されていると思います。両方ともやはり松原海尻線の、この狭い道を使うのかどうかお尋ねします。</p>
産業建設 課長	<p>お答えいたします。まず初めに、今、音楽堂の屋根の改修計画というものが出来ましたが、こちらにつきましてはもう業者さんが決まっているそうです。生涯学習関係ですけれども、工事に際して松原の集落内は可能な限り避けていただくというようなことで、もう連絡済みだということでございます。町の発注工事ですので、そういったお願ひはできることになると思います。</p>

	また、もう一方のソーラー発電工事関係ですけれども、これは業者さんが主体となって行う事業になりますので、町道としての管理者ではあるわけですけれども、不特定多数の通行ができる道路というのが町道でありますので、工事の発注者ではない町がソーラー工事業者の皆さんにそこを通るなどいうようなことは、強い制限はかけられない、現実的ではないと考えております。どちらかといえば松原の地権者の皆さんから申し入れていただく。こういったほうが通りやすいのではないかと考えております。以上です。
2番議員	ソーラーのほうも、地権者の皆さんは先日集まったときにそういう要望はしましたようです。については町のほうも指導的な立場として、そういうことはお願ひしていただけだとありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。 3年前にバイパス案、図面が出たんですけども、インフラ工事、もともと計画されているインフラ工事と設備工事でどっちが先かというと、インフラを先にしたほうが非常に便利じゃないかとは思うんですが、その辺どうお考えなのかお聞きしたいというのと、それから、今、音楽堂の工事はできるだけ集落内を通らないようにするとおっしゃいましたけれども、それはどのルートを使うという意味合いでしょうか。
教育長	ご苦労さまです。ただいまの音楽堂の屋根のふき替え工事ということで、業者のほう内田孔建設さんに決まっております。その打合せの中で、南牧の海尻から上がる道路を使っていただくということを決定しております。以上です。
2番議員	分かりました。今の海尻から上がる道路についても、芦平を回るルートについても、どの道も大変狭い状況であります。については人身事故がくれぐれも起こらないように注意するというように、指導的立場の町のほうからお願ひしていっていただきたいと思います。 以上、質問を終わります。
議長	以上で第2番 鷹野文則議員の質問を終わります。 これより、3時10分まで休憩とします。 (ときに14時51分)

第3番 篠原 哲雄 議員

議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に第3番 篠原哲雄議員の質問を許します。篠原哲雄君。
----	---

3番議員	<p>一般質問、一応6番の最後ということで、今日一日長い間お疲れさまでございます。もう少しお時間をいただきまして、お付き合いをしていただきたいと思います。本日、傍聴に私の地元の皆さんがちょっと見えていていますので少し緊張しておりますけれども、よろしくお願ひします。</p> <p>3番、篠原哲雄です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。</p> <p>最初に、本間村上団地の周辺環境整備及び安全対策について質問させていただきます。本間村上団地は令和4年10月から工事が始まり、令和5年3月25日、37区画の造成工事が終了し、5月21日頃舗装工事も完了し、その間、4月18日から5月24日まで防災無線、ホームページ、新聞折り込み等により告知、募集をし、5月28日に抽せん会が行われ、5名の方が契約され、あと3名の方が検討中だとお聞きしております。本間下地区では大田団地19区画が完売し、地元区としても本間上地区に宅地分譲地造成を令和2年5月に町へ陳情書を上げ、宅地分譲地もなく造成し町の活性化、人口減少の歯止めになればということで町とも話が進み、令和3年4月10日に1回目の地権者説明会が開かれ、3回開催されました。また、地元区との協議も進められ、当初の予定より着工が3か月ほど遅れましたが、渉外戦略係の職員の皆さんの頑張り、請け負った業者の皆さんのおかげさまをもちまして、半年間で完了いたしました。</p> <p>そこで1番目の質問として、最初に国道141号線と団地との間、千代里信号に向かって幅約10メートルぐらい、長さ約100メートルほどの私有地が残っているわけですが、団地内、国道のほうから見ても雑草が生い茂り、雑木もあり景観が非常に悪く、今後の分譲地販売に支障があると思われます。本間区の要望の中に歩道拡幅工事の事項が盛り込まれておりますが、この土地を県あるいは町で取得し、歩道の改良工事と併せて環境整備として低木のツツジなど、花を国道に沿って植えたらどうか。何らかの対応ができるないか。また、緑地公園においても花壇の設置、あずまや等、本間区からの要望事項も出されております。景観づくりをぜひとも進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。</p>
総務課長	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>議員さん申されますように、本間区の皆さんいろいろなご理解、またご協力をいただきまして、先ほど申されるような形で竣工しました。本当にありがとうございます。そして国道、それと団地の間の土地、これについてということになりますが、あの部分は個人の所有地でありまして、分譲地を造成するに当たり雑木、そして草、そういうものを一旦整理させていただきました。</p>

	<p>それは所有者にお願いをしまして、切らせてもらったということでございます。そして梅の木だと思いますが、1本残っていると。木ですから返事をしたはいいが、全部切られちゃったと。そして、あと感情がこもったのではまずいというような配慮から、梅の木だけは1本残してあるというのが現状でございます。</p> <p>先ほど申されますように分譲販売、これには周辺の環境整備、こういうことは大切なことあります。そして国道の歩道、宮下の信号から若干本間の集落へ向かっての歩道が極端に狭い。そして水路が併設されている。そういう状況の中から今後関係する皆さん、国道を管理する建設事務所、そういう関係する皆さんと相談、協議をしながら分譲地の環境の配慮、そういうものを大前提に、いい環境整備に努めてまいりたいということを考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
3番議員	それでは、この歩道の拡幅というのはあれですかね、県とのこれから折衝になると思うんですけども、これに関しては産業建設課のほうで請け負つてやっていくという形になるのでしょうか。お願ひします。
産業建設課長	お答えいたします。これまで本間区のほうから団地造成の話の前からですけれども、歩道がやはり狭いということで、建設事務所さんのほうへ要望として上げているものの一つになっておりました。今回これからどうなるかということを県主導で進めていただけるのかどうか、そういったこともまた懇談会の折を捉えて要望なり協議をしたいと思います。以上です。
3番議員	<p>できるだけ早く、あそこにあれだけの団地ができるということで、人の往来、子供たちも歩くということで、できるだけ早く進めていただきたいと思います。</p> <p>それと雑草とかあれに対しても、まだ私有地ということでなかなか手が入らない部分もあるんですけども、今後の中で町のほうで取得するなり、そういったことも検討していただいて、特に団地、国道沿いの数区画、すぐ後ろに雑草が迫っているようなところもありますので、ぜひこれからの中で検討をしていただいてお願いしたいと思います。できればこう花や何かは私も前からやっていたんですけども、植えて景観のいいものをつくっていってほしいなと思います。</p> <p>それから、団地の中の1月、2月頃なんですかね、村上団地の一部の区画で他の区画よりちょっと日照時間の短いところがあり、総務課長に聞いたら大分熱心に調査されていたようなことも聞いているわけですけれども、西側の山林については一部保安林になっているところもあるんですけども、林</p>

	の伐採等、何か行政のほうでいい方法があれば検討してほしいと思いますが、できるだけこれから販売の中でも、日照時間というのは非常に優先順位が高いところありますので、ぜひその辺のところを検討していただけますか。課長、何かいろいろしていただいたんですけども、いい案ありますでしょうか。お願ひします。
総務課長	それぞれの集落に、どこの集落を見ても周りに山林が迫っている。そして、町の木でありますカラマツ、そしてカラマツ、1年に30センチ伸びるとしますと、たちまち3メートル、4メートルと伸びてしまう。それを集落支援事業のような形で環境整備に取り組んでいる集落もあります。こさ切りというような形でございます。本間の村上団地にあっては、これは町としてあれを商品として販売するということでありますので、日当たり、日照、そういうものが少しでも条件がよくなるような形で山林の対応、そういうものに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。
3番議員	ありがとうございました。そういったことで、私も森林組合のほうへもちょっと投げかけて、何かいい方法がないかということで、全部尾根伝いに切っちゃうとなかなか難しいということで、一部残しながらやるということは可能だというようなことも聞いておりますので、その辺、私有地もありますし、あそこに町ですかね、本間区の山もあるんですけども、その辺のところも含めながらお願ひしたいと思います。 それから、続きまして佐久穂町との境界道路拡幅工事と、本間用水の安全確保のための改良工事ということについてお聞きします。最初に佐久穂町との境界道路の拡幅工事については、佐久穂町と協議は進んでいると思うんですけども、今現在どのような形になっているのか産業建設課長のほうからお聞きしたいと思ひますけれども、お願ひいたします。
産業建設 課長	お答えいたします。佐久穂町との境界道路拡幅計画、こちらにつきましては国道に接する出入口して、団地の出入口として国道に面しているほう、これは左折、上りですね、はいですけれども、下り、右折する場合になかなか出にくい。そういうことがありまして下る場合には佐久穂境の、こちらのほうの道路を利用すればどうかというようなことで、団地を造成する小海町側で佐久穂町さんの道路ではあるんですけども、小海側で進めるということでありまして、長期振興計画にも掲載したところです。令和6年度ということでございます。130メーター、3,000万円を計上しております。 ただ、こちらについて佐久穂町さんとの話はしておりますが、地権者との交

	<p>渉、こういったものはまだ具体的に進んでおりません。今後考えられること、一番は用地の問題がありますので、佐久穂町さんの役場を通じて地権者の方と交渉すること。それから、もう一つは高岩の橋のほうに向けて今度T字路、今現在もT字路になっていますけれども、交差点協議のようなものが必要なのか。そういう公安委員会ですけれども、こんなことについて調査をして準備していく必要があります。順に進めていく予定です。以上です。</p>
3番議員	<p>課長おっしゃったように、ちょうど国道へ出る取付道路なんですけれども、朝夕の混雑時はですね、左折するのは容易だと思うんですけれども、右折して下へ下るというのは非常に出づらいということで、こういった案をやっていただけたという形になっております。これを拡幅して町道本間高岩線のところへ直結していただければ非常にできるし、団地のほうからも出やすい。幾つも団地から出されることの道路をお願いしたいと思いますので、この辺も佐久穂と協議していただきて地権者の同意を早く取り付けていただくような形で、工事が早めにできることをお願いしたいと思いますので、お願ひいたします。</p> <p>その拡幅工事に併せて、横に本間用水路が流れているわけですけれども、安全対策をしていただきたいということで、分譲地造成前からこの用水路はそんなに幅はないんですけども、流れが非常に速いということで水路に蓋をするとか、転落用の防護フェンスをするか対策をしてもらうよう、私が区長在職中にも要望しておりますし、今現在の区のほうからも多分要望書は上がっているかと思います。今後の中で団地、住宅造成地の区画が売れるに従って人口も増えてくるし、そういった中で子育て世代の人たちが入ることによって子供たちが増えるというような形になると、ちょっと転落すると流れが速いものですから、そういうのもも早急な対策を講じてほしいと思いますけれども、建設課長のほうでどのように考えているか答弁をお願いしたいと思います。</p>
産業建設 課 長	<p>お答えいたします。水路につきましては、現在の道路沿いに本間区の耕作者の皆さん方が水田用に使用している本間用水があります。こちらの敷設替えをするとなれば大きな費用がかさんでしまいますので、道路については千曲川寄りに拡幅することが適当だと考えております。そして通行する歩行者の安全確保のために、議員さんおっしゃいましたフェンスなりで安全を確保する、転落防止の措置をする。そういうことが必要となってくると思われますので、今後、測量調査等を行いまして地権者や関係の機関、技術者と協議した上で進めてまいりたいと考えております。</p>

	以上です。
3番議員	<p>あそこの先ほど130メーターくらいと言ったんですけれども、そこら辺のフェンスを安全対策とするというようなことになっております。それと、まず最初に今の調整池の横にちょっと高さがあるんですけれども、そこは早急にかかるという話を聞いておりますので、今後の中で地元区と十分検討して、意見をすり合わせながらぜひお願ひしたいと思います。</p> <p>それともう一点、本間用水路なんですけれども、先日もそうなんですけれども、ちょっと大雨、増水したときに、団地内に水が流れ込むようなおそれがある場所があるんですけれども、これに対しては先日対処はしていただいたんですけども、床下浸水というようなことがあってはならないわけですので、これも渉外戦略係の皆さんには前からちょっと私のほうで指摘しておりますので、その辺も道路改良、水路改修と併せて産業建設課のほうでちょっと渉外戦略係のほうと対応を協議していただきながら安全対策、また、水が流れ込まないような対応を是非していただきたいと思います。</p> <p>続きまして、3番なんですけれども、村上団地に隣接して町営住宅建設ということでありますけれども、令和3年4月10日の本間村上団地造成計画地権者説明会で、造成に併せて町営住宅も建設する計画だと前総務課長のほうから説明があったわけですが、後ほど、後になって造成工事を先に進めて、町営住宅建設は後にするということになりました。造成工事と町営住宅建設は補助金や許可の関係上、造成工事が遅れてしまうので同時にできないとの説明があり、建設場所については当初村上団地北側を予定していましたが、私のほうで提案しまして団地南側のほうが土地成りもよいので、こちらにしたらどうかということで話しましたが、その時点では合意をしていただきました。</p> <p>長期振興計画の中に当初、令和5年度に予定をされていましたが、変更されて6年度へ本間地区町営住宅8戸の建設計画が盛り込まれているわけですが、当初計画どおり南側の約三、四反歩の土地への町営住宅、もしくは町営住宅としての活用を考えているのか。地権者には町営住宅建設計画があるので協力してほしいと2年ほど前には伝えてあるのですが、その辺は町としての考えはいかがかと思いますけれども、その辺、町長のお考えを聞きしたいと思います。町長がやりたいと言えば、やるということになればすぐにでもできると思いますけれども、町長の考えをお願いいたします。</p>
町 長	議会の都度やはり町営住宅につきましては、議員の皆様に訴えているつもりでございますが、150数戸ある小海町の町営住宅、全部いっぱいでありまし

	て、不足しているという事実はございます。したがって町営住宅は必要でありますので前向きに考えさせていただきますが、予算というものは付きまとてくるのでその辺、調整をしっかりとした中で進めていきたいというふうに思ております。場所等々につきましては、再度またお聞かせ願いたいというふうに思っております。
3番議員	<p>町長も前向きに検討しましょうと。確かに予算も安いものではない、結構金額かかりますので、そういう中でぜひ隣接したところへ町営住宅をお願いしたいと。もしできないとなれば、あの周りにも太陽光いっぱい入っておりますので、ちょっと地権者のほうへも業者のほうから太陽光として使わせてもらえないかというようなあれもあるようなものですから、住宅の周り、ちょっと太陽光で囲まれるというのは、なかなか販売の中でも不利になると思いますので、ぜひその辺のところも検討していただいて、お願いしたいと思います。</p> <p>それから、その土地の横にこのたび、今度新しく認定があった町道村上線510号があるわけです。本間高岩線への接続区間があるわけですけれども、今現在舗装されていない部分が幅2メートルから6メートルに拡張して、千代里信号からも村上団地への出入りができるようにしていただきたいということで、地元の区のほうからもちょっと要請があったわけですけれども、先ほど高岩、今、佐久穂との協議をしている道路ですね。これも町道本間高岩線への接続の拡幅という形になっているわけですけれども、こちらのほうからも抜けられるような形が取れれば千代里の信号までも近いわけで、ちょっと傾斜がきついというようなところもあるんですけども、今後の中で検討していただけるようなことがあればいいかなと思いますけれども、産業建設課長いかがでしょうか。</p>
産業建設 課 長	お答えいたします。交差点に近いほうの団地から南側に出る道路、今まで農道で使われている道路のことだと今、認識したところでございます。団地から出入口、多いほうがいいということでございますが、まずは高岩のほうに出ていく、先ほどの水路と道路が並行している、この道について整備することがやはり今言わされました傾斜の問題等々を考えますと、こちらの道路の拡幅のほうが効果は上がるのではないかと思いますので、一番にそこで、その後に考える必要があればそれもということになろうかと思います。順番にということでお考えしております。以上です。
3番議員	この道路については、将来ここへ町営住宅等を町で使うというような計画ができれば、当然そこも改良工事に入らなければならないかと思いますので、

	<p>今、課長が言ったように第一優先が佐久穂町境の道路と町道本間高岩線との合流点の拡幅工事だと思いますので、今後の土地の利用状況に応じて、これも視野の中に入れておいていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、町の財産としての駅舎、コミュニティー施設アルルの今後の有効利用について、町の考えはいかがなのでしょうかということで、なかなか難しい問題ですが、駅舎、駅前広場が町所有になったことで新しい発想、使い道がこれからできるのではないかということで、期待するところあります。</p> <p>1番の4月、5月のJR乗車券の売上げ及び客数の状況はということであったんですが、先ほどの品田議員の質問の中で総務課長のほうで答弁されておりましたんですけども、その中で客数と売上げに関しては2,492、売上げが440万ほどあるわけですけれども、その中の2か月の収益というものは課長のほうで把握されているでしょうか。普通の乗車券が5%、切手類が1.8%という形になっておりますので、そこら辺の2か月の収益というものはどうなるかお知らせください。</p>
総務課長	<p>先ほど申されますように普通乗車券が5%、そして定期券が1.8%ということです。トータルしますと4月分が7万3,000円、そして5月分が11万6,000円、定期券と乗車券それありますので、詳細は明日の全員協議会の資料に掲載をさせていただいておりますが、内容はそのような形でございます。以上です。</p>
3番議員	<p>この4月、5月の2か月間は予想を上回るような売上げではないかなと思います。今までの収益、70万円というのを見ると単純に5%の収益だとすれば、年間1,400万ちょっとの売上げになるわけですけれども、このまま200万ずつ、もし仮にいけば2,400万というような金額になるわけですけれども、これは月によっていろいろ変わってくると思いますので、できれば2,000万ちょっとの売上げがあれば当初見込んだ70万円よりは多く、100万円ほどの純利益が確保できるのではないかなど。利益増になると思いますので今後の、あと10か月の様子を見ながらまた随時報告をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、涉外戦略係の勤務状況についてということでお聞きしたいと思います。涉外戦略係が駅事務所に4月から移転して、駅管理、コミュニティー施設アルル管理及び今までの従来の仕事をしているわけですが、365日、8時30分から5時15分ということで先日の仕様調書にも載っておりましたけれども、こういった勤務でシフト制をしいて、土日出勤して平日休みを取ると</p>

	いうふうになっているわけですが、どうしても会議とか出張とか現場での打合せ等により十分な休日が取れているのかどうか。それによって業務や心身に影響、支障が出るようなことはないのかということで危惧するところです。1年を通して繁忙期、閑散期で人の流れが分かると思うのですが、その辺を十分に検証して勤務体系、人員配置等を検討してほしいと思うのですが、その辺、町の考えはいかがでしょうか。
総務課長	ただいま申されますように365日、年間を通じて8時30分から5時15分まで乗車券の販売などを担当しております。そういう中で簡易委託、JRと公表の時間、そういうものを調整しながらであったために、十分な準備期間を取ることができず、現在やむを得ず渉外戦略係、そして会計年度任用職員2名、シフトを組みまして業務を行っております。業務の内容につきましては、先ほど議員さん申されるとおりアルルの関係、駅の関係、業務が増えたわけであります。そして年度当初、今も年度当初の範囲に入るかもしれませんけれども、定められた数の週休、週に基本的に2日、この休みが取れない状況がありました。そういう中であります。やはりどの仕事もそうですが、異動をしたときはそういう現象がある。しかし、多少でも慣れてくればそれが緩和されるというものであります。多少慣れてきてだんだん融通が利いてきたような形も見受けられます。そういう中で町は変則勤務、シフト制の勤務、そして土曜日、日曜日、曜日が関係ない勤務、そういうポジションが温泉、バス、美術館、開発公社、現在役場に勤務している職員の中で15名ほどがそのような職場というか、ポジションを経験してきております。そして、その者が今度は平日に休み、それに会議が重なってしまう。だから休みが取れない。仲間同士でしっかりと相談をしながら休み、そしてメンタル、そういうもののケアをしながら良好な体調で勤務する。その努力をしてもらいたい。そういうことを現場には私から伝えまして、無理のないといえば言葉がちょっと担当の者にすれば失礼があるのでけれども、そういうことに配慮した中で対応していきたいということを考えております。以上でございます。
3番議員	私も民間において、結構週末店舗のほうに立ったりとかそういう形があって、こういった形で現場で働く、今、課長おっしゃった温泉施設や美術館というのは、どうしても土日お客様が多いですから、こういったシフトを組まないとなかなかやっていかれない。私もこういった経験があるので十分分かっております。こういった中で働く、今、働き方改革とかいろいろ言われる中で、心身のケアというのも駅前ばかりではなくて温泉施設、美

	<p>術館はともかく、皆さんの中でもしていただきたいと思います。</p> <p>こういったあれですかね、今の渉外戦略係の対応というものは当分まだ続かれるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった中でちょっと私の提案をさせていただきたいことが1項目あるわけですけれども、駅事務所を駅前支所にしてはどうかというような提案なんですけれども、今現在の駅事務所については乗車券販売窓口以外なかなか中のはうに、窓口からちょっとのぞかない見えないということで、渉外戦略係に用事があったときなんかでも、なかなか人が一つ隔てた中で入っていいのか、入りづらいような感じもしますし、我々はしょっちゅう、私なんかはちょっと顔を出して話もするんですけども、そういったことも踏まえて事務所の壁をトイレの改修工事等に、もし併せて壁を取っ払って、顔の見えるような事務所にしたらどうかと思っております。365日営業しているわけですから、町民課の窓口業務もできるようにして土日でも書類発行、住民票とかいうふうにして、また、土村区の住民がわざわざ役場に行かなくても済むように、対応できたらどうかというような感じもしております。</p> <p>実際あそこで渉外戦略の方に聞いたところでは、そういった要望が数件あったということもお聞きしていますので、駅前事務所を小海駅前支所または小海駅前係として、職員2名ぐらいと任用職員2名、計4名ほど乗車券販売及び窓口業務、これから観光的な案内も、業務等もこなすのか、シフト制にして勤務体系を組めるのではないかでしょうかと思います。駅前支所もしくは駅前係が構築できたら渉外戦略係は役場庁舎のはうへ戻って、渉外戦略係は町長の就任当時からの非常に期待している係だと思うので、町長の思い入れが強い係だと思いますので、庁舎へ戻って本来の業務をするというような形はどうかと私のほうは考えておりますけれども、その辺、町長のお考えはいかがでしょうか。</p>
町 長	篠原議員においては、私の就任当時からという部分も含めてお考えいただきまして大変ありがとうございます。また、駅前の支所あるいは出張所というような形、これは考えられるわけでありまして、それがまさに町営化ということではないかというふうに思います。プロジェクトチームの中でそういったことも参考にさせていただいて、効率のいい業務に就けるよう邁進してまいります。
3番議員	今、町長のほうからこういったものもプロジェクトチームの中で十分検討していくみたいというような話もありましたので、ぜひ今後の駅舎の活用方法というような中で、一つの案としてぜひやっていっていただきたいと思います

	<p>し、今後の駅の中の使い勝手とかそういうことも、今後プロジェクトチームの中で十分やっていただきたいと思います。</p> <p>今プロジェクトチームの話が出たんですけれども、前プロジェクトチームを立ち上げて小海駅舎アルル再整備特別委員会の中の席で、こういった職員のプロジェクトチームを立ち上げるというような話もあって、今ここでいろいろお聞きしている中で、大分活発に動いているのかなというような感じもしたわけですけれども、現在の状況とか構成メンバーはどのようにになっているかを知らせていただければと思いますので、お願ひします。</p>
総務課長	<p>プロジェクトチームにつきましては、これまで2回ほど会議を開いております。メンバーは特別職の3人、そして管理職の9人、そのほか管理財政係、社会福祉係、商工観光係、そして渉外戦略の各係長の16名で組織しております。会議の内容ですが、今回予算へ計上し、予算審議をお願いしているデジタル田園都市国家構想交付金、これを活用しての事業、その細部を検討する。そして、福祉、子育て、商工観光、教育、広い視点に立って検討をして、それを受託した業者さんへ提案する。そして月1回、もしくは必要があればそれ以上に事業の進捗報告、そういうものを受けながら協議し、常にそのことの繰り返しで、まちづくりに寄与していきたいということで動いております。以上でございます。</p>
3番議員	<p>今16名で構成されているプロジェクトチームなんですが、非常に町全体のどういったまちづくりをしていくのか、そういうものも含めながら、ぜひよいアイデアが浮かぶような形で検討しながらお願いしたいと思いますので、そういう中で順次議会の小海駅舎アルル再整備検討委員会のほうへも、そういう報告等もぜひお願いしたいと思いますので、その辺、課長どうでしょうか。</p>
総務課長	<p>駅前再整備検討委員会、先ほど黒澤議員さんの質問の中にあったような気がしますが、そのプロジェクトチームで検討した内容、また、再整備検討委員会で出た意見、そういうものも盛り込みまして、まちづくりに努めてまいるということでございます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、あと、駅前を含めたまちづくりについて、福祉ゾーンを含めた環境設計研究所とか、さとゆめ、JR企画のそれぞれの企画を個々でやるのか、横の連携をというような話の中でちょっとお話をさせていただきます。</p> <p>今年度から小海高校生の駅前から高校までの朝2便、午後1便の送迎バスが運行され、朝の便には約50名ほどの生徒が利用されているようなこともしてい</p>

ます。校長先生とお話しした際、1年生の利用が多いとのことです。バスの運行をしてこれだけの利用があるということは、駅前に高校生のにぎわいがしっかり生まれてきているのではないでしょうか。これはちょっと私のあれなんですけれども、うちの前ですね、旧道のほう、前は小海高校へ父兄が朝ビュンビュン飛んでいったわけですけれども、この4月から非常に静かになったんですけども、それはやっぱり親が送らなくても、小海駅へ高校生が電車で行っているのかなということで、近所の人も、あれ、今年は静かだよねというような話も聞いていますので、そういった効果が十分現れているのではないかと思われるわけですけれども、これは6月の定例会の一般質問、昨年お願いした中で町のほうでも町長をはじめ、すぐ対応していただいたということで効果が出ているのではないかなと思います。

令和4年度小海駅周辺活性化事業調査報告、概要はたしかJR企画による、先ほどからもこれ出ていると思うんですけども、高校生のヒアリングを実施し、4年度事業の結果として令和5年から7年度の事業提案がなされているわけです。ヒアリングの結果、検証を見ますと、コミュニティー施設アルルへの待合プラス自習室、また、公設塾があれば。イベントスペースで地域の人とのつながりを実施して、地域住民と若い世代との交流機会を創設する。この事業には先ほども課長のほうからありましたけれども、デジタル田園都市国家構想交付金を充てるということで3年間の予定でいるようです。

こういった中で中学、高校生との連携事業としてソフト事業が1,148万8,000円、長振へのヒアリングアンケート、住民ワークショップ933万3,000円ということで出ているわけです。これについて私は委託業者が決まっているのかどうかということで聞こうと思ったんですけども、先ほどの答弁の中でここに予算が通ったところで委託先を決めるということで、先ほどの黒澤議員の答弁の中でありましたので、これに関しては省かせていただきます。

さてゆめに関しては憩うまちこうみ事業、小海ゼロカーボンシティ構想、ワーケーション実施など松原湖高原を中心とした湖、森林、地元食材を生かした取組が行われ、協定企業は24社に上り、町にとっては期待される事業であります。

それから、社協が今、進めているんですかね、障害者、グループ施設を含めた福祉ゾーンと駅舎、アルル駅前を含めた、まちづくり交付金を充てる国交省補助事業も検討されているようですが、この事業については今どのようになっているのでしょうか。ちょっと聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

総務課長	<p>現在の段階ですと町は一つであります、その一つの場所へそれぞれの立場のもの、業者なら業者、そういうものが計画をつくるということは、やはり不合理であって、また、行政運営上あまり好ましくないのではないかと考えております。私どもは本予算で提案をさせていただいているデジタル田園都市、今の段階はその交付金を利用して進めてまいりたい。そして、一番大切なことは町長の考え方、そういうものを基軸にしまして全職員が同じ方向を向いて、それぞれのポジションでやるべきことをやる。これが基本でございます。具体的に駅前を含めたまちづくりにあってはコンサルありきではなく、先ほどから何回か説明をさせていただきましたが、全職員が一丸となりましてまちづくりに取り組んでまいりたい。そういう形の中で先ほど申されますまち交の交付金、そういうものの利用はということでございますが、それはそれとして協議の中で検討してまいりたいということでございます。以上です。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。こういった中で何社かのコンサル会社が入っているわけですけれども、こういった中で住民アンケート、ワークショップ等を併せて幾つかのコンサルト会社ともよいアイデアを出し合い、ハード、ソフトそれぞれの得意分野で、将来の小海町全体のグランドデザインをぜひ描いてほしいと思いますし、町のプロジェクトチームも今、動いておりますので、こういった中でぜひつなげていっていただきたいと思います。先ほど品田議員のほうもおっしゃっていましたが、点と点ではなく線にして、横のつながりをしていただきたいというのがありましたけれども、私も同じ考え方で町長の号令というか、方針の下に一丸となって進んでいっていただきたいし、各課でいろいろなアイデアが出たところで横のつながりをぜひ持って、まちづくりに励んでいただきたいと思います。</p> <p>それでもう一つ、町長が前、駅の2階、屋根の下の公園づくりというようなことも、やりたいというような話もあったわけですけれども、本当に小さい子供さんとお母さんが子育て支援センターのことかな、児童館の中であるわけですけれども、こういった使い道、町長はそんなこともおっしゃっていたこともあります。今後の中でいろいろ考えていくっていただきたいと思いますし、アルルの中の塾、こういったものもあるわけですから、中学生、また高校生の小海高校の塾の在り方、こういったことも今後の中で十分検討していっていただきたいと思いますので、その辺お互いにアイデアを出し合っていっていただきたいと思います。</p> <p>1つ教育長に聞いてもよろしいですか。小海高校の塾の関係なんですか</p>

	も、当初、中のほうでやるのか駅前でというような形があったんですけども、その辺の見解はどのような形で今、進んできているのでしょうか。
教 育 長	<p>先日、5月上旬ですけれども、小海高校を支援する会の総会並びに教育長懇談会というものが行われました。その中で先ほど議員言われたスクールバスのことが順調に進んでおるし、それに伴う定期券補助も並行してやらせていただいているという内容でございました。実際、小海高校のほうで進学といったものを前提とした塾の動きは、いつ頃からかというような問い合わせをこちらからしたところ、夏休み明けから本格化しているということでした。そもそも初め高校側からお話がありましたのは、勉強する子供たち、迎えに来る親御さん、そういったところを考えると、やはり小海駅というところが起点になっておれば、列車で帰れる子供はある程度の時間の列車で帰る。それがやむを得ない子供は、小海駅に親御さんが迎えに来るというのがやっぱり望ましい姿であろうということでした。</p> <p>現実的に今アルルを町のほうで買い取った形で、コミュニティースペースが幾らかあります。さらに小海高校の期待しておるのは現在、戸が閉まっておるわけですけれども、あの駅上と言われる部分。あそこを待合自習室的な解釈をして使うことは、可能かどうかというようなことを高校側から言われておりまして、先日の課長会議の中でもそんななどを言われているよというような話をさせていただきました。高校とすれば夏休み明けには欲しいかなという実情を聞いておりますので、ちょうど先ほどの田園都市構想の補助金も絡めた中で、その話も含めながら進めていきたいと私のほうでは思っております。以上です。</p>
3番議員	<p>分かりました。小海高校もこれから受験シーズンに10月頃から入るということで、駅の2階も待合というような感覚でいけば、いろいろ許可的なこともしなくてもいいのではないかというような形の中で、ぜひそういった形で有効活用のほうを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。本当にありがとうございました。</p>
議 長	以上で第3番 篠原哲雄議員の質問を終わります。

○ 散 会

議 長	以上で本日の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして、明後日8日本曜日午前10時から現地視察
-----	---

を行います。視察箇所は村上団地と小海駅アルルです。服装は通常の服装で
お願ひします。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。
これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

(とき 16時03分)

令和5年第2回

小海町議会定例会会議録

「第16日」

* 開会年月日時 令和5年6月16日 午後 2時00分

* 閉会年月日時 令和5年6月16日 午後 4時00分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○開会

議長 皆さん、こんにちは。今日は令和5年第2回定例会最終日であります。開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今日は議会最終日でありますが、午後から何かと忙しくなんとなくざわつく金曜日の様子を挺しています。先の全員協議会において議員の皆さんで協議がなされました。議員定数が1名不足した案件で、総務産業常任委員会と民生文教常任委員会の委員の定数が異なる件について結論がでましたのでこれについて述べさせていただきます。結論としては5月1日に委員構成が決まり5月26日の議会だよりの臨時号で発表されたとおりの如くであり総務産業常任委員会が6名、民生文教常任委員会が5名となりました。また予算決算常任委員会の件も協議が行われ来年の3月の定例会で見直すこととし、今年の12月定例会までには議会の皆さんに方向性を示すようお願いをした次第であります。これらと併せて総務産業、民生文教両常任委員会の活動の更なる活性化についてもお願いを申し上げたところであります。

ただ今の出席議員数は11員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

尚、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。

○議事日程報告

議長 本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。

日程第1 「諸般の報告」

議 長	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの3ページ、4ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいいたします。以上で諸般の報告を終わります。
-----	---

日程第2 「行政報告」

議 長	日程第2「行政報告」を行います。町長から報告がありましたら、お願いたします。黒澤町長。
町 長	1件の行政報告を申し上げます。 小海町八ヶ岳開山祭が10日土曜日、長い歴史の中で初めて高見石小屋において行われ、議員の皆さんをはじめ大勢の皆様の参加を頂きました。当日は好天に恵まれ、遠方の山々、眼下に白駒の池、素晴らしい眺望の中、山の安全を願っての開山祭ですが、山の安全と同時にコロナの終息、普通の生活を誰もが願っていることだと感じた次第でございます。6月1日に開会しました令和5年第2回定例会ですが、16日間の会期によりご審議を頂き本日が最終日でございます。すべての案件につきまして、承認・可決決定賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いたします。 以上で行政報告を終わります。本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。

○ 議案の上程

議 長	それでは順次議案を上程いたします。
-----	-------------------

日程第3 「議員派遣の件」

議 長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの5ページ、6ページに申し上げた「議員派遣の件」の

	とおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの5ページ、6ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第4 「承認第1号」

議長	日程第4、承認第1号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
	(委員長報告—承認と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから承認第1号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第1号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって承認第1号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。

日程第5～日程第8 「承認第2号～承認第5号」

議長	日程第5、承認第2号から日程第8、承認第5号までについては一括して議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 品田宗久 君。
	(委員長報告—承認と決定)
議長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)	
議 長	これより承認第2号「令和4年度小海町一般会計補正予算（第9号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第2号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第2号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第2号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第3号「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第3号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第3号を委員長報告のとおり承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第3号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第4号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第4号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第4号を委員長報告のとおり承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第4号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第5号「令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	

議長	これで討論を終わります。これから承認第5号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第5号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって承認第5号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。

日程第9 「議案第36号」

議長	日程第9、議案第36号「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
(委員長報告一可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6番議員	6番的埜美香子です。議案第36号小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論させていただきます。国保の運営協議会の中で、今年度の国保税率の決定の審議で県のロードマップをベースに安定した国保運営を図っていきたいと。今後佐久圏域の範囲での統一化が予想されるため近隣町村と税率を近づけていきたいという諮問案が示されました。4方式から資産割を外して3方式にしていくということに異論はないわけですが、これまで小海は応益割を減らして応能割を上げ国保税の値上げを抑えてきました。今回の税率変更は逆に応益割を増やすというもので確かに資産割は減った分減税になる世帯も多いわけですが、逆に所得階級の低い層、特に世帯人数の多い世帯で値上がりになることになり、資産割以外の据え置き案も作成していただきましたが、諮問案に委員のおおむね賛成ということになりました。しかし国のガイドラインそれに基づく県のガイドラインも法律上は参考に過ぎず、自治体の判断で減免や足りなくなったら法定外繰入れだってできるのです。私は市町村や都道府県の当局が国保税の引き上げに簡単に加担してはならないと思います。基金や繰越金を使って少なく

	とも値上げはしない。他の医療保険よりもはるかに高すぎる国保税をこれ以上高くすることには反対です。今回の条例改正には反対といたします。以上です。
議 長	他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから議案第36号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第36号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) ×5 番議員、6 番議員	
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第36号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。

日程第10 「議案第37号」

議 長	日程第10、議案第37号「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第37号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第37号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第37号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。

日程第11 「議案第38号」

議 長	日程第11、議案第38号「令和5年度小海町一般会計補正予算（第2
-----	----------------------------------

	<p>号)について」を議題といたします。</p> <p>本案については、予算決算常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 品田宗久 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
〈予算決算常任委員会要望事項〉	
	<p>デジタル田園都市国家構想交付金事業について、進捗状況等議会への報告また町民に周知を行うとともに、将来展望がある施策の展開に努められたい。</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でありますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めてます。黒澤町長。</p>
〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉	
	<p>全員協議会などで進捗状況など報告をさせていただくとともに、広報などによる町民への周知、また町民の皆様からの意見や要望を反映した将来希望が持てる事業展開に努めてまいります。</p>
議 長	<p>これより議案第38号「令和5年度小海町一般会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
11番議員	<p>11番篠原伸男です。本案につきましては移動販売車それからデジタル国家構想交付金また旧小海農協倉庫跡地等につきまして申し上げ賛成の討論とします。まず移動販売車についてでございますが、地域おこし協力隊員が5月末で退職し、先般の全員協議会では福祉面を重視し、町の社会福祉協議会に委託する方向で6月に社協が試験的実験をし、7月以降方向付けする旨の報告がありました。社協では4月下旬から試運転をしたやにも聞いておるところでございます。そして商工会には予算が5,134千円組まれていたわけでございますけれども、5月12日の日に2ヶ月分750千円が支払われ商工会との契約は5月末で終了したと報告を受けました。7月以降は社協が町の委託を受けて採算の悪いこの事業を予算措置もなく、社協の持ち出しで実施していくのか。経済的にピンチの場合には金融機関等の融資制度を活用して乗り切ることができます。しかし福祉というものは今現在困って直面しているものでありますので、速やかに対応していかなければならないものであります、今回の町の対応で果たして買い物弱者の皆さん方に即応していくのでしょうか。2番目としてデジタル国家構想交付金による駅周辺活性化事業でございます。この事業の推進についてはもちろん賛成であります</p>

が、ただ今回予算で出されてきているものにちょっと順序がおかしいのではないかと私は懸念するところでございます。この構想には長期振興計画と駅周辺活性化が取り上げられております。長振の中では駅周辺町づくりに関する事項も取り上げられており、また駅周辺活性化の委託の場合はアルルを中心に取り上げられていると私は認識しております。小海町のこれから発展考えていったときに、数少ない公共施設の小海駅とアルルというものは同時一体化で構想を立てて対応していくべきではないかと私は思っているところでございます。アルルを中高生中心に固定化してパーテーション等で仕切ってしまったら町民のコミュニティー施設として条例化されているアルルはどのようにしていくのでありますか。テナントの一部が今年度に1号補正では58m²占有するというものが、2号補正では140m²と倍以上82m²も増えてきておりまして、町民が自由に活用する面積が大変狭くなってきておるのが現状でございます。民間の方たちが昨年度は何度かあのアルルの中で企画してイベントを実施してきているところでございます。3月にはあの駅の2階の方まで活用し、取り組んできて大変盛況でありました。このように民間のイベント開催にも小中学生の待合あるいは自習室に固定してしまって本当によろしいのでしょうか。長期振興計画の委託の中にグランドデザイン作成という大きなテーマがございます。このグランドデザインができるまで急いでアルルの部分を固定化する必要があるのでしょうか。またあの駅のところは、駅の事務所のところは廻りが壁で囲まれていて、活用するにも大変私は難しい今状況でもあると思います。誰でもが気楽に休めるように机やいすの配置、Wi-Fiの設備、防犯カメラ等の設置等、急務的なものについて限定していくべきではないでしょうか。またJR企画の町から示された昨年度委託したJR企画での提案ではR7年度に取り上げてきましたが、イベントスペースを活用して学生っていうんですから高校生のグループとか地域と連携したイベントを行っていったらどうかということが提案されておりますけれども、まさに今先ほど私申し上げました民間の方の皆さん方が企画するイベントや高校生のグループのイベント等を共同で行っておりまして、そして長期振興計画の中ではありますグランドデザインというものを踏まえたうえで、アルルと小海駅というものを、腰を据えて取り組んでいくべきではないでしょうか。自習室についても先般の教育長の報告によれば小海高校の校長先生2階の方が望ましいようにも私は伺っております。その点も踏まえて腰を据えて取り組んでいく必要があるのではないか。3番目の小海農協の倉庫跡地の活用についてございます。当初予算では宅地

	<p>造成が挙げられておりましたが、皆減されました。今回の補正で財源を明確にして再度私は計上してくると思っておりましたがそういったものはありません。宅地販売を計画している上でございますが、あそこの地域は私も近くにおりますですからよく見ておりますが、地形的には大変変形しておりますし、また馬入れの問題もあると私は認知しております。農協交換の時には町営住宅の建設と議会に説明して議会も承認したにもかかわらず、その点実際には今年度の予算の時には宅地造成というふうに変わってきておりますんで、その点も十分な検討が必要ではないでしょうか。長く申し上げましたが、デジタル交付金というものはデジタル社会を形成していくためのステップであります。予算執行を再度私は練り直す必要があるんではないかと思いますし、他の2点については、私は本日最終日に補正予算くらい出てくるかなと思いました。当初予算に組まれていたものですからね。しかしそういったものが出てこられない以上は早急に予算措置等を検討して、やっぱり町民の付託に答えられるような行政の執行を申し上げまして賛成の討論といったします。</p>
6番議員	<p>6番的墾です。私も本補正予算第2号に2点を指摘させていただきながら賛成討論を述べさせていただきます。1点目は小海駅周辺活性化事業についてです。デジタル田園都市構想。デジタル総合戦略に基づいて自治体が地方版デジタル総合戦略を策定するというものであり、これには社会的課題を解決する経済社会システムの構築ということが書かれており、社会的課題を成長のエネルギーとしてとらえるということのようです。社会的課題を企業が進め、それによって利益が出るという仕組みを作るということです。デジタル総合戦略の特徴として地方に仕事を作る、人の流れを作る、結婚・出産・子育ての希望を叶える・魅力的な地域を作るの4分野を設定しています。もちろんこれらを果たされればよいわけですが、果たしてそれらをデジタル技術の活用で可能となるのか、ということは疑問であります。係の説明を聞いてみましても、計画が全然定まっていない、自ら「ふんわりと」と表現されたように、何ともあいまいな事業だとみんなが感じたと思います。もちろん駅周辺の活性化事業は必要だとは思いますが、町づくりの全体構想が駅周辺の活性化事業を中心進められるということにも無理がある。私は偏りがあると感じます。交付金ありきの事業にならないよう、しっかりととした事業計画の中で進めていただきたいと思います。そして2点目はやすらぎ園運営費、人件費の問題です。やすらぎ園職員と社協業務と兼ねてシルバーパートナーセンターからの受託業務を行うという説明でした。シルバーパートナー</p>

	センター業務を受託できるのか。定款上本当は問題だが大きな高齢者支援という枠の中でとらえてやって行きたいという説明でした。たとえそれが可能だとしても、社協の業務であって、やすらぎ園の業務ではありません。業務ということであれば後々補正で減額をという話も出ましたが、シルバー人材の受託料の入件費の差額を町に納入するなんてことは考えられません。きちんとした形の方向付けが必要だと思います。以上2点を要望し賛成討論といたします。
議長	他に討論のある方は、ございませんか。
議長	これで討論を終わります。これから議案第38号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第38号を委員長報告のとおり、可決とすることに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第38号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議長	ここで3時まで休憩とします。 (ときに14時39分)

日程第12 「陳情第1号」

日程第19 「発議第3号」

議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第12、陳情第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情及び 日程第19、発議第3号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書は関連がありますので、一括して議題と致します。陳情第1号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
	(委員長報告—採択と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第2号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。 事務局長に発議第3号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第3番 篠原哲雄 君。
3番議員	<p>ただいま上程されましたさらなる少人数学級推進と教育予算の増額及び義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>意見書案にもありましたように、令和3年度から小学校での35人学級が全学年で実現することとなりましたが、35人学級では不十分であり、いまだに中学校では40人学級のままとまっています。昨今の教育現場は新学習指導要領への対応やいじめ・不登校等の対応などで教材研究や授業準備が十分に行えない状況であり、また教員不足も深刻であります。子供たちのゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、早急に30人学級にするなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が必要だと考えられます。よって、国の責任において30人学級を推進し、教育予算の増額を強く要望いたします。また、義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るために、これまで大きな役割を果たしてきました。しかし、「三位一体改革」の中で、費用負担割合を2分の1から3分の1に引き下げられました。長野県では、少子化が進む中、県や市町村が独自に教員を配置し、複式学級を解消してきましたが、地方自治体の財政負担は大きくなるばかりです。このままでは、財政規模の小さい県では、十分な教育条件が整備できず、教育の地方格差の拡大が懸念されます。よって、国においては、これらの実情を深く理解され、教育の機会均等とその水準の維持向上のため、義務教育費国庫負担制度の堅持し、費用の負担割合を2分の1に戻すよう要望いたします。</p> <p>以上がさらなる少人数学級推進と教育予算の増額並びに義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提案理由であります。議員各位</p>

	には、御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから発議第3号を採決いたします。提出者の説明のとおり発議第3号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって発議第3号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。

日程第13 「陳情第2号」

日程第20 「発議第4号」

議長	日程第13、陳情第2号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情及び日程第20、発議第4号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書は関連がありますので、一括して議題と致します。陳情第2号については、民生文教常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
(委員長報告—採択と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第2号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第4号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第7番 井出幸実 君。
7番議員	ただいま上程されました「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。わが国はご存じのように資源、原材料を外国に頼っています。何もない国です。こんな国が発展していくには教育の充実しかないと確信しております。そのためには先ず教職員の確保が必要不可欠です。教職員の待遇改善が叫ばれています。そんな中で最近新聞記事に教職採用試験志願者が減少的になってきているということが出ておりました。県ではこれに鑑み志願者確保対策をおこなっているようございます。県教職員の待遇改善は必要と考えます。国からくる教育費用は一部一般財源化されております。県知事の考え方で可能となると考えています。これから日本を担っていく子供たちのために、教職員の質の向上が求められています。その一環として教職員の働き方改革、待遇改善が必要と考えています。へき地手当は長野県では国の基準の3分の1程度だそうでございます。少なくとも近隣県並みの水準にしてほしいと思います。また戻してほしいと思っています。そんな中提案理由として申し上げましたが、議員各位の賛同を申し上げ意見書が提出されますようお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第4号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第4号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって発議第4号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。

日程第14 「陳情第3号」

議長	日程第14、陳情第3号「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める陳情書」を議題といたします。陳情3号については、総務産業常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出 和人 君。
(委員長報告—継続審査と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
5番議員	前回に引き続いてこの陳情継続審査となったということですが、何か議論がなされたか、それだけお聞きしたいと思います。
議長	井出和人君。
総務産業 委員長	特に議論はありませんでした。
議長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6番議員	6番的埜美香子です。陳情第3号えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める陳情書について、ただいま継続審査ということでありました。このことに対して反対の討論をいたしました。この陳情は昨年9月にも出されその時は「内容がよくわからないもう少し研究したい」とのことでした。その後総務委員会でも審査することもなかったわけですが、全国に大きなニュースが流れました。袴田事件の再審開始が決定されたと。そういうニュースです。57年間無実を信じて戦ってきた姉のひで子さんの喜ぶ姿が本当に印象的でした。そしてえん罪被害にあっている方たちを励ます出来事でもありました。人権を踏みにじる刑事司法と再審制度の在り方の見直しが必要だということも袴田事件の再審開始決定が教えてくれたのではないでしょうか。ここにいる誰もがえん罪被害者になり得るわけあります。えん罪被害者を一刻も早く救済するためにも継続審査ではなく、国へしっかりと意見書を上げるべきだと思います。以上で継続審査に反対の討論あります。
9番議員	私も陳情3号については反対の立場でちょっとお話をいたします。えん罪については何回もこの件が出ている訳でありますけれど、私もえん罪という本を読んでみましたということと、先般井出薰元議員からCDを頂きましてそれも見てみました。それによりますと2005年の10月10日に松本の市役所勤務の柳沢博之さんが新宿駅のあずさで財布を取った

	取らないでもめて、これについては警察も検察も一方的な捜査で有無を言わさず告訴され、1年2か月という有罪判決を受けたということあります。そこらを見ましたところ裁判でも警察とか検察が不利な証拠は一切出さなかつたということが表に出たわけです。そんな中私は全面的に証拠開示が必要でこの陳情を上げるべきだと考えます。以上です。
議長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決いたします。委員長の報告は、継続審査であります。陳情第4号を委員長報告のとおり、継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5番議員、6番議員、9番議員	
議長	挙手多数と認めます。したがって陳情第4号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。
<u>日程第15 「陳情第4号」</u>	
議長	日程第15、陳情第4号「国保制度の改善を求める陳情書」を議題と致します。陳情第4号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
(委員長報告—趣旨採択と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6番議員	6番的埜美香子です。陳情第4号国保制度の改善を求める陳情書の趣旨採択に対して反対の立場で討論します。私は今議会の一般質問におきましても国保の性質から高すぎる国保税が払えない滞納者が低所得者を中心に多く、どうしても国からの公費投資導入が必要なんだと、町長や町当局そして議員の皆さんとも共有できたと思っております。今回の陳情書も誰もが安心して医療を受けられるために当たり前のことを行ふものであり、全国知事会からも要望を出しているということで、町民に一番近い町議会として国へ意見書を上げることに何ら問題はないと思います。趣旨に賛同するならばこの陳情は採択すべきではないでしょうか。趣旨採択にすべきではないと思います。以上です。
議長	これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決いたします。委員

	長の報告は、趣旨採択であります。陳情第4号を委員長報告のとおり、趣旨採択と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) ×5番議員、6番議員
議長	挙手多数と認めます。したがって陳情第4号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

日程第16 「陳情第5号」

議長	日程第16、陳情第5号「介護保険制度の改善を求める陳情書」を議題といたします。陳情第5号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
	(委員長報告—趣旨採択と決定)
〈民生文教常任委員会要望事項〉	
・国民健康保険事業、介護保険事業ともにあまねく被保険者の実態を把握し、町民の生活、健康不安に寄り添うよう、より一層の研究、努力をされたい。	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	ただ今の、民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
〈民生文教常任委員会要望事項に対する答弁〉	
国民健康保険事業、介護保険事業の被保険者に限らず、すべての町民が抱える生活不安や健康不安などを払拭すべく、より一層の調査、研究をして事業実施等に努めてまいります。	
議長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6番議員	6番議員的埜美香子です。陳情第5号介護保険制度の改善を求める陳情書について趣旨採択に反対の討論をいたします。この陳情も趣旨賛同してどうして趣旨採択なのか分かりません。だいち昨年12月議会において第9期介護保険制度に関する意見書を上げておりそれにも矛盾するのではないでしょうか。介護する人、される人が共に大切にされる社会を実現するための当たり前の国への要望なのではないでしょうか。趣旨採択にするべきではないと考えます。以上です。
	他に討論のある方はございませんか。2番鷹野文則君。
2番議員	趣旨採択について賛成の立場で討論いたします。確かに趣旨については結構なんですが、実現性という部分で少し時間を要するかなあという部

	分で趣旨採択とした経緯がございます。先ほどの陳情第4号についても討論すればよかったですけれども、国保については県一体化の下、県からロードマップが出て小海町としても2次医療圏内での国保税の統一を方向へ舵を切りました。そういう中でも先ほどの国保に関しては少し時間がかかる、将来的な話となるので陳情を審査する中での現実性、実現性という部分に難があるかなあと感が致します。それから介護保険でございますけれども、こちらの方も趣旨は重々理解できます。ですけれどもこの後介護保険制度の改定がありまして、そこで大幅な増額という部分が噂されております。しかし中身はまだ今の段階では分からぬうところで、確かに内容を見まして3番の多床室のベットをさらに加算という部分につきましては、国の介護保険審査会においても何を考えているかわからないと感はするところでございます。ですが今の状況からすると早い実現というのもこれもまた難しいのではないかという部分から趣旨採択という選択がなされたと思っております。以上です。
議長	他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから陳情第5号を採決いたします。委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第5号を委員長の報告のとおり趣旨採択と決定することに賛成の方の挙手の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5番議員、6番議員	
議長	挙手多数と認めます。したがって陳情第5号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第17 「陳情第6号」

議長	日程第17、陳情第6号「マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書」を議題といたします。陳情第6号については、民生文教常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野 文則 君。
(委員長報告—継続審査と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
5番議員	5番渡邊晃子です。陳情第6号マイナンバー制度による健康保険証廃止

	<p>方針の撤回を求める陳情書、継続審査への反対の立場で討論させていただきます。この陳情では言及していませんが、皆さんも報道等で十分、十二分ご承知のとおりこの件に関しても問題が噴出しております。民生文教常任委員会において政府が修正をしながらやっている道筋が示されている中で、今この意見書を出さなくてもいいのではないかとのご意見がありました。しかし今現在進行形で国民の命や健康が危険にさらされているわけです。河野太郎デジタル相自身、間違ったデータを基に医療が行われ健康に被害が及べば深刻なトラブルだ。個人情報が保護されないことは個人の尊厳に関わる重大な事案だと認めておられます。陳情の中にある資格確認証について、8日の参議院厚生労働委員会で加藤厚労相は保険者が必要と認めるときは本人の申請によらず職権により交付できると答弁したものとの申請基づく交付が前提との立場は変えていません。これでは忘れたり病気などで手続きができず保険料を払っていても保険診療を受けられなくなる可能性が残ったままです。資格証明書を発行交付する保険者、つまり町の負担も増加します。本庁でも誤登録の案件が1件生じたとのご報告がありました。町の責任ではないものですが町としては手が出せず国の機関に対応を任せざせるを得ない、またシステム上のこともあります今後も絶対ミスが起きないとは言い切れないと、自治体の負担の観点からしてもこのマイナ保険証を推し進めることはやめるべきだと思います。繰り返しますけれども今現在進んでいる問題です。命に係わる題です。陳情項目にあるよう健康保険証の廃止方針は撤回すべきだと考えます。本陳情書を採択すべきだと考えます。以上です。</p>
議長	これで討論を終わります。これから陳情第6号を採決いたします。委員長の報告は、継続審査であります。陳情第6号は、委員長の報告のとおり継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数)	
議長	挙手多数と認めます。したがって陳情第6号は、委員長報告のとおり不継続審査とすることに決定いたしました。
<u>日程第18 「陳情第7号」</u>	
議長	日程第18、陳情第7号「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情書」を議題といたします。 陳情第7号については、総務産業常任委員会に付託しておりますので、

	委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出 和人 君。
(委員長報告—不採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
5番議員	5番です。お願い致します。こちらも不採択ということですが、議論があったかどうかそこだけ伺います。
議 長	井出和人君。
総務産業 委 員 長	特に議論はありませんでした。
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
5番議員	5番渡邊晃子です。陳情第7号「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情書を不採択することへの反対の立場で討論させていただきます。何故不採択なのか、委員会では議論がなかったということでした。陳情事項が述べていることはまさにそのとおりではないでしょうか。自分の国は自分で守らねばという立場の皆さんも日本が直接対象にはならないアメリカが判断した戦争に日本が肩を並べて参戦することが可能になるようなこの安保関連3文書を国会にも諮らず一内閣が閣議決定をしたことには大きな疑問を抱かれていると思いますし、私も実際に複数の町民からもそういうご意見を伺いました。軍事費増額の開始時期について政府は先送りするということですが方針は変わりません。復興特別所得税を財源とすることに対して、被災者の皆さんから悲しみ怒りの声が上がっていますがそのままです。それだけでなく国立病院機構などの積立金、中小企業に充てる資金まで軍事費に回すことです。軍事費増強で国民の町民の命、暮らしを脅かすこの姿勢を許していいのでしょうか。住民の命、暮らしを脅かすこの姿勢に住民の一番近くにいる代表である私たちがしっかりとものを申すべきではないでしょうか。私個人の意見を述べさせていただきましたけれども、この陳情の中身は様々な立場の皆さんに配慮した内容になっていると思います。この国の在り方を一内閣の閣議決定で決めることを良しとするのか、私たちも議員の役割を問われていると思います。町民生活、地方財源に関わる問題に声を上げなくてよいのか。是非とも皆さんによくよくお考えいただきたいと思います。本陳情書を採択すべきと考えます。以上です。

議長	これで討論を終わります。これから陳情第7号を採決いたします。委員長の報告は、不採択であります。陳情第7号は、委員長の報告は不採択とされておりますが、可を諮る原則により、本案を採択することに賛成する方は挙手を願います。
(挙手少数) ○ 5番議員、6番議員	
議長	挙手少数と認めます。したがって陳情第7号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
議長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議長	異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散会</u>	
議長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和5年第2回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 (とき に 15時42分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議

長 有坂辰三

1 番 議 員

黒澤 敦文

2 番 議 員

鷹野 文則

